

平成 22 年 12 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 12 月 10 日 開会  
平成 22 年 12 月 17 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成22年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年12月10日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 平成22年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 第 6号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第 7号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 平成22年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 第12号議案 飯島町基本構想について

日程第16 第13号議案 国土利用計画（第3次飯島町計画）について

日程第17 第14号議案 上伊那広域連合規約の一部変更について

日程第18 議会閉会中の継続審査事項等委員会報告

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美  |
| 3番 坂本紀子  | 4番 浜田 稔  |
| 5番 堀内克美  | 6番 倉田晋司  |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文  |
| 9番 竹沢秀幸  | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

- |         |       |
|---------|-------|
| 議会議務局長  | 米田章一郎 |
| 議会議務局書記 | 千村弥紀  |

## 本会議開会

開 議 議 長	平成22年12月10日 午前9時10分 おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより平成22年12月飯島町議会定例会を開会します。 各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて、慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成22年11月22日付飯島町告示第84号をもって平成22年12月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。今年も余すところ20日余りとなりました。今年1年間議員並びに町民の皆様には町の行政運営に対してご理解ご協力を賜り、ほぼ計画いたしました事務事業がおおむね順調に遂行されておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。 さて内外ともに、まさに激動のこの1年を少し振り返ってみますと、前年に政権交代がなされた中で平成22年は引き続き経済や雇用情勢が極めて厳しい状況の中で新年を迎えたわけでありましたが、こうした状況を打開するために国、県、町を挙げて経済危機対策や雇用対策に取り組んできたところでありまして、新年早々1月と2月に臨時議会をお願いをし、国の第2次補正予算の対応や地域介護福祉空間整備事業など、当町にとりましては極めて大規模な補正予算の編成を行ってきたところでございます。事業の執行にあたりましては予算編成が年度末ということもあって、繰越明許費として約670,000,000円を本年度へ繰越して本年度予算と合わせて執行してきたところでございます。内閣府の11月の月例経済報告によりますと景気はこのところ足踏み状態となっているとしており、また失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるとされております。また日本銀行松本支店による10月の長野県の金融経済動向によりますと、長野県経済は緩やかに回復しつつあるものの改善の動きが弱まっている、また生産は増勢が鈍化をしている、このほか雇用・所得では厳しい状況が続いているが緩やかに改善もしているとされております。更に伊那管内の10月の月間求人有効倍率は対前年比0.03ポイント上昇をし0.66倍となっております。これらの情勢から依然として厳しい経済情勢や雇用情勢が続くものと認識をいたしておりまして、大変憂慮もしておりますところでございます。本年度も国において経済対策関係補正予算の成立をみたところでありますが、その効果に期待をし、飯島町といたしましても一日も早く景気回復を実感できる日が来ることを切に願っているところでございます。 その一方で今年の春には飯島町にとりまして大変うれしい話題も多くありました。先ず

議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、5番 堀内克美 議員、6番 倉田晋司 議員を指名します。
議 長	日程第2 会期の決定を議題とします。

飯島町には千人塚公園に城ヶ池がありますが、こうした溜め池は全国で約21万カ所あると言われております。その中から景観や歴史など特に優れた溜め池として全国溜め池百選に千人塚城ヶ池が選ばれました。これを機に早速看板設置をするなどPRに努めているところでもあります。そうした中、特に今年の春の桜の時期には昨年を上回る観光客が訪れたところでございます。また与田切公園の越百の水が信州の名水秘水15選に選ばれました。選定をされた以降、越百の水を求めのお客様がかなり増加をしてくれておるわけでございます。次にミステリー作家の西村京太郎先生による飯島町を舞台としたミステリー小説「十津川警部赤と白のメロディー」が月刊ジェイ・ノベルという月刊誌で連載をされ、来春早々には単行本が発刊されるというふうに予定となっております。今後は是非ともテレビのドラマ化が実現をすることを期待しているところでございます。4つ目の話題は本郷地区営農組合及び有限会社本郷農産サービスが長年取り組んでまいりました本郷そばが平成21年度全国そば優良生産表彰の場において見事最高賞の農林水産大臣賞を受賞をいたしました。今年の本郷そばは長野県内では最高値で取引がされているというふうにお聞きをいたしております。このように飯島町は優れた自然環境とともに大変素晴らしい様々な素材を持っておりますので、今後も今まで以上に町のPR努め、様々な面から町の活性化やイメージアップにつなげる努力をしまいたいと考えているところでございます。

さて本年度は昨年後半から引き続き第5次総合計画等の策定作業に取り組んできたところでございます。飯島町の向こう10年間の進むべき方向を定める基本構想をはじめ、基本計画、国土利用計画、さらに行財政改革プランの4計画を最初から住民参加の下で策定作業を進めてまいりました。この間多くの住民の皆様から様々な意見や想いをお聞きをし、それをもとに素案策定委員の皆様や基本構想審議会の皆様が延べ100回を超える会議の開催の中で、白熱した議論を展開して計画を練り上げ、過日基本構想審議会から答申をいただいたところでございます。この計画策定にあたり、ご意見をいただきました町民の皆様や計画策定作業に携わっていただきました各委員の皆様から心から感謝を申し上げる次第であります。向こう10年間では人口の減少が見込まれ、少子高齢化が一層進むことも予想され、町の活性化が懸念をされますが、その一方で現在工事が着々と進んでおります伊南バイパスが供用開始となり、飯島町も活性化に向けた大きなチャンスが訪れるものと多くの町民の皆さんが期待をしているところであります。飯島町の人口増や活性化は一言でいえば魅力ある町づくりに尽きるわけでありませんが、多くの皆様に議論いただきました第5次基本構想案等について更に議員各位の議論をお願いをいたすところでございます。

さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件1件、条例案件3件、予算案件7件、その他案件3件の計14件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

堀内委員長。  
 議会運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る11月26日議会運営委員会を開催いたしましたしまして、本定例会の会期につきまして審議を行いました。案件の内容からいたしまして、本日から12月17日までの8日間とすることに決定をされましたのでご報告を申し上げます。以上です。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間としたいと思います。

議長 ご異議ありませんか。  
 (異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から12月17日までの8日間とすることに決定しました。堀内委員長自席へお戻りください。

事務局 会期の日程は事務局長から申し上げます。  
 米田事務局長。  
 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。  
 議長から申し上げます。請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までの受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、お手元に配布のとおり、定期監査報告がされております。

次に、例月出納検査の結果について報告いたします。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。  
 米田事務局長。  
 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験等を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされております。任期は3年ございまして地方税法第423条第3項及び第6項にこのことが規定をされております。現在飯島町では宮脇幸男氏、堀越寿一氏、上原勇氏の3氏が在任中ですが、上原勇氏がこの12月20日に任期満了となります。後任の委員として上原靖一氏を選任

をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。上原氏の経歴につきましては別紙経歴書のとおりであります。上原氏は専業農家として農業を営むかたわら現在七久保区の副区長の要職にお勤めであり、営農を通じ土地等に関する造詣・識見も大変深く、最適者として選任同意をお願いをするものでございます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これより第1号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。  
 [賛成者起立]  
 お座りください。

議長 起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
 [上原靖一さん登壇]

議長 再開いたします。

ここでただいま選任同意されました上原靖一さんからごあいさつをお願いいたします。  
 [上原靖一さんあいさつ]

上原靖一氏 ただいま選任されました飯島町七久保の上原靖一であります。未熟者ではありますが一生懸命やりますのでよろしくお願いいたします。

議長 上原さんありがとうございました。  
 暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
 [上原靖一さん退壇]

議長 再開します。

議長 日程第5 第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

副町長 第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。消防団員の公務災害補償につきましてはこの条例に基づいて補償を行うこととしております。このたび児童扶養手当法が改正されたことに伴いまして、この法律を基準としている部分の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
副町長 第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業で整備いたしております中町地区、北町地区、石曾根地区、鳥居原地区、春日平地区、本郷第5地区、以上6地区の高齢者支えあい拠点施設が供用開始となるため関係条例の改正を行うものでございます。細部につきましては、ご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。  
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)  
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案飯島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第4号議案飯島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。この一部改正条例につきましては本年6月議会におきまして飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の制定に合わせ議決をいただきました暴力団員の入居制限について、具体的に駒ヶ根警察署との連携協定を締結するため協議を進めてきた結果、県警察本部の指導もあり、他の条文についても整備をする必要が生じたため今回一部改正をし、より実行力あるものとして町営住宅入居者の安全で安心な生活を確保するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
建設水道課長 (補足説明)  
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)  
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第4号議案飯島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案平成22年度一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第5号議案平成22年度飯島町一般会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ265,760,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,743,307,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容でございますが、平成22年度国の1次補正による社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、道路改良工事に約230,000,000円を計上いたしました。事業費の約2分の1が国庫補助金になります。残りの多くの財源は地方債を発行することといたしました。この地方債の元利償還金は後年度においてほぼ全額交付税措置される有利な制度となっております。なお今回の補正は国の第1次補正に関わる補助金の交付申請に基づいて当町の補正をいたしておりますので、今後国全体の申請状況の動向によっては事業費等の変更もあるかと思っておりますので、明確になった時点での再補正もありうるということでございます。あらかじめこのことを是非ご承知置きいただきたいと思っております。  
次に地域介護福祉空間整備事業を活用して高齢者ふれあいセンターを約30,000,000円で建設することといたしました。これは老朽化した保健センターに代わる施設となりますが、農村環境改善センターに増築をする形で建設する計画でございます。  
次に障害者福祉サービスについて障害者自立支援法の改正によりサービスを受けられる方の負担がゼロになりましたので、国、県、町の負担割合やその実績等を考慮して増額補正をいたしました。その他国の補助がつきましたので子宮頸がんの実施や小児の予防接種事業への委託料、太陽光発電施設導入の補助金、商工業振興関係補助金などを増額補正し、災害時への対策としまして県市町村振興協会交付金を活用して町内の避難施設などへの表示看板の設置など防災施設の整備を進めてまいります。また平成22年度の国家公務員に対する人事院勧告に準じて職員の給与の減額改定を行いましたので、これらに関わる補正でございます。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
総務課長 (補足説明)  
住民福祉課長 (補足説明)  
産業振興課長 (補足説明)  
建設水道課長 (補足説明)  
教育次長 (補足説明)  
会計管理者 (補足説明)  
議会事務局長 (補足説明)  
議 長 以上で各課の説明が終わりました。

1番  
久保島議員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ちょっと説明がなかったかなというふうに思うんですが、03の民生費の中の支出ですが2311の地域介護空間整備事業の高齢者ふれあいセンターの件なんですが、もう少しどの様なものなのかっていうのを説明をお願いいたします。

議長  
久保島議員  
副町長

何ページ、もう1回。  
21ページ。  
大変あの説明漏れがありまして失礼をいたしました。21ページの地域介護福祉空間整備事業におきまして34,073,000円の補正を今回お願いをしてございます。これはあの単にここだけを見ていただきましてもこれだけのものがございますが、全体的にもう少し大きな考えがございまして、いま計画中でございます。先ずあの第5次総が今議会で議決になった場合において、それらの実施するについて各所のプロジェクト等の関係もございまして、庁舎内の修繕も行わなければならないというようなことで、一般管理費の方で3,000,000円ほどの補正を今回お願いをしてございます。これも一部関係するものでございます。それからもう1つは生涯学習センターの設置に伴ったりします教育委員会の機構改革が来年4月に予定されております。そういった点。それから今現在保健センターを下の施設を使っておりますけれども、介護予防の事業が非常に多くなってきておりまして、下の施設だけではこれを十分活用出来きらないということで今現実に役場の方の会議室も使用しながら保健予防事業も併せて行っているようなことがございますので、そういった点を踏まえまして役場の西側にあります農村センターを活用できないかというようなことで今検討しておるところでございます。ただあの農村センターにつきましては国庫補助を得て施設整備をした経過がございますので、今現在県を通じ国との今協議中ということでございます。従いまして農村センターをまず有効に活用しようというようなことと合わせましてこの農村センターに地域介護福祉空間事業を取り入れたいいわゆる保健事業、それから介護予防そういったものを総合的にこちらの方へ集中して管理していきたいという考え方を持っております。そんなようなことで各それぞれにまあ担当の方から説明したものは総括的にはそんな考え方を持っております。従いましていま教育委員会は文化館の方で事務を執っておりますが、農村センターの方に入って2係、教育長の下で同じフロアの中で事務をできるような体制を取っていけたらというような構想、それから保健センターを農村センターの中にこのふれあいセンターを併設をして総合的に住民の健康管理ができたらというような考え方を持っております。まだあの県との協議も整っていない部分もございまして、今現在そんなことで進行中でございますので併せてご了解をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長  
5番  
堀内議員

他にございせんか。

全体の計画のことは今お話があったんですが、この高齢者ふれあいセンターを増築するということですので、どの位置へ増築を計画しているのか、それともう1つはだいたい何時頃完成を見込んで、今も次のいろいろの利用のこともお話がありましたけれど、それを何時頃からその機構改革やしたのを何時頃からその施設を使ってやっていくんだかその辺をお伺いしたいと思います。

総務課長

今あの各課にまたがることですので手続きをちょっと総務課の方で今総括的に行っておりまして、農村環境改善センターは補助事業ですのでその認可の手続きをしております。もう3カ月以上経っているんですが11月末くらいまでに承認の許可が来るというふうに予定をしていたんですが、いま今日現在確認したんですがまだ来ておりません。それが来ないちょっと環境改善センターの方の改築の方の手続きとか工事が発注できませんので、準備は進めておりますけれども今その許可待ちの状態になっております。で、予定としては3月31日までになんとか工事をしてしまいたいということで、今手続きをしてというか準備をしている最中でございます。でその保健関係のその施設につきましてまあ改善センターの南側に道路との間にちょっと駐車スペースがありますが、そのところへ増設をすると南側へ増設する、でその接続の部分を単独で直し、今の空いている事務室の部分も少し改造したいということでそれぞれ予算をとって、機構改革も4月1日からということでございますので、とにかく4月1日に間に合うようにしていきたいということで今準備を進めておりますけれども、国の方のその許認可の手続きの文書がいつ来るかによってちょっと遅れるかもしれませんが、とにかく我々としては今そういう目標でそういうスケジュールで事務を進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長  
8番  
北沢議員

他にありませんか。

今のただいまの中でですね、農村環境改善センターには地域活性化のために農産加工で頑張っていたいでいる皆さんがいるわけですが、そういった部分はそのまま残るわけでしょうか。その点について伺います。

総務課長

関係課と協議しまして現在使っているあの加工室、それからその南の営農指導室、それから大きいあの会議室みたいなところがありましてその会議室等あらずと農家の皆さん使っていますのでその部分はもう全く手をつけないようにして、常時使っていない部分ですね、あの前、産業振興課が入っていたあの事務室の部分、その南側の喫茶室、その西の研修室、そこらの辺はちょっと改造をしたいということでいま許可申請を挙げてありますので、今までの営農関係の活動には支障のないように改造をしていきたいというふうに思っております。

議長  
8番  
北沢議員

他にございせんか。

それではあの2点ほどお願いしたいと思います。先ずあの15ページの関係でございます。情報公開審査委員の今回委員の補正があったわけでございますが、先程の説明の中で開催の必要が生じたというご説明がありましたが、通常いわゆる委員会の開催なのか、そのいわゆる審査を必要とする開催の必要が生じたので今回委員の報酬を補正するのかその点についてお聞きをしたいということ。それからあの17ページの避難施設の表記の関係でございます。これについてはあの先に一般質問もさせていただきまして、この事業が進展することは非常に結構なことだと思います。まあその中で表記の方法でございますけれども特にあの来年度から小学校の英語、こういったものが必須化されます。まあそういったことからですね、町内にまあ英語表記というような環境を整えてまあおいて、まあそういったことが小学校の英語教育にもひとつ生かされていくのではないかとこんなようなこともありますし、また外国人に対する配慮とこういったような点があるわけござい

総務課長 すけれども、表記の方法についてまあ外国語の標準語であります英語表記、それから日本語表記そんなようなものを検討されているかどうかについて伺います。

最初の質問は15ページの情報公開の関係でよろしいですね、1回開催する必要が生じました。これはあの個人からあのいろいろ申請があつてやるわけではございません。内容といたしましてはですね、今、八十二銀行と役場とはフロッピーディスクで口座振り込み等を行っているんですが、これをオンラインでやるという今計画をしておりますので、そのことについてはこの委員会の審査を経て決定しなければならないというルールになっておりますので、その関係でそのセキュリティーの問題等を審査をしていただくということでこの会議を一度設けたいということでございます。それからあの2点目のご質問のありました避難所等のあの表記ですけれども、もちろん日本語と英語は今考えているんですけれども、その他にあの他の国の言葉でもちょっと表示をしてもらいたいという意見が寄せられておりますので、何か国語で表示をするかっていうのは今ちょっとまだ迷っているところでございます、日本語と英語は必ずやりたいというふうに思っておりますので、ちょっと執行までにもう少しこちらでも検討してまいりたいと思いますので、また良い意見等がありましたら、国際協力会の皆さんにもちょっと意見を聞いてみたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議 長 他にございませんか。

堀内議員 いくつかお聞きをしたいと思います。先ず14ページ1111の町長交際費でございます200,000の補正になってますが、通年ペースなのかどうかその辺をお伺いをしたいと思います。それから17ページの防災対策の関連でお伺いしたいと思いますけれど、避難表示を設置するのもいいんですが、実はその広報のスピーカーが聞こえにくいところがまだあると思うんです。特にまあ私の家の付近は駒ヶ根市の広報は聞こえますが飯島の広報は風向きによっては聞こえません。です、あれは多分スピーカーの方向をちょっといじるだけでも多分違うんじゃないかなというふうに私は考えますので、そこらを是非あのもう1回見直していただくことを考えてもらったかどうかとそんなことでお伺いしたいと思います。それから31ページ4233追引南田切幹線の詳細設計の経費を計上していただいておりますが、地域ではいろいろと説明会の中で、もうすぐやってくれるようなつもりでございましたが、なかなか工事にかからないというようなことであります。まあ早期着工のために詳細設計ということですので今後用地買収なんかは町がやって、工事は飯田国道でやっていただくというようなことを地元ではお聞きしていますが、だいたいどの頃に道路の工事が着工になるのかその辺をお伺いしたいと思います。以上3点をお願いします。

総務課長 交際費につきましては当初予算書を持っていなくて数字が確認できませんけれども、あのふるさとづくり計画の時にかなり切ってぎりぎりです。それであの年度によっていろんなあの事業とか対応しなければならぬ経費等が出てきまして、昨年も同じ町村会の方の財源で活動費に充てるということになっておりましたので、交際費に充てて補正を同じ額した覚えがあります。で、決算の中では補正したくらいが残っていたというふうにちょっと今記憶しておるんですけれども、いずれにしてもその極力交際費を少なくすることは当然のことですので、いろんなところを精査しながら予算執行にはあたっていききたいということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

建設水道課長 それからあの防災無線のことですけれどもあの同報系につきましてはあの実施計画で大きく整備する計画を持っておりまして、このときにあの今そのスピーカーの音が聞こえないという地域がかなりあるということ承知しておりまして、その時に整備をしようというふうに今計画を大きくは持っております。で合わせてあの個別受信の装置を各戸へ置いた方がいいという意見もありまして、今あの担当の方でそれを検討しております。ただ現在の施設でちょっと方向を変えて改善できるというような程度でございましたらちょっと点検をしてあのできる範囲で直していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

建設水道課長 ただいま追引南田切幹1号の今後の見通しについてのご質問ですが、今回、来年度から用地の買収が進められるように、いわゆる用地の確定をするための詳細設計を発注をいたします。で、これで用地が確定、用地幅等が境界が確定したら来年6月頃からまあこれは見通しですが用地測量に入り、また物件調査に入りまして、用地の面積それから補償物件の内容をすべて把握をしていくと、それが成果が出てくるに3カ月ほどかかりますので、それが出来た秋ごろから用地買収に着手してまいりたいとそんなふうに考えております。で、用地買収全て完了しなくても24年度くらいからは工事に入らせていただけるんじゃないかと、そんなふうにまた国の方へも要望等調整をしていきたいとそんなふうに考えております。以上です。

議 長 他にありませんか。

久保島議員 34ページ9款の消防費なんです、中町コミュニティセンターの実施計画設計ということなんです、これが出たということは場所的なもの等ほか規模的なもの等が決まったんだと思いますがその辺のところはいかがですか。

総務課長 場所につきましては前の小学校のプールのところで現在駐車場として使用しているところでございます。あの上の原幹線に接した部分でございます。規模についてはあの昨年建設しました親町のところにある施設とほぼ同じくらいの規模で考えておりますが、これから設計に入りますので詳細については地元の皆さん消防団の皆さんや区会の皆さんと協議をしていくことになっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議 長 他にございませんか。

竹沢議員 細かいことで恐縮でございますが、35ページの七久保小学校管理費のあのプールの漏水の件ですけれども、その水道料550,000もかかりましてまあ水道事業会計では結構なことなんですけれども、原因ですとか早期に発見できなかったのかということについてお答えをいただきたい。2つ目、細かいことですが、あの先日も担当課長には申し上げましたが、同僚議員で営農センター長もいらっしゃいますけれども、過去に我が町が農業の関係で日本農業賞をいただいたんですけれども、その賞状がですねあの環境改善センターの北側の一番大きな部屋の北東の隅にコンテナの上にひょこっと乗っているということで、これは名誉あるものですのでこの際キッチンと格納していただきたいということで課長にも申し上げましたがこの点、以上2つ。

教育次長 小学校のあのプールの漏水の関係でございますけれども、漏水した場所が土の中、いわゆるあの地下でございました。従いまして検針等を行うまで気が付くのが遅くなりました

のでこんなような結果になったと思いますけれども、そういったことをご理解いただけるかというふうに思います。

産業振興課長 農村環境改善センターにあります日本農業賞の額の関係でございますが、先日その関係についてお話いただきました。実はあのあそこの集会室の正面のところには実は飾ってあったわけですが、あそこの会議室も今役場の関係でいくつかそれぞれが使われて、その使い勝手の時にたまたま動かしてあったんですが、先程まあ農村センターの改造関係もあつたりしますので、それに合わせて皆に目に付くところ、わかりやすいところに設置するという計画でおりますのでよろしくお願ひします。

議 長 他にありませんか。  
(なしの声)

議 長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

2番  
中村議員 私はこの件に関して賛成の立場で討論いたします。今国の補正予算において子宮頸がん予防ワクチンに対する補助金が盛り込まれたことを即町は対応し、かねてから町民が要望していました新たにこの予防ワクチンの補助金が盛り込まれたことを高く評価いたします。しかし補助金は各自治体が負担する部分もあり、不景気な経済状況の中では大変厳しいものがあります。本来国民の健康を守る予防ワクチンは国が全額補助するべきです。よって今後県、国へ強く呼び掛けていくことを望みます。また当町において来年度において年齢幅を拡大し子宮頸がん予防ワクチン接種補助を実施する方向で検討していると認識しております。是非実行されることを強く求めまして賛成と致します。

議 長 他にありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第5号議案平成22年度一般会計補正予算第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願ひます。  
[賛成者起立]

議 長 起立全員です。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩をとります。午後の日程もございますので再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前11時02分 休憩  
午前11時10分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第9 第6号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)について提案の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ857,000円を減額し、それぞれ948,785,000円とするものでございます。今回の補正につきましては平成22年度の国家公務員に対する人事院勧告に準じて一般職職員の給与の減額改定を行うことと、職員の人事異動に伴う科目間の人件費の調整、並びに市町村職員共済組合の負担金率の改定に伴う負担金の増額補正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第6号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第7号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第7号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)について提案の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ43,000円を減額し、それぞれ108,234,000円とするものでございます。今回の補正につきましては22年度の国家公務員に対する人事院勧告に準じて一般職の職員の給与の減額改定を行うことと、市町村職員共済組合の負担金率の改定に伴う増額補正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第7号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第8号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議



題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第8号議案平成22年度介護保険特別会計の補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額から 314,000 円を減額し、それぞれ 871,539,000 円とするまでございます。歳入につきましては保険給付費における高額介護等サービス費を増額をする必要が生じたための財源措置、そして職員給与減額改定に伴う一般会計の繰出金について減額を行うものでございます。歳出につきましては保険給付費における高額介護等のサービス費を 1,200,000 円増額し、職員給与の改定にかかわる一般管理事務費及び介護予防ケアマネジメント事業費に対して人件費相当額の 1,279,000 円を減額し、不足する財源として予備費を 235,000 円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第8号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 第9号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第9号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳出において職員の人事異動並びに給与改定に伴う人件費分として 714,000 円の増額と、下水道工事の設計管理に係る上伊那広域連合への負担金 1,100,000 円を増額し、これに必要な財源を予備費から充当する組み換える補正をお願いするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第9号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第10号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第10号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳出において給与改定に伴う人件費分を 94,000 円減額をし、その財源を予備費に組み換える補正でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第10号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案平成22年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成22年度水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的支出と資本的収支に関する補正でございます。収益的支出では職員の人事異動並びに給与改定に伴う人件費として 2,597,000 円を増額し、支出予定額を 199,597,000 円とするものでございます。資本的収支では今回の国の緊急総合経済対策関連の補正を受けまして、石綿セメント管を更新する事業が中心であります。総額では 210,000,000 円を要望しておりますが、国の補助残に対する交付税措置など有利な補正予算債の活用をめぐって、一般会計の折りにも若干申し上げましたけれども、若干流動的な面が今国の方でございまして、今後国の事業採択要件等によりまして事業量並びに工事カ所等の変更が生じてまいります。確定をした段階で一部組み換え等の追加補正をしながら対応をしてみたいというふうに思いますので、その点よろしくお含みいただきましてお願いを申し上げたいと思います。この財源といたしましては国庫補助金で4分の1、残りの4分の3を起債これが100%ほぼ100%充当の交付税措置によって補てんされる制度でございます。この補正予算債を起こしてまいるといってでございます。支出につきましては石綿セメント管更新事業にかかる工事費と設計管理委託料を増額をするものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は 261,613,000 円に、資本的支出額の予定額は 371,061,000 円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 87,000,000 円を 109,448,000 円に改めるとともに、企業債限度額 47,500,000 円を 190,000,000 円に改めるものでございます。細部につきましては建設水道課

長から説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番

堀内議員 石綿管更新事業の国庫補助制度についてをお伺いをしたいと思います。国は耐震化と石綿管の更新事業を確か平成20年度から進めているというようにお聞きしていますが、この補助事業は何年間かの限定だというふうにもお伺いしていますが、何時、何年度までこの対象になっているんだかちょっとお伺いしたいと思います。

建設水道課長 この石綿セメント管更新事業に関わる国の補助金が期限が切られておるといってございしますが、ちょっと私の方ではそのような認識をしてないんで、あの大変勉強不足かもしれないんですが、一応あの4分の1が対象になるということで聞き及んでおります。

5番

堀内議員 確かね3年間の限定だというようにちょっと私どっかの情報で見たんですが、もしこれから先にもあるようでしたら是非補助金の交付事業ですので積極的に活用していただきたいと思っておりますのでお願いします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第11号議案平成22年度水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第12号議案飯島町基本構想について

日程第16 第13号議案国土利用計画(第3次飯島町計画)について

以上2議案を一括上程いたします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

町 長 それではただいま一括上程をされました第12号議案飯島町基本構想について、及び第13号議案国土利用計画(第3次飯島町計画)について一括して提案理由の説明を申し上げます。先ず、第12号議案の基本構想についてであります。ご承知のとおり当町では第4次総合計画の長期構想で「みんなでつくる自然豊かなふれあいのまち飯島町」これを将来像として掲げ、その将来像の実現に向けた6つの基本目標を定め、その実現に向けて様々な施策を総合的に推進するとともに、とりわけ後期5カ年の基本計画では協働のまちづくりと人口増活性化などを最重点課題として掲げ、魅力ある町づくりを推進してきたところではありますが、平成22年度をもってこれらの計画期間が満了となります。特にこの間におきましては市町村合併議論や投票方式の住民意向調査の結果を受けて、合併によらず単独での自立のまちづくりを目指す方向付けをし、その実現に向けて行財政改革と

まちづくりの両方の性格を持ち合わせたふるさとづくり計画を策定し、町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら極めて厳しい行財政改革に取り組んできたところでございます。そうした行財政改革によって生み出された財源を活用し、子育て支援や若者定住支援をはじめとする人口増活性化の社会資本整備や制度構築に積極的に取り組んできたところでございます。社会資本整備の面では、国道153号伊南バイパスに関連するアクセス道路の整備や若者定住に向けた賃貸住宅の建設、保育園や子育て支援センターの整備などを行い、制度面では保育料の軽減や福祉医療の対象年齢引き上げなどによる子育て家庭の経済的負担の軽減、若者定住支援、循環バス運行など重点的に取り組んできたところでございます。また町民参加や協働のまちづくりの面では地域づくり委員会が各地に立ち上がり活動を開始をしたところでございます。地域のあるべき姿を描きながら地域内の課題解決にあたるとともに、協働のまちづくりの担い手として住民自治の推進役として地域住民が一丸となった地域づくりが期待をされているところでございます。現構想の期間中において下水道など大規模な基盤整備は完了に近づき、道路や河川については今後も必要な整備は残りますが、公共的に整備すべきいわゆる箱物についてはほぼ整備が完了という認識を持っているところでございます。一方これまでに整備した施設や設備を適切に維持管理をしながら、より有効に活用をしていくことがこれからの大きな課題でもあります。近年わが国は想定よりも早く人口減少時代に突入し、かつて経験したことのない超少子高齢化社会を迎えようとしており、経済のグローバル化など社会経済環境の大きな変化と相まって、成長と拡大を前提としたこれまでのまちづくりの方向性を大きく見直さなければならない時期に直面をいたしております。当町においても人口減少、少子高齢化、商業の低迷や雇用不安、地域医療確保などの課題に加えて地球環境問題の顕在化、地域主権への対応など新たな時代に向けて取り組まなければならない諸課題に直面をしていますが、これらの課題を乗り越え成熟社会における豊かで活力のある質の高い地域社会を創造をしていかなければなりません。第5次総合計画の基本構想はこうした内外の様々な変化や課題に的確に対応をし、町民の知恵と力を結集しながら、未来に向かって持続的で活力あるまちづくりを計画的・総合的に推進していくためのその方向性や方策を明らかにするものであります。第5次総合計画の基本構想では、昭和61年に制定をされた飯島町町民憲章の理念をまちづくりの基本理念として掲げるとともに、10年先の目指す将来像を「人と緑輝くふれあいのまち」と決めました。この将来像では大きく分けて2つの目指す姿を描いております。1つは、自然との調和を保ち環境に配慮しつつ自然を魅力的な資源として活かした産業の振興を図るとともに、まちづくりの主役である私たち一人ひとりが躍動をし、心の豊かさや幸せを実感できる人も緑も輝く魅力ある町を目指そうとするものであります。もう1つは、心の絆地域の絆を見直し再構築をすることで人と人とが響き合い、心と心が通い合う支え合いと優しさが根付いた元気で安心をして暮らせるふれあいの町を目指そうとするものであります。更には常に自らを高めながら、もてなしの心を持って日々の生活の様々な場面で住む人も訪れる人も喜びや満足を実感できるふれあいの町を目指そうとするものであります。更にまちづくりに対する町民のみんなの行動指針として「勇氣・挑戦・感動」を盛り込んだことも本構想の特徴の一つであります。この行動指針は夢と希望の持てる未来に向け、みんなの知恵と力を結集をして、町が抱える様々な課題に勇氣を持って決断し、情熱を持って挑戦を続け、失敗や挫折があったとしてもめげずにこれを繰り返すこと

で達成できるときの感動をみんなで分かち合い、その結果、得られる創造をまた次の挑戦につなげるということで創造性豊かな町を築いていこうというもので、この行動指針には今回の構想策定に携わった町民の熱い思いが込められております。またこのまちづくりを推進する前提条件として、計画の目標年であります平成32年における当町の規模を明らかにするために将来人口の目標を10,500人と設定をいたしました。国立社会保障人口問題研究所が平成20年12月に公表した将来人口推計では平成32年に当町の人口は9,200人台まで減少をすると予測をしております。人口は自治体の活力を生み出す基本的な要素であり、急激な人口減少を回避しつつ人口維持や人口増加対策を図ることは町にとって極めて重要なことであります。わが国の人口が長期に渡る減少期に入った中で、当町の人口減少に歯止めをかけ、かつ増加に導くには若者の定住促進や子育て支援策の充実、活力ある産業の振興など町の魅力を総合的に高める施策をこれまで以上に戦略的効果的に展開をしていくことが欠かせません。そこには夢と挑戦もなければなりません。そうした考え方の下に今回の第5次総合計画の基本構想や前期基本計画の素案づくりにあたっては、職員による第4次総合計画の評価と2,000人を対象とした住民意識調査をベースに課題を明確にするとともに、町民参加をいただきながら町民と町の職員がひざを交えて町の将来に向けて精力的に議論をしていただきました。この素案をもって基本構想審議会に諮問をし、5カ月に及び精力的に審議をいただいたわけではありますが、この間、耕地や自治会単位、各種団体との懇談会やパブリックコメントなどによって幅広く意見を聞きながら審議を進めていただき、去る11月26日に答申をいただいた次第であります。こうしたプロセスを経てきたことにより、今計画は、町をもっと良くしたいという町民の熱い思いが反映をされており、こうした町民の想いを重く受け止めるとともに、今計画の策定のプロセスの特徴を十分生かしながら町の抱える様々な課題を解決をし、夢と希望の持てる持続可能なまちづくりを町民と一体となって推進をしていく所存であります。町といたしましてはこの答申を尊重し基本構想案として本日ここにご提案を申し上げる次第でございます。どうか慎重なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。

続いて第13号議案の国土利用計画第3次飯島町計画について提案理由の説明を申し上げます。この計画は土地基本法及び国土利用計画法で示された土地及び国土利用の基本理念に即して公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、国土利用計画法第8条の規定に基づいて飯島町の区域における町土の利用に関して基本的な方針・方向を定めるものでございます。平成13年に策定した第2次の現行計画が今年度22年度をもって目標年次に達することから、このたび32年を目標年次とする第3次飯島町計画を策定をするものであります。第3次飯島町計画は国土利用計画法の規定により平成20年に閣議決定された第4次全国計画、及び平成21年に定められた第4次長野県基本計画を基本とし、同時に議案提出してあります飯島町第5次総合計画の基本構想に則して策定をするものでございまして、町土の利用に関する行政上の指針となるものでございます。従ってこの計画によって直接的に事業を実施をしたり土地利用の規制をしたりするというものではありませんが、土地利用にあたっては町民の理解と協力の下に、恵まれた自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本に、第5次総合計画

の基本構想に掲げる10年後のまちづくりの将来像、「人と緑輝くふれあいのまち」の実現に向けて交流滞在人口の増加、定住促進、産業振興や活性化、安全安心、環境との共生などこれらの視点に立って総合的かつ計画的に土地利用を誘導することを盛り込んでおります。また第3次飯島町計画の目標年次までには国道153号伊南バイパスや竜東線の開通が見込まれることから、町が大きく変わる可能性も持った時期でもあります。そうした時期における計画として適切な土地利用の誘導が必要となってまいります。第3次飯島町計画の策定にあたっては第5次総合計画の基本構想と同様に2,000人を対象とした住民意識調査や、町民参加による素案づくりを進めるとともに、耕地、自治会、各種団体単位の懇談会やパブリックコメントによって幅広く意見を聞きながら策定を進めてきたことによりまして、この計画にも町民の思いが熱い思いが反映をされております。そうした思いが反映された素案をもって基本構想審議会に7月14日に諮問をし、およそ5カ月にわたり精力的に審議をいただくとともに、併せて県計画を基本として策定をする必要があることから県との協議も進めてまいりました。県協議も整いまして去る11月26日に基本構想審議会から答申をいただいた次第でございます。町といたしましてはこの答申を尊重し国土利用計画第3次の飯島町計画案として本日ここにご提案を申し上げる次第でございます。どうか慎重なるご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。それぞれの提案理由の説明とさせていただきます。以上2議案よろしくお願いたします。

議長

ここで議長からお諮りいたします。

本案については審議を一時中断し、14日に開催する全員協議会で細部説明を受けた後、質疑等を行い、最終日に採決を行いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって本案は後日の全員協議会で審議し最終日に採決することに決定いたしました。

議長

日程第17 第14号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第14号議案上伊那広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。上伊那広域連合の処理する事務の内、視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務につきましては、広域連合の事業としての役割を終えたとしまして平成23年度から当該事業を廃止することに伴う規約の変更でございます。なおこの事業はほぼ同じ内容で上伊那地方視聴覚教育協議会において継続をされます。この規約変更について地方自治法の規定に基づき協議がありましたので、同法第291条の11の規定により議会議決が必要となりますのでここにご提案を申し上げます。細部につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

議長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第14号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 議会閉会中の継続審査事項等委員会報告を議題といたします。議会閉会中に委員会等の視察研修が実施されていますので各委員長から報告をいただきます。なお報告については簡潔にお願いいたします。初めに総務産業委員会からお願いいたします。  
 竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは去る10月29日から30日まで実施をいたしました総務産業委員会視察研修につきまして簡潔に報告いたします。研修内容は山梨県韮崎市にありましたJA梨北農協の視察であります。この夏に私どもの町でもフェスティバル in 与田切でも実施をいたしました軽トラ朝市のノウハウや農協の経営の内容について研修をしたところであります。同農協では個性的な事業展開をしております、ブランド商品化を目指しておる農協でございますが、常務理事が女性でありまして容姿端麗、弁舌さわやかでございます、圧倒されたところでございます。またあの食事部門で日本一となりました山梨の「鳥もつ」この昼食を試食いたしまして濃厚な味を満悦したところであります。また双葉のスマートインターを視察をいたしまして、都心にあります八王子の道の駅なども視察をいたしましたところであります。夜は都内有楽町でふるさと大使との交流を行いまして、町長にも同席をいただいたところでございます。出席いただいた大使は岩間さん、宮澤さん、斉藤さん、染谷さんでございます。また来年開催予定とお聞きしておりますが、橋幸夫さんの奥さんの介護講演会が来年予定されているようでございまして、事務所の代表取締役、久保田さんとも交流を致したところでございます。翌30日には青山のNHK文化センターにおきまして西村京太郎、津田令子さんトークショーがございまして参加をしたところでございます。最後に随行していただきました鎌倉産業振興課長並びに高坂町長に感謝を申し上げます。

議長 次に社会文教委員会をお願いいたします。  
 宮下社会文教委員長。

社会文教委員長 私の方からは社会文教委員会についてご報告を申し上げます。簡潔ということではありますが一応作ってまいりましたのでご報告申し上げます。社会文教委員会は11月の1日・2日に議員6人と担当課係長1名の計7人で愛知県の刈谷市と東浦町へ行ってまいりました。刈谷市では子育て支援センターについて、東浦町につきましては社会福祉法人愛光園経営の障害児・者グループホームについてそれぞれ研修を行ってまいりました。刈谷市は60,140世帯と人口145,000人余という大きな市ではございますけれども、近年の状況は出生数はほぼ横ばいで推移し65歳以上の人口の割合が増加傾向にあると、いわゆる少子高齢化が進んでいる、でまた特徴として核家族世帯が多いということでこの家庭、地

域の子育て機能の低下や子育ての孤立感を招く環境を危惧して、一人でも多くの市民が子育てに伴う喜びを実感できるよう総合的な支援をしていくためにこの計画を立てまして、充実を図っているということでございます。この中で地域子育て支援拠点事業といたしまして、現在センター型の公営の施設これが3施設、保育園内で民営が行っている1施設、それから広場型というものがあまして、これが面白いところで、地元企業でありますアイシン精機株式会社この会社の社宅の集会場を無償で借り上げてこの広場型の支援をしているということが非常に面白いところでありました。センター型の公営3施設につきましてはいずれも単独で新しく建設をしたものではなくて、福祉センターの廃止となった母子寮、あるいは統合されて使用されなくなった農協の支店の建物を活用すると、こういった特徴がございました。また3施設の運営経費につきましては人件費がおおよそ48,930,000円、運営費が18,490,000円、合計約67,000,000円余がかかっており、その内国からの補助金が約16,000,000円であるとのことでした。事業内容につきましては当町においてもやっております電話、面接、あるいは訪問、そういった相談事業ですとか、サークル活動への支援、それから非常に細かいところでは曜日や時間帯を変えてですね、あの生後7カ月未満の赤ちゃんですとか7カ月から1歳3カ月、あるいは未就園児というように分けた中で曜日も変え時間帯も変えて、できるだけ多くの皆さんに利用をいただいているという特徴がございました。一方、東浦町にありますこの社団福祉法人愛光園、この会社に研修を行って参ったわけでございますけれども、高齢者保健福祉事業部、療育相談支援事業部、障害者福祉支援事業部の3部門を展開しております。このグループホームにつきましては平成4年の4月から始まったそうでありますけれども、現在では知的障害者ホームが11施設、重症心身障害者ホームが3施設、身体障害者福祉ホームが1施設ということで計15施設の運営を行っているということでございました。まあ運営面から考えますと、やはり経営的には5箇所以上ないとやはり難しいというようなこともおっしゃってまいりました。まあ個人の負担といえますと入所者の負担はまあ月50,000円ほどということでございまして、無年金の人は非常に厳しいと、通院支援あるいは金銭管理、本人の自立支援などを行っており、問題としては高齢化対策、最後までこの地域で生活しきることができるかということだそうでございます。成年後見人制度においては部会を設けて約60%くらいの方が利用をされ、新しく入ってこられる方は最初から家族後見人というのがほとんどであるという事でございます。今回の研修内容につきましては2ついずれも当町にとって今後の課題であり重要な問題であると思えます。行政とともにしっかりと検討していかなければということを感じました。以上社会文教委員会の研修報告とさせていただきます。

議長 次に議会運営委員会をお願いいたします。  
 堀内委員長。

議会運営委員長 それでは議会運営委員会の先進地視察の報告を行いたいと思えますが、議会運営委員会では5カ月前の7月21日、22日の2日間、正副議長のご同行をいただきまして、行政との連携で積極的に議会改革に取り組んでおります神奈川県の開成町議会を訪問いたしました。開成町議会では井上議長さん、事務局職員合計3名で対応をいただいております。実は早くに研修報告しようと思って資料を作っておりますので、簡潔に言われてもあ

の記憶がだいぶ遠のいていますので、当時作った資料に基づいて報告をさせていただきますのでお願いします。開成町は高級リゾート地箱根町の東に位置しておりまして、人口が16,000人余り、面積が6.56平方キロですので飯島町より14分の1くらいですかね、の面積で神奈川県では一番小さい町だということでございます。平成22年度の当初予算規模は4,780,000,000ということですが、平成20年度の決算額4,950,000,000円に対しまして税収が3,300,000,000、約67%、交付税は不交付団体であります。特交が66,000,000円いただいているだけということでもあります。職員数は103名で4つの部に11の課、それに合わせて出納室、教育委員会、議会事務局が置いてあります。議会の関係は議員定数が14名、常任委員会が3委員会ありまして議員は2つの常任委員会に所属しておるということでもあります。まあしかし常任委員会が同時開催ができないというようなことがあって見直しを検討しているというお話でございました。その他には議会運営委員会と議会だより編集委員会が設けられております。議会改革への取り組みは平成18年度に着手されておりまして、平成19年8月に議会改革検討推進委員会を設置して北海道の栗山町議会をはじめ多くの先進的な議会を視察されて議会改革に取り組んできております。議会改革の内容につきましては一般質問の一问一答方式に合わせまして、町長に反問権が付与されているということで、町長から質問者に質問ができるというこれは制度ですがそういうことができていると、またより深い討論のためには質問事項の通告に対しましては答弁書を一般質問の3日前に議員に示すということになっているということで、両方の内容を見ながら深い討論ができるようにという処置でございます。それから次には通年議会の採用、これにつきましては、まあそれぞれ飯島町議会では年4回の定例会、臨時議会があるわけですが、これを1回の町長招集で1月初めから12月末まで1年間を会期ということにしてやっているということです。議会の開会時以外は休会ということでもありますので、その間の議会の開会は議長が行うということでもあります。まあそのようにしておるということでもあります。それから次には議会基本条例も平成22年今年の4月から施行しておりまして、開かれた議会づくりを進めているということでもあります。それから日曜議会を平成17年度より開催しているということでありまして、1年の内の6月の議会を日曜議会に指定して、特には一般質問を行っているということで、全員の議員さんが質問するというので、通常は1時間の一般質問を30分に制限をして行っておるということでございます。傍聴者は近隣の市町村の住民も含めて約60人くらいというように話をされておりました。その他には議会報告会を行っているということでしたが、飯島町でいえば区長耕地総代会という自治会長会というのがあるんですが、そちらに報告しているということで、まあその人数は10数名ということでもありますので、まあちょっと形式的な部分もあるのかなとまあそんなようにも思いました。まあいずれにしましても議会改革につきましても町の理事者の皆さんの理解がないとなかなか取り組めない内容がございます。開成町の町長さんは元マスコミの記者だということで情報公開では非常に理解がある方で、行政の協力が得てこの議会改革が実現できたとまあそんなふうに井上議長さんは話をされておりました。以上で先進地視察の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

午後 0時05分 散会

平成22年12月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

平成22年12月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 久保島 巖  
竹沢 秀幸  
三浦寿美子  
宮下 寿  
堀内 克美  
浜田 稔

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖                   2番 中村明美  
3番 坂本紀子                   4番 浜田 稔  
5番 堀内 克美                   6番 倉田晋司  
7番 三浦寿美子                  8番 北沢正文  
9番 竹沢 秀幸                   10番 宮下 寿  
11番 平沢 晃                   12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎  
議会事務局書記 千村 弥 紀

## 本会議再開

開 儀 平成22年12月13日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。ただ今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。なお出席要請をしております箕浦副町長が義理のため今日・明日の欠席の通知がありましたのでお知らせいたします。

議長から申し上げます。本日及び明日の一般質問について、今後の監査業務に活かしていただくため林代表監査委員にご出席をいただいております。代表監査委員にはご多忙中のご出席ありがとうございます。よろしく願いいたします。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
なお質問者は通告範囲を超える質問は差し控えていただくとともに、通告した趣旨の範囲で簡明に行っていただきますようお願いいたします。それでは通告順に従い質問を許可します。

1番 久保島 巖 議員

1番 久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。今12月定例会で第5次総合計画、飯島町の基本構想について定めることが議決を求められております。地方自治法第2条第4項によれば、市町村はその事務を処理するにあたって議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行わなければならない、となっております。このことからして基本構想はより実効性のある実現に即したものでなくてはならないというふうに私は考えております。今回は素案策定の段階で住民の代表の方々にご参加いただいて進めてきたということでございますけれども、このことが果たしているのか悪かったのかということをちょっと質問させていただきたいということでございます。言い訳の材料にされていないかと心配なところでございます。素々案の段階でおよその計画ができていて、で、読み合わせをして同意を求めていくというような進め方の策定委員であったならば、策定委員の皆様が大変失礼なことだというふうにも感じますし、また審議会の皆様も策定委員の皆さんが汗をかいて作ってきたものを真っ向から否定したり訂正したりすることはできないと思いますので、まあ字句の訂正とか表現の訂正程度にとどまってくるだろうというふうに思います。そして全てですね住民の皆さんの手で策定したという町長の表現がございました。しかし本来は町、町長ですね、が策定するものではないかなあというふうに私は考えております。先ず今回、昭和61年に制定した飯島町民憲章、5つの項目がございますが、それをまちづくりの基本理念というふうに今回の基本構想は成り立っております。前回ですね第4次の時にはそれを使っておりません。で、あえて26年前に制定した町民憲章を見直す必要がなかったのかなあ、まあ変更する必要はない、まあ確かにいい項目でございますので、変更する必要がなかったにしても検討はされたんでしょうか。また今回、町の将来像として「人と緑輝く ふれあいのまち」というのが出されております。行動指針には「勇気・

町 長

挑戦・感動」となっております。第4次総合計画ではどうなっていたかと言いますと、「みんなで作る自然豊かなふれあいのまち 飯島町」でした。10年経ってまた今回もですね前回とさほど変わらないなと、おー、どうしたんだろうっていうふうな違和感多少ございます。これではですね2020年の飯島町を具体的にイメージすることがちょっと私にはできません。いわゆる総花的でですね各界に共通して当たり障りのないものになっているんじゃないかなと、まあそれだけにインパクトとかパーソナリティーとかっていうものがちょっと欠けるかなというふうに思います。町のキャッチフレーズにしてもですね「信州いいじま、ふたつのアルプスが見えるまち」というふうになっております。一部ですねだからどうなんだというふうなご意見もございます。確か駒ヶ根市は「ふたつのアルプスが映える町」ということになっておりまして、何も真似する必要はなかったんじゃないかなというふうなことも感じております。で、アルプスが見えるからどうなんだっていうことなんです、しかも2つ見えるから偉いのかということまあそれはないと思いますけれども、見えるだけでは何の価値もないわけですし、現在登山道が閉鎖になっておりですね、寂しい限りなんです、登山道の整備をして林道の安全を図ってですね、登山口とか南アルプス南の玄関口とか、南駒ヶ岳の東山麓の町とかそんなようなですねよっぽどイメージが湧くほどの方がですねよかったんじゃないかなというふうに私は思っているんです。で、都会の友人にこの2つのアルプスの見える町のフレーズを話しました。そしたらですね信州なんだからアルプス見えてあたりまえでしょとこういうふうに切り返されちゃったんです。でそこですね今度は逆に私は水とリンゴが美味しいんだよという話をしました。そしたらですね、お、いいねえと必ず行くよと言ってくれました。食いついてきたんですね。水が美味しいということは山があって雪が降り森があって豊かな自然があるという事でございます。リンゴが美味しいということは寒暖の差があって高原地帯で空気も澄んでいるというようなことをですね象徴しているというふうに感じられるんじゃないかなと、この景色とですね澄んだ空気それからおいしい水っていうのは私は誇れるものだと思います。しかしですねこの短いフレーズの中で表現できるものではありませんので、来ていただかないと分からない、で、ですからもっと具体的にですねイメージの湧く、人の心をキャッチできるものと、これがキャッチフレーズじゃないかなというふうに思うんですね。まあいろんなところでですね具体的に具体的に私は申し上げておりまして恐縮なんです、10年後の飯島町をデザインしていくことになりますから、まあ町民が夢と希望を持てるものになっていく、町民が一丸となって進んで行けるものになっていくということが求められているんだと思います。昨年12月の定例会の折ですね、一般質問で私の質問に町長はですね、ある程度実現可能に近いような夢と希望を織り込まないと、ただ萎縮したばかりの考え方ですね長期計画では夢も希望もないということでございますので、と申されております。また今定例会ですね初日の提案説明の中で町長は、策定委員の皆さんが情熱を織り込まれて審議委員の皆さんの熱意を感じられるものになったというふうに評されておりました。じゃですね、町長の熱い想いや理想はどこにあったのかと、入っていますかと、そのような意味で今回の第5次総合計画の町長の想いですね、2020年どうなるのかっていうことも含めて理想が的確に織り込まれたんでしょうか。現実可能で少しは夢が織り込まれたんでしょうか。その点の所管を先ずお伺いしたいと思います。

それでは今議会一般質問の最初の質問者であります久保島議員のご質問に順次お答え

をしてまいりたいと思いますが、その前に冒頭議長よりもご報告がございましたが、箕浦副町長が近親の葬儀等によりましてやむなく議長の許可をいただきまして、今日、明日の一般質問の本会議2日間欠席させていただくことをご了承をいただきたいと、私からもお願い申し上げておく次第でございます。

さて久保島議員からは第5次総合計画、この10年後の2020年、姿をどう描くかという大きな質問に対して、その中で特に町長の想いが表現できたのかどうかということでございます。冒頭、質問のご趣旨の中で、この町民がみんなで考えて作った今度の長期構想、これが久保島議員からのこのお考えによると、少し違和感があるというふうにまあ私受け止めさせていただいたわけでございますが、もしそうであるならばそれは少しあの、これは違うんじゃないかというふうに思います。本来この地域づくりまちづくりというのはみんなで作ってみんなで考えて作っていくんだというところにこの1つの基本的な考え方があって当然だと思います。これからの民主主義の地域づくりもその事がなくて地域づくりはできないというふうに私も確信をしておりますので、今度のこの長期構想を積み上げてきたこの手法というものは決してあの久保島議員の、おっしゃっておることは大きくまあその原点は違うということではないと思いますけれども、その手法が少しまあ私は違和感を持って受け止めさせていただいたというふうに思っております。

そこで今回の第5次総合計画の策定にあたっては住民意識調査や町民参加による素案づくり、そして耕地や自治会単位の懇談会、またパブリックコメントなどによって幅広く町民の皆さんのご意見を聞きながら策定作業を進めてきたことは既にご承知のとおりかと思っております。この計画のベースとなる素案づくりに際しては、計画の骨格となる部分、例えば町の課題でありますとかそれから将来に向けてのこのまちづくりの理念や方向性というもの、そして人口目標の問題、また将来像などについて私なりの考え方を述べながら、それに町民の皆さんの意見を織り込みながら、町民と職員が一体となって本計画が出来上がってきたところでございます。従って町民の意見を十分に反映した計画づくり中で、町長の意見も反映した計画となっておりますというふうには私は思っております、とりわけまあすなわち前回にも申し上げておりますけれども、飯島町が活力にこの満ちた暮らしやすい町であるとともに、町民がこの町に住むことに誇りと幸せを感じるまちづくりを目指して、そうしながら各施策を遂行するにあたってはやはり財源との問題も出てまいります。従って選択と集中を旨として取り組んでいきたいと、そういう計画でなければならぬというふうに申し上げてきたところでございまして、というこの私の想いがかなり反映をされておる計画となっているというふうに思っております。今後計画を実行に移していく際には、大変厳しい中にも住民の皆さんと一緒に考えてながら、町民の想いを十分汲み取りながら施策を展開をしてまいりたいと、またこうした町民参加でできた計画を町民の皆さんと行政が一丸となって実行に移していくことも私のこの想うまちづくりのあり方というふうに考えておるところでございます。以上でございます。

久保島議員

私のですねちょっと説明不足で誤解を招いたようなんですが、住民の皆さんが参加して作る、これはですね住民の皆さんの意見を反映してアンケートをとったりそれから懇談会をしたりして、それを収集した中で町長が作っていくということの方がいいんじゃないかということですね。住民の皆さんにご足労願って作っていくということについては多少負担もあるし、たいへんなことだからということとそういう意味の趣旨でございます。

町 長

さてですね、次にいきますね。基本構想の中で唯一数値目標で挙げられているのはですね2020年の飯島町の人口想定でございます。国立社会保障人口問題研究所の飯島町の人口推計値はですね9,223人とこのようになっております。ところが今回の将来人口ということでは10,500人と想定をしております。これは施策等によってアップできるものだというふうに説明がされております。国立社会保障人口問題研究所の推計値がですね絶対に正しいということはいえないと思いますし、まあ多少の変動はあるんだろうというふうに思います。しかし専門家が計算した数値でございます。われわれがですね是非このぐらい欲しいよねというぐらいの数値ではですね根本的に精度が違うというふうに思います。で、推計値からですね1,277人を上乗せするということになりますので、これは並大抵なことではないなと思います。1世帯当たりの平成32年、2020年度の人口はですね1世帯当たり2.7人というふうになっておりますので、これを割り返しますと3,860世帯ですね、ということになります。でこれがないと10,500は達成できない。で現在ですね3,387でございますので10年間で473世帯を増やさないとはいけなくて、毎年ですね48世帯ずつ増やしていかなきゃいけないと、ちょっと例を出しますと、今年完成して入居募集をしてまあ1次募集でちょっと満室にならなかったんですが、地域優良賃貸住宅18戸建てました。これを毎年3セットずつ建てなきゃならないとまあ極端な話ですねそんなことになってしまう。毎年1,000,000,000円以上のお金が必要になってきます。もちろんこれは一戸建てとかですねアパートだとかに貢献してもらおうことになると思いますけれども、地域優良賃貸住宅が満室にならないようではですね一戸建てでも民間のアパートもですねとても期待はできない。地域優良賃貸住宅の入居希望者の中でですね見学に来た方からお買い物がお断りしちゃうと言う方がいらっしまったということをお聞きしております。私の近所の若いお母さんもですね飯島がこんなに不便になるとは思わなかったと、嫁いでくるんじゃないかというふうにご間の忘年会で私にこぼしました。でこのようですね1,000,000,000円も係るよってという経済情勢、それから社会生活環境というんですかね商業環境、そのへんのところも考えますとですね、という年間48世帯を増やしていくという増大作戦はですね如何に無謀で実現性が厳しい数値であるかというふうには私は考えておるんです。人口想定っていうのはですねあくまでいろんなものの基本になってまいりますので、よりシビアな数字が求められてくるんだろうというふうに思います。また今回国勢調査がですね、如何がだったのかなというところが心配なところなんです。広報によりますとその数値もですね考慮して考えていくよってというふうなお答えがございました。まあ今回の速報値をですね是非お知らせいただいて、それに対して見直しがあったのかどうかについてもですねお尋ねをしたいと思います。また人口問題のですね推計値をですね謙虚に受け止めて、少し下げたほうがいいんじゃないかなというふうに修正を考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

今度の第5次総合計画の計画推進のためのまあ前提条件にしてございますこの人口想定、10,500人という形にしておるわけでございます。まあいろいろあの見直し、大変難しいこの考え方をしていかなければならない項目であるわけでございますけれども、そこでまあ少しあの今回の議論の前提となった、あるいは背景となったこの前提条件、人口に対する考え方っていうものを少し述べさせていただきたいというふうに思いますが、お話にもございました、わが国の人口は想定よりも早く本格的な人口減少時代に突入をい



たしました。今後は人口減少のスピードが加速をしながら、20年後の平成42年ごろまでには日本の総人口は10,000,000人程度減少をするというふうに見込まれております。これによってかつて経験したことのない超少子・高齢社会を迎えようとしておるということをごさいます、経済のグローバル化などと共にこの社会環境の大きな変化と相まって、成長と拡大を前提としたこれまでのまちづくりの方向性を見直していかなきゃならないという時期に直面しております、そのことが今度の構想検討の中でもたいへん大きな議論になったところかと思ひます。そこで当町のこれまでの人口想定、ご承知のように人口12,000人というこの10年間の人口目標として枠組みとして設定をいたしました。様々な施策によってまちづくりを進めてまいりましたが、残念ながらこの目標に達成できていないのが現状の姿であるということをごさいます。ちなみに当町の人口は合併直後の昭和40年以降約46年間ぐらいになりますけれども、人口は1万数百人台で推移をしてまいりました。平成7年ごろまあ最もピークであったわけをごさいますけれども、それを境にして減少傾向に転じております。国立社会保障人口問題研究所の将来推計によりますと、今も一部、久保島議員からも触れられましたけれども、当町の人口は平成32年に9,200人ぐらいになる、それから平成42年には8,200人ぐらいにまで減少するだろうというふうに予測をされております。この人口の年齢構成で見ますと生産人口年齢と年少の人口が急激にまあ減少していくという大変まあ厳しい見方がされておるわけをごさいます、その一方で高齢人口というものは増加する一方で、少子高齢化社会地域が一層まあ加速をするというふうな見通しが立たれておるわけをごさいます。申し上げるまでもなくこの人口の減少というものは、国家におきましてもまたは地域におきましても消費やこの経済活動の停滞をきたすと、そしてこれに伴ってこの町民の皆さんの働く場所が減少をしていく、更にはコミュニティー機能のいろんな地域づくり社会づくり的な地域的な問題のこの枠組みというものも低下をしていく懸念がある、そしてこのそうした生産年齢人口の減少によりまして労働生産性の低下や町の総所得の減少を招く、そしてこの負担とこの負担を受ける側支える側とが非常にこの金銭的なことも含めてですね、制度として非常にアンバランス、大変まあ厳しい状況が生じてくるということがまあ懸念をされて一般的に言われておるわけをごさいます。従って何としてもこの厳しい状況にはあるわけをごさいますけれども、これを様々な施策によって少しでも人口減少を食い止めることがどうしても必要であると、まあこれはあのいろいろ施策としてはあるわけをごさいますけれども、これは一地域だけの問題ではございませぬ。国策的によってそのことをどうしても1つの方向性を出していかないことには立ちゆかないという大きなまあ難しい問題を含んでおるわけをごさいます。で、前置きが少し長くなりましたけれども、こうした考え方に沿って第5次総合計画における将来人口についてこの人口、一般的な考え方でいくと人口減少していくこの方向が出されておる町の人口をどういうふうにごさいます、次の10年の計画を取り組んでいくかということにまあ議論をいただいたわけをごさいます。いろんな検討の結果、10,500人というこの人口設定をいたしました。まあこれにはいろいろ考え方があるわけをごさいます。何も施策をこう講じなくて自然体の形でいけば当然これは10,000人を切って限りなく切っていくということになるわけをごさいますけれども、やはり町は自立をして持続可能なこのまちづくりをみんなで一緒に考えていくと、それには人口の減少を少しでも食い止めて踏み留めて、そしてこの産業振興や地域のコミュニティー

久保島議員  
町長

久保島議員

一の活動そういうものが維持されていかなければならないという前提のもとに10,500人というものを設定したわけをごさいます、この10,500人というなんとしても10,000人台を死守するという1つの考え方の中に様々な施策を講じていくという内容が今度の第5次総合計画の基本構想であり地域総合計画、基本計画であるというふうにご理解をいただきたいと思ひます。従って、現実は大変厳しいかと思ひますが、これはあくまでも統計的なこの精度を求める考え方でなくてですね、やはりこの目標値であり期待値であるこの考え方が含まれておるといふことを是非ご理解をいただきたいと思ひます。以上をごさいます。

今度の国勢調査はどんな感じでしたでしょうか。

これについてはあの、ほぼまあ作業は終わったというふうにごさいます。所管はあの議会事務局の中での事務の所管ということで今お願いしてやっておりますが、まだあの一切公式にされておりませぬ。私もはっきりしたところのことは聞いておりませぬし掴んでおりませぬが、2月中にはこれが第1次速報として発表になるというふうな日程は聞いておりますけれども、いろんなあの調査の動向等を間接的に聞きますと、大変あの10,000人台の攻防の厳しいところにあるというふうには感觸としては受けております。

やっぱり10,000人をちょっと切っているかもしれないという心配があるわけをごさいます。そこでですねまあこれからの基本構想を執行していくにあたって、実施計画また後期の計画でもってですね多少修正をしながら施策をしていかなきゃいけないなど、何もしないから9,223ではなくて多分これは努力をしていっても9,223人になっちゃいますよっていうぐらいな厳しい数字だと思ひますので、是非強力なお取り組みをいただきたいというふうにごさいます。

では次にまいります。人口構成に関係してくるんですが、スポーツ振興を図ってですね健康増進を図っていこうということはですね誰もが認めるところをごさいます。人口推計2020年のですね構成は65歳以上が3,074人と、飯島町の人口のまあ3分の1ちょうどぐらいになるだろうというふうにごさいます。この方々が健康で過ごされるということが町の財政上からもまあ健康保険会計の上からもですね必須の政策になっていこうというふうにごさいます。現在、住民福祉課健康推進事業等ですね各種検診などを行って健康づくり等教室とかですね健康教室なんかが開催されております。その中でスポーツって言えるのはですねまあウォーキングが2回ぐらいありますかね、あと社会教育関係で教育委員会の関係で公民館事業の成人教育にウォーキングとかですね地域再発見と、また出張元気の出る出前講座ですかその辺で生き粋出前講座とかね、ニュースポーツを楽しもうというのが開催されておるけれども、まあ各種スポーツクラブもございませぬ。しかしですねいずれも高齢者対象というわけではございませぬ。でハードな運動とかですね上級者と一緒ということではやっぱり尻込みしてしまひますし、時間帯にも多少問題があるだろうと、夜間はちょっとね高齢者の方々は出にくいものがあります。昼間の空いた時間に軽い軽度な運動をしたいというふうにごさいます。実は私のところにもお手紙がいただいております、是非、この方は体育館を開放していただきたいというふうにごさいます。ゲートボールとマレットゴルフしかないですね高齢者のスポーツってのを、その愛好者も多分15%ぐらいじゃないかなというふうな分析もあるようでごさいます。従いまして高齢者のスポーツメニューとですね受け皿

町 長

をもう少し広げる必要があるんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。  
2つ目のご質問であるスポーツ振興で健康増進をということでございまして、特に高齢化進行の中での高齢者のスポーツ振興の点で触れられたかと思えます。高齢者のスポーツは生活習慣病の予防や寝たきり予防、認知症の予防、それから地域の皆さんとの交流、ふれあい等々まあ生きがいづくりも含めてですね、日常生活において毎日健康で過ごすという面でこの高齢者のスポーツ振興というものは大変大切なことであるというふうにも、私もその通りだというふうに思います。町内のスポーツ団体においても高齢者の皆様为中心となって活動をしている団体が数多くございます。また公民館の講座では若若男女などなたでも参加できるウォーキング講座の実施、あるいはことぶき学級では囲碁ボールなどのニュースポーツを取り入れておりますし、生き粋出前講座におきまして高齢者を対象にしたスポーツ講座も用意をして活用をいただいておりますのが現状でございます。今後はまあ団塊世代の大量退職等によりまして地域の人的構成も大きく変わってまいります。こうした方々がスポーツに取り組む機会も当然増えてくるし、またそうしていくべきであるというふうに思っております。この世代に合ったスポーツあるいは個人の趣味や体力に応じたスポーツを楽しむためのプログラムをより一層充実をして、そこに参加をいただくということで健康増進にもつながっていくというふうに考えられておりますので、町部局と教育委員会とも連携をする中で、現在ございますスポーツ連絡協議会あるいは体育指導委員会らの皆さんの団体を中心にして、高齢者の皆さんがより気軽に安心安全にこのスポーツができるようなアイデアを今後出し合って、検討をしてみたいというふうに教育委員会とも今協議をしておるところでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

久保島議員

そこで少し細かいことをお尋ねしたいと思います。災害時の避難場所でもある飯島体育館ですね、耐震工事が完了いたしました使用ができるようになりました。この飯島体育館はですね飯島中学校の第2体育館みたいな性格があるように聞いております。平日の昼間の利用ができないというふうな話を聞いております。この点はいかがなんでしょうか。また本来ですね社会体育館でありますので半分は空けておいて欲しいなあというふうに私の希望なんですけどその辺はどうなんでしょうか。またですね夜間はクラブで使ってますし、土曜・日曜は大会等があってですねなかなか体育館を気軽に使えないというようなことがございました。この辺の現在の体育館の利用状況等についてですねわかる範囲で結構ですのでお答えいただけますか。

教育長

それではあの飯島体育館の昼間の利用状況につきましてのご質問でありますけれども、今あの、久保島議員ご指摘のようにですね、まあ第2体育館かどうかは別としまして、競技の体育の授業の内容によりまして男女別に組みまなくてはならない授業もありますので、主として昼間の利用については中学校の授業で体育授業で使っている状況が比較的多くなっております。であの週全体で見ますと今申し上げたように平日は授業を体育授業を中心に、また体育授業ばかりではなく、例えば文化祭の大きな行事がありますと中学校の体育館が使用できない状況がありますので、そのような時には飯島体育館の方を使用せざるを得ないというそういう状況がありますので、まあ主として飯島体育館の昼間はまあ中学に使っていただくという状況はご指摘のようにあります。まあ土・日は部活あるいは社会体育、それから各種スポーツ団体でですね大きな大会だとかあの郡下を越えたような大会もありますので使用していただいております。あの町の行事も使っていただくというそ

んな状況であります、ただ今あの議員のお話にありましたように、気軽に町民の方が行って使うという状況にはなっていないという現状あるかもしれませんが、まあいずれにしても使用については申し込みをいただければ、各種連絡協議会あるいはあの団体との調整を図りながら使用について便宜を図っていききたいというふうに思っておりますが、今あの久保島議員の方に要望があったお声については真摯に受け止めながら、どういうふうに通っていくかまあいずれにしても飯島町体育館でございますので町民のスポーツの振興に便宜を図っていくというのは元よりありますが、現状としては今申し上げたように中学の授業が使っているという状況でありますので、今後検討してみたいというふうに思っております。以上です。

久保島議員

是非ですねあの気軽に高齢者の方もちょっと体を動かすことができるような開放をお願いしたいところでございます。

さて次にまいります。6月定例会でございますね私が一般質問の中で町の施設の運営を民間委託を進めるべきだというお話をさせていただきました。その折りに町長からはですね、経費の節減やそのことによる住民サービスが低下するような方向は許されませんので、両にらみしながら一層民間に出来るものについては民間に委託をしていきたいというふうに言われておりました。そこでですね飯島体育館を含めた体育施設の管理運営を業務委託して、総合的にですねマネジメントを図るべきではないかなというふうに考えます。有効的な利用計画を立ててですね、昼間の時間のスポーツ講座とか軽い運動を行うような教室とかっていうのをね開講すると、まあ総合的にマネジメントできるような体制ができるのではないかなというふうに考えます。インストラクターを配置してのスポーツジムのような機能もできるかもしれません。いろんなアイデアによってですね高齢者がスポーツに参加できるような企画が持てると思います。単にですねその申し込みを受けて調整をして電気代を払っているというのが管理運営だと思ったらちょっとここは違うんだろうというふうに思っておりますので、是非、体育館等体育設備の管理運営を指定管理者などを使ってですね業務委託を実現して、総合的なマネジメントをする中で飯島町のスポーツ振興を深めていったらどうかと思いますが町長のお考えはいかがですか。

教育次長

今のご質問でございますが、体育施設の業務委託でのマネジメントということでございますが、現在、体育施設の管理運営のほとんどは教育委員会で行っておりますが、各施設を利用する際の施設の開閉、それから掃除等などは利用者の自主管理で行われております。また田切野球場、柏木運動場のように主にご使用いただいているスポーツ団体に管理を協力していただいているような施設もございます。今後あの運営管理全般について委託するには体育施設すべての一括委託も考えられますけれども、各施設の利用状況など実情に応じてそれぞれスポーツ団体、利用団体等への委託も考えられますので今後検討していきたいというふうに思っておりますのでお願いしたいと思います。

久保島議員

是非ですね管理運営については民間委託することが活性化につながるというふうに思っておりますのでお取り組みをいただきたいというふうに思います。先ほど教育長からもお話ございましたように、スポーツ連絡協議会っていうのがですね飯島町にございます。まあひとつですね業務委託の受け皿になるかもしれませんが、この協議会をですね発展させた形の中で法人化した飯島町スポーツ振興財団というようなものを設立してですね、まあスポーツ振興を図っていったらどうかというふうに思います。現在のスポーツ連絡協議会では

すね各種スポーツ団体の指導者とか幹部の方々が集合する協議会でございまして、それぞれの団体の調整をしたりすることが主たる目的というふうに推察いたします。まあ研修会などを行ってですねスポーツ振興に貢献いただいているということは感謝いたすところでございますけれども、まあ所属団体の運営ってということがやっぱり主担でございますので、町民の生涯スポーツの振興とかですね健康増進とかっていったことに念頭に置いているものではないというふうに思います。またそこをですね求めてもそれは厳しいだろうというふうに思います。そこで生涯スポーツが望まれる今日ですね行政がやっぱりしていかなきゃならないのかなあというふうに思いますので、そこをまあ行政に丸投げするわけにはいきませんから、そこで施設の運営管理とかですね事業計画の実施とか町民のスポーツ・レクリエーション活動を推進していく町民のニーズに的確に応えるために、この財団というのはどうかというふうに提案するところでございます。生涯スポーツを振興するためにですね、していくということには行政の信頼性とそれから確実性と公平性ってということがやっぱり求められますので、財政面で企業手法が柔軟な対応ができて従来よりも幅広い分野で事業展開ができるというような新しい仕組みが必要になってくるんじゃないかというふうに思います。そこでスポーツ連絡協議会をですねその機能を継承して更にそれを発展させて、町民のスポーツ・レクリエーション、民間の企業とかですね様々な機関の連携も図りながら、飯島町の生涯スポーツの実現を図るために仮称ですけども財団法人の飯島町スポーツ振興財団というのを設立すべきというふうに考えておりますけれども、町長いかが思いますか。

教育長

答弁、町長の方にあります関係するところで私の方からお答えをしたいというふうに思います。先ず初めにあのスポーツ振興財団の設立についていかがかというのですが、現在のところその考えは持っておらないことを初めに申し上げ、以下の考えを述べさせていただきますというふうに思っております。今ご指摘の既存のスポーツ振興財団につきましては、全国的に見ますと県レベルあるいは政令指定都市など大きな自治体で運営されているのが実態でありますし、今お話の中にありましたように、大きな企業がスポーツ振興財団を設立しているところもあります。そこではですね非常に豊富な財力、それから人材をスタッフを抱えておりまして、多くの人にスポーツや文化を提供しておるというのが実態でありますし、まああのその振興財団の中からはみなさんご存じのトップアスリートや有名な選手も輩出しておって非常にあのまあ宣伝効果を上げているという、まあそんな側面もあるようであります。まああの飯島町レベルの行政の中でスポーツ振興財団を抱えているというところは、全国的にはないというふうに私の調べた範囲ではありまして、まだそういうところでは課題があるのかなあというふうに思っております。であの今お話のありましたスポーツ連絡協議会を発展的に財団の方につなげていったらどうだろうかというお話でありますけれども、今までの地域総合型スポーツクラブの運営要件が最近大きく変わりまして、設立についての自由度が高くなってきたというそういう動きがありまして、そちらの側面からですね総合型スポーツクラブの設立を具体的にちょっと考えてみようという段階にありまして、そんなところで飯島町としてもスポーツ連絡協議会あるいはあの今後設立が考えられる地域総合型スポーツクラブとの関連を見図りながら、スポーツ振興を考えていきたいというふうにそのように考えておりますので、冒頭申し上げましたようにスポーツ振興財団についての考えは現在のところございません。以上です。

久保島議員

確かに財団の設立されているところはですね、大きな政令都市とかいうところにありますので町ではちょっと厳しいかなというところがございます。是非ですねその地域総合型スポーツクラブ、その辺のところではスポーツ振興を図っていただきたいというふうをお願いをしておきます。

さて次にまいります。9月の定例会の一般質問でですね、有害鳥獣の防護策について町単独にしたらどうかということをおも申し上げました。町長はですねその折りに補正予算に一抹の期待を抱いているということをご答弁いただきました。本議会でもですね国・県に対して要望書、意見書を提出いたしまして、出しましたが、国・県の対応の変化がどうも見られません。今回、国の補正予算が成立いたしましたけれども、この辺の補正はあったのかなと内示があったのかなと、というのは22年度の一般会計の補正に出て来なかったもんですからその辺はどうなんだろうということをお聞きしたいと思ひまして、今後の見通し等についても町長のお考えをお聞きします。

町長

有害鳥獣の被害対策のご質問でございまして、町が当初予算の中で計上いたしましたこれに対する予算の今後の対応とまあ見通しについて申し上げたいと思ひますが、再三まあ申し上げておりますように、この農作物への鳥獣被害、これは鹿でありますとか猪、猿、ハクビシン等を中心として町内の全域で発生をしております、しかもこれが年々増加の傾向にあるというふうに認識をいたしております。また本年度あの熊の出没が大変例年になく多くございまして、非常にまあ心配をしております、まあ幸いにも人的な被害には至らなかったということで安堵をいたしておりますけれども、決してあの予断の許せる状況ではないというふうに思っております。そこでまあ本年度から計画をしております有害鳥獣の防止総合対策交付金事業、これをこの交付金を活用した防護柵につきまして10,000,000円の当町では当初予算を計上して、地元のご理解ご協力をいただいて、またいろんな団体との協議の中で実施をするべく準備をいたしておりましたところ、これが新規取り組みの市町村につきましてはこの交付金の内示ゼロという結果になってしまったわけでございます。先般、飯島町の議会におきましても議員発議による意見書を国や県へ提出をいただきました。また私どものこの伊南で構成する農業振興連絡協議会、これらも統一してこの回復陳情をしましたり、それから私も他の市町村長共々にこの国・県への復活予算充当の要望活動というものを再三まあ繰り返してきたところでございますけれども、結果的には今お話のございましたように、今回の国の緊急経済対策補正にこの項目は一切入らなかったとこういうまあ残念な結果でございまして、期待をしておりましただけに本当に残念でならないわけでございます。従いまして、あの今後まだちょっと未知数の部分若干ございますけれども、一応今年度の事業についての取り組みは次年度へ見送らざるを得ないという今のところの考え方でございます。そういう見通しでございます。で次の年度はじゃあどうなるかということでございますけれども、ご承知のようにこのあの既に概算要求というものが農水省の方から出されておまして、まあこれもまだ見通しがはっきりわかりませんが、今のところこれはあの今年度の平成22年度のこれに対する予算があつて2,278,000,000円ほどあつて、これがあの既存の継続事業を実施しておるところを早く片付けるんだというようなことの中での重点配分でございますので、飯島町のようにならぬ新規に取り組むところにつきましてはみんなゼロということでございまして、次の年にまあ期待をするということでございまして、この23年度への所管農水省の方が財務省

の方へ出されております概算要求では約5倍でございます。11,283,000,000円という数字が一応まあ盛られておるわけでございます、この辺のところをまあ大いに期待をしていくというまあこととなります。従ってあの、今度補正対応には入らなかった項目ではございますけれども、全国的に特にあの長野県は北海道に次いでこうした問題が顕著でございますので、国の予算担当の方も十分この実状はもう承知をしておっていただくと、そしてまあ過日の全国市長会や全国町村長大会の折りにもこのことが特にまあ強調して要望をして、それぞれ出席された来賓の中にもこのことを受け止めていくという国のそれぞれの機関の先生方も大変多くおるわけでございますので、何とかこれを維持していただけるんじゃないかなというふうに思っております。従ってまた今後とも議会や地域の皆さん方のご協力いただきながら、この予算確保に向けて何としても実施ができるようにひとつ取り組んでまいりたいということで現在の状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

久保島議員

やっぱり今年度国の補正はなかったということで決定的になりました。23年度に期待するということがございますけれども、これがですね採択されて箇所認定が出るまでに多少時間がまたかかってしまうんじゃないかなと心配されます。で、春には当然間に合っていないというふうに考えますので、是非ともですね、ちょっと私の聞くところによると事業実施がされてないものが結構大きなものがあるということございますので、それをいったん停止してこっちに回すってとか出来ないのかなあというふうに感じるところでございます。私のところにですね一般の町民の方からですね、防護柵の対策で10年遅れているぞ飯島は、というふうなきついお言葉をいただいております。是非ですね町長に積極的に取り組んでいただいて、行動指針ではありませんが「勇気・挑戦・感動」です。来年度ではちょっとですね遅いですね、今年度もそれを付けて手を付けるというような積極的なお取り組みのお覚悟をお聞かせいただきたいと思いがいかがでしょうか。

町長

あのそうしたい気持ちは山々なんですけれども、今後の3月までの財源手立ての見通しもございます。今あのやり残した使わない予算のものが、かなり大きなものがあるというのはちょっとその辺の意図がよく私理解できませんけれども、いずれにいたしましてもこの有害鳥獣の交付金っていうのは大変有利な補助金交付金でございます。これを使わない手はないと、従って今の町の厳しい財政状況の中で一般財源を充当して、しかもまたこの単独の起債を起こしてやりくりの中で財源を見つけてやっていくっていう状況にはないわけでございますので、今該当する地域の皆さんあるいは区ともお話しをして、来年に期待しながら何としてもこれは次年度の中で以降の中で取り組んでいきたいという状況でございますので、大変申し訳ありませんけれども今年度の事業着手はちょっとかなり見通しができないということでご理解をいただきたいと思います。

久保島議員

終わります。

議長

9番 竹沢秀幸 議員。

9番

竹沢議員

それでは通告に基づき具体的な質問を行ってまいります。第1の質問項目でございますけれども、町道広域2号線の県道昇格と与田切橋へ歩道設置ができないかについてでございます。この課題につきましては先輩議員も過去に質問を行っておりますし、私もこの

課題2回目でございます。町道広域2号線の県道昇格につきましては与田切川南の急傾斜地のまあ冬場の凍結、あるいは降雪による交通上危険であるということ、あるいは中田切橋から柏木交差点までのこの区間ですけれども、オーバーレイですとか路面補修あるいは交通安全対策施設等々にも毎年お金維持管理費がかかっておりますし、また順次行っておりますところの歩道の設置などにも工事費がかかっておるということであるわけでありまして。加えてこの道路でございますけれども、中央道の伊北それから伊那、駒ケ根、松川インターに近く、中央道と併走して走っている幹線道路でありまして、極めて重要でございます。まあ交通量も日10,000台以上ということで大変多いわけでありまして。従いまして県道として長野県が管理するべきであるというふうに前から思っているところでございます。現在そういうわけで柏木の交差点から伊北インターまでの区間は関係市町村道として維持管理をしているわけでありまして、以前においても村井知事のときにボイス21などで関係市町村長より県知事に要望していることは承知しているところでございますけれども、その後の取り組みを含め見直しについてご答弁をいただきたいと思います。

町長

竹沢議員から町道の広域2号線県道昇格と与田切橋への歩道設置これができるかという再三のご質問でございますが、通称この広域農道、柏木地点から飯島町では駒ケ根の中田切境というふうになるわけでございます。これが総称して広域農道でございますが、町内延長これ約5.2キロメートルでございます。で、部分的に町道名が分かれておりまして南から今お話がございましたのが広域2号線、それから一部高尾地籍に入りまして高尾本線という部分もございます。それから田切地区においては広域1号線とこういうふうにならなっていくわけございまして、総称してこれは広域農道の飯島町の一部という形になるわけでございます。お話にございましたようにこの広域農道は中央自動車道に沿って伊那谷を南北にまあ縦貫する路線でございます。生活、通勤道路あるいはまた駒ケ根、松川のインター間のアクセスアプローチ道路として非常に重要な幹線道路でございます。更にまたあのこの積雪や事故等の場合のう回道路、アクセス代替道路としても大変まああの重要な道路でございます、これまでもその機能をだいたまあ発揮した経過もあったわけでございます。で、併せてこの通行量も日に日に多くなって最近まいりました。1日平均で約12,000台、下の国道153号とほぼまあ匹敵するようなこの通行量となっております。これに対する道路の維持管理経費これはあの町が直接町道として携わっていかねばならないわけでございますので、年々増加しておるということでございます。で、4年前にもこのご質問をいただいておりますけれども、そのことは十分認識をいたしております。一日も早くこれが、これはあの決して飯島だけの問題ではなくて全線が辰野まで県道昇格、主要地方道としての県道としての扱いはできないかどうかということ、かつてボイス81村井知事との直接懇談の折りにも、私も他の市町村長も同音に要望をして、県の方も前向きに検討をするというような返事もいただいておりますけれども、なかなかあの今思うような県の方も路線を多く抱えることによつてのまあ財源の問題等もあるようでございまして思うように進んでおりません。またあの県会の一般質問、県会議員の一般質問でも取り上げられているということでご承知のことだと思っております。ではあの事務的には一部建設事務所単位の方で協議はしておっていただくようでございますけれども、まだ方向が見えてまいりません。従ってあのこの今153の伊南バイパスそれから竜東線の新規開設の問題等々、飯島町では大型幹線道路の整備計画が進んでおりまし

て、でこの辺のところを最終的にどういふまあ再整備といいますかあの路線整備をして、国・県道、町道を棲み分けてやっていただくのがいいのかということは今模索中でございまして、特にあの153伊南バイパスと竜東線が開通になりますと、これはあの153はむろんこれは国道管理としての県管理になりますけれども、あとはあの竜東線は全体的に主要地方道としての県道になります。で、今のあの街中を通過しております本郷から田切へ抜ける153の現在の道路は、一応これはあの一部は町道に編入される部分も出てまいりますけれども、おおかた県道にまあ格下げといふか県道管理にまあ移管されるという見通しになってまいります。その場合には日影坂を通過する今主要地方道であるこの県道飯島・飯田、そして全体のこのアクセスとしての町道、広域農道も含めたものをどういふふうにあの県道との整合性を図っていくかということ、これからまさにあの整備をしていかなきゃならんということで、その辺のところも今国や県と道路建設に合わせて今検討をして着手をしたところでございますので、ちょっとまだ確たることをお答えできなくて申し訳ないんですけれども、いずれこれはあのひとつの棲み分けた形の中で協議を進めていくことになるということでご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

ただいまあの後段の部分でご答弁いただいた部分についてももう少し議論を深めていきたいというふうに思います。従って我が町から辰野までの全線の県道昇格の問題はまあそういうことで、今後とも各市町村長また県議団も含めて県へ要望を引き続きお願いしたいところでありますけれども、部分的な昇格という部分で只今の答弁とからめてご提案するわけでありまして、当面全線県道昇格が無理であれば町内のこの柏木の交差点から町道上の原幹線を経由しての県道昇格についていかがかということでもあります。只今答弁にございましたように今後におきまして国道伊南バイパスが全線開通いたし、また県道の伊那生田飯田線が開通いたしますと町内の現在の国道、県道、町道の部分的ですけれども、それぞれが国道から県道へあるいは町道へ編入されるとか、逆に昇格になるとかというふうに部分的に管理区分が変更になることが想定されるわけでありまして、これらを勘案をいたしまして国と県と町が管理すべき道路についてまあ事業仕分けといふか管理仕分けといふかそういうことが必要になってくるわけでありまして、当議会の総務産業委員会でも現地踏査した中でまあ素々案みたいなことについて事務局からお話をした経緯もお話を提案していただいた経緯もございまして、そういう中であの今申し上げたように町長の答弁ありましたが、町内を走る153の現在の国道が例えば県道になるとかですそういう部分を想定しますと、今の広小路の交差点までの間に今申し上げた柏木の交差点から広域2号線を経由して町道上の原幹線が県道昇格になるということも想定されるわけでありまして、ここら辺を含めたお考えはどうかについてお尋ねをいたします。

町長

まああの1つの考え方としましてあの広域2号の部分、柏木から特にこの上の原幹線までの辺の部分を含めて将来153の開通後にこの街中が県道になることと合わせてですね、これ全体を上原幹線も含めてこう迂回した県道昇格でお願いできないかということも検討して繋げてございます。まあその一方でまた赤坂の広域農道もひとつ道路企画的には非常にあの県道ベースの道路でございまして、そのへんをう回して全体的にあの広域農道を柏木まで県道昇格でどうかというふうなことで、ただそうしますとあの既存の街中の県道になった場合の県管理がこう途切れてしまう、ずたずたになってしまうようなケース、それから日影坂と本郷間をそれじゃどうするのかというふうな問題も出てまいります

竹沢議員

ので、ちょっとこれはあのなかなかこっちの見込み通りにはいかない面が、難問があるというふうにまあ理解しておりますけれども、いずれにいたしましてもあの今申し上げておりますように、もう一度あの原点からどういふふうにまあ国道管理、それから県道でお願いする部分、それから町道としての広域農道も含めた県道移管ということももう一辺まああの少し考え方をまた戻して、一辺白紙からひとつ検討協議していく必要があると、今そういうことで県とも逐次お話しをしておるところでございます。

ご答弁いただきました。であのまあトータルとして考え方でございますけれども、あの要するに国が管理するもの県が管理するもの町が管理するものということで、トータルである町内の道路が数年後にはまあ相当整備されるわけですが、結論として町の管理すべき部分のですね費用も含めてこれが少なくなるというふうな前提でこの棲み分けについて今後取り組みをいただきたいとこんなふうに思うわけでありまして。そこであの村井さんから阿部新知事が誕生して先の長野県議会におきまして阿部知事さんはまあ飯島町のあの里の菓工房のことについて取り上げていただきまして、農・工・商、連携のモデルのケースとして大変評価をしておるといふことで、県議会の中でも紹介をしていただいたわけでありまして。まあこうしたように温かい目を見ていただいております阿部県知事でありまして、前段の課題について今後要請を特にお願いしたいわけですが、その対応について所見を県知事に対して。

町長

まああの村井県政から阿部県政に代わりまして、一時はなかなかあの長野県版事業仕分けというようなことでまた国のあの二の舞いかというふうなイメージも持ちました。ただまあだんだんあの私ども直接一度お話しをする機会もございましたし、それからあの知事言っておられるのは、やはりあの市町村の目線でやっぱり県政も考えていくということを改めて確認して言っていたいております。いろんなあの信州型長野県版事業仕分けということですが、とりあえず今回1月に実施しますのは、市町村関係のする行財政の問題は一切無しということの良い悪いかはわかりませんが、まあひとまずそういうことに思いを寄せてやっていくということで、まあ実施になることになりましたけれども、ただあのなかなかあの今までの村井県政と違うところは、そういうふうにおっしゃっていただいております。なかなかあの現実には予算付け等の面もお願いして、先ほどの有害鳥獣もそうでございます。それから土地改良に対する予算付けの問題もそうでございますが、聞いてはいただくんですけれどもなかなかその答えが返ってこないというまあ厳しい状況もありますので、これはまああの財政の問題もございましてなかなか厳しいとは思いますが、であの少し新しい知事さんのイメージとして斬新的なこの取り組みについては非常に高く評価をいただいて、それに対する集中的な1つの選択の中で予算充當をしていただくような例が1・2あるように見受けられております。それでお目にかかったときにも里の菓工房、これはあの県も国も推進してこれからの1つの形である第6次産業の1つのモデル的なケースであろうということでも高く評価をいただきました。部長なんかでも直接派遣をして何回も来ていただいておりますけれども、いずれ知事さんにも来ていただくというふうなことで約束をしていただいておりますけれども、そんなことであの更に次のまたあの生産に向けての増産体制もいろんな今動きが見ておりますのでそれに対する支援もと思っております。まあ多くの方が是々非々でついうふうな県会議員のコメントもいろいろあるようでございますけれども、いずれにしてもまあ市

竹沢議員

町村の目線で市町村の振興のために格段のまあお力添えをいただくことを、ひとつの私どもの立場としては主張をして見守ってまいりたいとお願いしてまいりたいとこんなことでございます。

それではまああのそういうわけで飯島町について関心を持っていただける県知事でありますので、今課題につきましても是非精力的に今後取り組んでいただくように改めてお願いをいたします。

それ次にあの歩道の設置についてであります。これも過去に先輩議員も質問しておりますわけですが、まあ言ってみれば多額の費用がかかるということでございます。まああの生徒の通学道路としても必要でありますし、また観光資源を活かす道として歩道が必要ではないかということであります。もともとこの2号線ですけれども、まあ直線にしなんで迂回したということは建設費用を圧縮するということがあったかと思っておりますけれども、現在あります与田切公園、あるいはこの国土交通省でお力添えをいただいております親水護岸、こうしたものを活かすという目的もあるわけでありまして、今年選定をされました信州名水15選の越百の水ですとか、あとで提案する予定になっておりますがアンチエージングトレッキングコースとも関連いたしますけれども、千人塚公園の城ヶ池につきましても全国の210,000箇所もあるため池の中でため池100選に選ばれたということで大変嬉しいわけでありまして、加えて今年のもあ夏から地元の皆さんのお力によりまして、県の元気づくり交付金も得ながら与田切公園の夏のイルミネーションなど、いろいろとあの事業展開が進んでおるわけでありまして、こうした部分を活用しての町内の周遊あるいは観光の開発のためにも与田切橋に歩道が必要であるわけでありまして、町長もその必要性は十分理解しておると思っておりますが、まあ費用の問題もあってなかなか着手できないということかと思っておりますが、現状まあどのくらいの費用がかかるかということと、今後の見通しあるいは国や県への働きかけについてご答弁をお願いします。

町長

まあこのあの広域2号線の部分、上の原幹線から南への柏木の部分まで、特にあの与田切橋を挟んで歩道を設置ということは大変まあこれはあの大事な、やらなければならない将来的には課題であることはもう十分承知しております。大変まあお金のかかる話にもなりますけれども、やはりあそこには与田切公園というもの、それから中学校への通学道路の一部でもあるというような位置付けの問題もございまして、これからあの与田切川というものを21世紀に森と川の構想というものを今進めておりますので、そのトレッキングのいろんな位置付けからいっても将来的には必ずやまあやっぴいかなきゃならない施策であります。今ご承知のようにあの153に対するあるいは竜東線に関連する集中投資というようなことでもって莫大なまあ事業費を投入しておりますので、とてもまだ今そこまで手が回る状況ではございません。上ノ原から柏木まで全体の歩道整備ということになりますと約1,000,000,000円かかりますし、それから与田切橋の歩道だけでも少しまあ特殊な工法になりますので210,000,000ほどかかるというふうに所管の方では弾いておりますけれども、今とてもできる状況にはございませんので次のまあ段階での検討課題ということでございます。いずれこれはやっぴいかなければならない大切なプロジェクトであるというふうに思っております。

竹沢議員

只今の答弁の中で揚げ足を取るようで失礼ですけれども、その次の議題に云々とかいうことですがそれは具体的には何を指すのでしょうか。

町長

153あるいは竜東線への投資、事業投資が終わって次の段階ぐらいが目途になるということだと思います。あの通学路も含めて広域全体での歩道整備につきましては一応あの柏木の方までの全体計画は持っておるわけですが、春日平、高尾、岩間の一部を中心にして1.7キロはやはりあの唯一の通学道路という形の位置付けでございましたので、これについては優先して整備を進めたという経過がございます。

竹沢議員

答弁いただきまして当面やらなければいけない課題、それからもう少し先でやる課題ということでご答弁いただきました。153ですとか県道竜東線の供用開始以後の課題というふうには受け止めたんですが、そうした計画実施年度を想定して今からお取り組みを期待をするものであります。

では続いて2つ目の質問項目でございますけれども、つながる心と心の授業、それから食育、環境など広い意味で町長部局あるいは教育委員会部局にご答弁を求めため提案をいたします。先ず県下でも先んじて行っております自殺対策緊急強化事業の取り組みと今後の課題についてであります。お互いにこの世に生まれて親からもらった大切な命であります。どんな理由があっても自ら命を断つてはいけないうちの命であります。飯島町を含む上伊那郡は経年自殺率が全国及び県の平均を上回っておるやに承知しております。そこで我が町は一早く平成21年から3カ年計画で飯島町自殺対策計画を策定いたしまして、国の補助事業である自殺対策緊急強化事業の支援を一早く取り組んでいるところであります。今月の確か1日の日が自殺予防の日だったと思っておりますが、先月ですかこの11月にあの長野県下の市町村のこうした課題についての取り組みについてマスコミ等でも報道がありましたけれども、77市町村の中でわが飯島町は先進的な取り組みをしておるということで、私もうれしいですしました町民の皆さんの命を何よりも大切にしておるという町長並びに担当保健師や担当係長の姿勢について高く評価をするところでございます。でこの本事業の取り組みの内容とです。ねこの課題についてお答えをいただきたい。

町長

2つ目のご質問は、つながるまあ心と心というまあいろんな環境、生活環境に関連してのこの自殺緊急対策に町の取り組みと今後の課題ということでございます。国の自殺対策の緊急強化事業というのがございまして、これはあの全額10割国庫補助の事業でソフト事業で対応しております。昨年度の途中から始まりまして。当町ではその前から同様の施策を展開をしておりましたので、この展開をしてきました事業計画を補強をする形でまあ推進をしてきたということで、県下の中では先駆けた取り組みをしたということで評価をいただいております。そこであの人口10,000の当町の自殺、まあ自殺率って言うてはまあ語弊もございまして、年によっては大変あのこれはあの当然のことながら変動が大きいわけございまして、一概に他の町村と比べてどうこうというわけにもまいりませんが、傾向としてはやはり18、19年度あたりを見ますと国・県の平均よりも若干高い率となってきたということが言えるかと思っております。まあ高い率と言っても年によって違いますけれども1名ないし3名ぐらいのところであるわけでございますが、でここ数年の傾向としましては30代から90代まで年代別の差がなくなってきたということと、男女の差もほぼ半々ぐらいというふうになっております。で、最近若い世代のこの自殺手前状態といってもこれもまた語弊もございまして、そうした悩みの状態の相談が数多く寄せられるようになっておるやに承知しております。そのための支援体制を窓口で強化をいたしております。具体的な取り組みとしましては、1つには相談日の開設と専門職による当

事者や家族に対するカウンセリングの実施など個別的にまあ対応して支援をいたしております。予約は毎回ほぼ一杯ということの窓口の状況のようでございます。それから2つ目は危険性の高い人を早期に発見をして適切な対応のできる人材を養成をする研修会を開催をいたしております。研修会には町の在住の様々な対人援助職の方々に受講をいただいておりますのでございまして、そのこと。それから3つ目には町民の皆様に向けた普及啓発事業といたしまして講演会の開催や啓発のためのパンフレットを全戸配布をして、あるいはまた町の広報にも掲載をしてご案内を申し上げて啓発を図っておるということでございます。それから一方でまたあの母子保健事業と連動をいたしまして、子育て中の保護者に対するメンタル支援に取り組んでおるところもでございます。国のこの事業に対する補助は来年度23年度で終了となりますけれども、この自殺予防というものは生きていくことへの支援でございますので、長期にわたる対策が必要な事業であるというふうに考えておきまして、人と人のつながり、適切に対応できる地域力を身につけるために国庫補助終了後も町としましては継続してやっぴいかなければならないというふうに考えております。またあの自死遺族、まあ不幸にして自殺によって亡くなられた遺族の方への支援につきましても、保健所単位で取り組みが始まっておるわけでございます。町といたしましては今後広域的な連携も取り組みながら、この自殺防止・予防というものに今後とも力を入れてまいりたいとこんなような基本的な考え方でございますのでよろしくお願ひします。

竹沢議員

只今答弁いただいたように、今後のまあ課題として国の補助事業がなくなっても引き続き継続で行っていくこと、また遺族への対応についても取り組んでいただけるということでもありますので、是非お願ひをいたしたいというふうに思ひます。関連で教育長にお尋ねいたします。教育現場でつながる心と心の教育についておやりになっておると思ひますけれども、現状と課題についてお答ををいただきたい。

教育長

教育現場での実態あるいは課題は何かということですが、私は以前、子どもを不幸にしてすね亡くされた保護者のお話をお聞きしたことがあります。大変な苦悩と苦痛の中でどういうふうになり上がったかというお話をつぶさにお聞きしたことがあります。子どもの自殺はあつてはならないことだというふうにも私も強く認識しております。教育現場のつながる心と心の授業ということでもありますけれども、自殺予防対策につきましては今から20年ほど前に県の教育委員会から指導資料が出されておきまして、その中に基本的な構えとしてまあ自殺を防止するためには家庭との密接な協力連携が不可欠であると、子ども達には共感的な態度で接し深い心のきずなを結ぶことが大切であるというふうに示されておきまして、もっともなことであります。それを受け止めて学校現場では日々取り組んでいるわけでもありますけれども、具体的に申し上げますと、小・中学校ともに教科特別活動の中でやっているわけでもありますけれども、特に人権教育それから性教育、道徳教育の中で命の大切さ、それから互いの個性・人格を認め合うこと尊重し合うことの大切さ指導を行っておりますし、またあの学年内での人間関係づくりあるいはあの学年を超えた縦割り活動等を通して、子ども達同士思ひやる心を育てるといふような学習活動に取り組んでおきまして、このような取り組み過程の中で願っているところは子ども一人ひとりが自尊感情を高め、同時に命の大切さ、あるいは生きとし生けるものへの慈しみ思ひやりということを高める、そういうことを目的で活動しております。またあの支援体制としては教育相談員、それから平成20年度から配置しております家庭相談員、それから心の教室相

談員、それからスクールカウンセラー等、関係部所が連携を取り合つて個別な対応をしているところでもあります。課題についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり何としても家庭・地域と連携していくことが大事ではないかなというふうに思っております。まあ家庭については子どもを通じて支援あるいはそうした教育を育成しているわけでもありますけれども、まあ地域としてもそれぞれの子どもの見守っていただひ、何としても飯島の子供達の中からそういう不幸なことが起きないように、やはり地域としても温かく家庭を見守り、それから学校を支えていただひたいということを願っているところでもあります。まあいづれにしても人権教育の参観日、あるいは地域事業への積極的な参加を通して対応してまいりたいというふうに考えておきまして、以上です。

竹沢議員

答弁をいただきまして課題を含めてでありますので課題に向かつて積極・具体的な取り組みをいただひたいと思ひます。先程あの説明ありましたが、これがあの当時全戸配布にいただいた町の国の補助事業によるパンフレットであります。話題を変えますが、次にあの環境教育などに鑑みて町内で取り組んでいるものの中で、学校におけるアサガオによるグリーンカーテンなどの取り組みの効果と今後の課題、あるいはあのミニ水力発電についても提案してありますけれども学校で、その後どうなっているかなどについてお伺ひしたいと思います。例えば七久保小学校では校舎の南側にアサガオをこの夏、栽培をいたしまして、今年の夏は特に暑かったわけで1年生を中心に担当したわけで遮光ですとかクールビズあるいは地球温暖化にまあ貢献したのかなあというふうにも思ひます。11月のある日に七久保小学校の祖父母参観日がございます、アサガオの蔓を利用いたしましてリースを孫と一緒に作らせていただきまして、大変感動したわけでありまして、以前からまあ教育長にあの一般質問を通じて何回かこうした課題提言しておるわけですが、一歩ずつまあ前進しとるかなあということでも喜びを覚えた次第でございます。またこの秋に向けて飯島小学校の6年生ですか、正式名称はよくわかりませんが、いわゆる鉢植えの大きな菊ですけれども、これはあの栽培しております、先日ちょっと校長に用がありまして行った際に拝見させていただきました、まあ素晴らしい菊だなと思ひたわけですが、これはあの実はあの七久保の元教職員をやつた方が指導をやつておきまして、聞くところによりますとまああの有機質を使った堆肥による土づくりですとか、苗は挿し木でやるんですけれども高いものはどれも万円単位の菊の根もあるそうでありまして、いろいろとご苦労あるようではありますが、それはともかくとして子ども達が菊が咲くまでの過程を毎日こう手を入れていくわけですが、まあ日を追つてだんだん子ども達もきれいに菊が咲くようにということで取り組んでいる中で熱が入っているわけでありまして、またあのきれいに咲いた中で父兄の皆さんも大変喜んでいるというお話をお聞きをいたしました。まあこうした取り組み素晴らしいと思ひますが、この2つの課題等実績を踏まえて評価と課題は何でしょうかお答をください。

教育長

議員には学校の環境教育を大事に考え注目していただひたいというふうにお話しております。飯島小学校では校舎の中庭の方に、それから今、七久保小学校では今お話にありましたように保健室から1年の教室にかけて児童会の環境委員会を中心に理科の授業等の機会を使ってアサガオの栽培に取り組んでおりました。まあ日々成長するアサガオを目にしなると子ども達はアサガオの育ちを理解するとともに、まあ植物によって太陽の光を遮り室内の温度を下げるということが理解したというふうにお話

ております。また太陽光発電の施設と相まって環境に優しい生活とは何かということを考えるいい機会になったのかなあというふうに思っております。ただあの今年の夏は大変ちよっといつもと違いまして、アサガオを育てるには非常に厳しい条件で均一に育てることが難しく、期待するほどの日陰や、体感できるほどの冷却効果ということは感じることができなかったというそういう報告を受けております。まああの今後育て方を工夫すること、それからあの条件的に栽培できる場所が限られているというようなことが課題でありますので、学校とも相談をしながら実状にあった場所に育てて来年度以降も継続して栽培していきたいというふうに考えております。またあの家庭にもですね種を持っていただけて取り組んでいただくというふうにも思ったわけですが、考えたほどの広がりはありませんでした。まあ次年度以降の取り組み課題として更に検討しながら研究していきたいなあというふうに思っております。であのもう一つのミニ水力発電のことでありますけれども、まあ一足飛びに水力発電建設というところまでは至っておりません。前回お答えした以降特別な進展はありません。でこのことについてはあの設置場所について学校としても検討したわけではありますが、子ども達の興味・関心を見極めて、設置した場合の教育効果を優先に十分その目的が高まるようにしたいという学校の願いもあります。従いまして教科の進展あるいはあの子ども達の太陽光との関連を総合的に長期的な指導計画の中で設置を今後考えていきたいというふうに思っております。以上です。

竹沢議員

それぞれご答弁いただきましたが、教育長と直接個人的にお話したときにもおっしゃっておったと思いますが、先程の答弁にもありましたが、課題としてですねアサガオなんかをその家庭の方にも広げていくっていう思いが確か教育長もおありだと思いますので、今年の反省を生かしながらまた更にこう裾野を広げていくようなそういう取り組みを期待しておりますのでお取り組みをお願いしたいと思っております。

それではちょっとまた話題を変えまして、学校給食、給食といいますか、学校のお昼の関係でありますけれども、お弁当の日というのを取り組んでみたらどうかというのを提言いたすところでございます。飯島町ではまだ実施していないようでありますけれども、駒ケ根市ですとか中川村などではスタートしておるところでございます。一部の学年から徐々に拡大するという手法をとって行うのがいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、赤穂小・中学校では11月19日に月曜日ですけれども1年生が食育の一環として家庭から弁当を持参して味わったところでございます。これがあのその当日の長野日報の報道であります。生徒たちは自分で調理し保護者に手伝ってもらったりして作ったわけですけれども、その感想の中で、いつもより早く起きて弁当を作り時間がかかって大変だったという感想、またバランスを考えて野菜を多く入れたという生徒、それから今度はもう少し自分で作りたい、などいろいろの感想があったようであります。駒ケ根市教育委員会では生涯にわたって健康の基本となる食の意識を身に付けてほしいというそのために試みたんだというふうに報じておるところでございます。まあお隣の駒ケ根市、また中川村でもおやりになっておりますが、さて飯島町はいかがいたしますか。

町 長

現在のところご指摘のようにお弁当の日というのは特に設けておりません。ただあの行事とかですねそんなような時には弁当を持っていくわけですが、それは保護者が作るのか子どもが作っているのかっていうことは実態はつかんでおりません。上伊那全体を見ても上伊那には52校の小・中学校があるわけでありまして、その中で今お話

にあったように取り組んでいるのは10数校でありまして、まあどちらかと言えば少ないところでありまして、中川も行っているというお話ですが1学級のみということで聞いております。であの私はあの今の状況というのは非常にあの家庭のですね経済的に厳しい家庭もありますし、まあ複雑な家庭背景にある子どもも実態としてはありまして、お弁当を持ってくるということへの抵抗感といいますか、特にあの食事には非常にメンタルな部分が作用する側面がありますので、中には周囲に見られたくないというそういった精神的な負荷を子ども達に与えるのではないかなということもちょっと心配しているところでもあります。まあ従いまして、もし実施するにしましても子ども達の考えや状況をよくつかみ、あるいはあの家庭保護者の理解や協力が図れるかといった面を十分に検討したうえで慎重に取り組むべきではないかなというふうに考えておりまして、現在のところはその日を設けるということは考えてはおりません。またあの学校の方も非常に慎重にこのことについては考えていきたいというそういう考えでもあります。ついながら、まあ食の関する食育に関するご質問でありますので、補足的に申し上げるならば、現在、学校農園で子ども達はとれた野菜を自分たちで調理して食べるといった活動をしておりますし、またあの給食食材の地元利用を高めるという目的もありまして、生産者と対面しながら一緒に食事をとるといふか、あるいは交流を通して生産者の声を聞きながら美味しく給食をいただくという、まあそれを通してですね食べ物や周囲に対する感謝の気持ちを持たせるといふ、そういう面での食育学習には取り組んでおりますのでご承知いただきたいというふうに思っております。以上です。

竹沢議員

あのできない理由っていうのは1つとしてそういう答弁が返ってくるというのは承知しておるわけですけど、あのこれは屁理屈かもしれないけれどもね、駒ケ根でいま実際やっている学級とかクラスあるわけですけど、そういうところの中でそのいわゆる精神的云々のね、云々を負荷する云々がそれじゃどうなっているかっていうことを考えたり、あるいは中学を卒業しますと100%近い人がね高校へ行くんですね、で給食はありますか。って考えるとどうなのかっていうこともございますし、で駒ケ根市ではこのやった事例に踏まえてですね、今後市の教育委員会としては年度ごとに学年を増やしていきたいとそういう思いがあるようでありまして、くどいようですがこれ何故やるかっていうことなんですけれども、お弁当の日は子ども達が弁当作りなんらかの範囲で関わることによりまして、生涯にわたって健康の基本となる食の意識を身につけてほしいという思い、それから義務教育を終えた時点で自分で食事が作れるようになることを目標にすると、そうしたあの目標があってやっているんですね、先ほど事例で高校の問題ちょっと触れましたけれども、そのマクロに見てその食育という問題をね、食材の問題や学校行事ですかそういうものでお取り組みになることは、それは一環ですから、これも一環です。そういう意味で再度答弁をいただきたい。

教育長

他の市町村の取り組みについては私はぜんぜん否定するものではありませんし、そういう取り組みについては評価をする面もありますし、参考にすることもあります。ただですね、お弁当を作ることを目的にはならないというふうに考えるわけでありまして、つまりですね、子ども達が食を作ることについては、例えば休みに自分の家にある食材を通して自分なりに工夫して家族に提供することも食育であろうし、あるいは家族に対する感謝であろうし、あるいは様々な例えばですね、自分で大きくなって農園の手伝いをしな



竹沢議員

から出来た収穫を家族とともに調理するというのも食育であります。私はあのトータルに食育を考えていかないと部分が目的になってしまうとその狙いがぼけてしまうのではないかなということに危惧するのでありまして、従って、お弁当の日を否定するものではありませんが、それを目的にするということはいかなるものかなと、まあ評価する面は評価するとして、今後総合的に子ども達の実態あるいは生活、家庭内の様子ということを総合的に考えて取り組んでいくべきではないかなというふうに考えております。

私も提言しておるのは要するに食育の一環ですから切り口として提言しておるわけでありまして、このことだけが云々と言っていることではないので、教育長との見解が違っておるわけではないと思いますので、この提言も含めてですね、まあ先進事例もありますのでそうした事例等々も十分研究調査された中でトータルとして食育が学校教育現場で推進されるよう期待するわけですので積極的な取り組みをお願いいたします。

それではいくつか通告してありますが、時間の関係で絞って最後の課題について提言申し上げて町長の方から答弁をいただきたいと思っております。先日、飯島町振興公社の支援をいただく中で七久保地区で開催をいたしました諏訪東京理科大学の奈良教授の元気づくりまちづくりの講演会でしたけれども、私も参加させていただきましたが、同教授曰く、ストレスは万病のもとだよと、で、特にこの自然豊かなわが町ですけれども森林浴によりまして得られるこの運動効果、それから活性酸素の除去、それから植物から発生するドーパミンなどの摂取によりまして人間は気持ちよくなるということでございます、そうした意味でこのアンチエイジングトレッキング、まあ現在トレッキングというのはあちこちで盛んになってきておりますが、こういうものが必要であるという訴えがございました。で、同教授は茅野市におきまして茅野市という白樺湖ですとか霧が峰とかいろいろあるわけですけれども、それぞれの先ほどの問題にも関係しますが、「うつ」ですとかそういうものになりがちの方など診まして、個別にアンケート調査によってこう問診票のようなもので症状を書いていただいてですね、その症状が治るようなふうにこの症状に応じてコースを作って、トレッキングコースが何コースもありまして、そこでそのコースを歩くことによって溜まっていたストレスが解消されて気持ちよくお帰りになれると、こういう取り組みをやっております。で、講師の方にも与田切から御座松経由で千人塚まで歩いていただいて、したわけですけれども、そこでですねこの森林の持つ特性というものを活かして、またあの与田切公園周辺にはいろんなものがございますので、トレッキングコースを新たに創設をして町民の皆さんが健康で潤っていただき、また外に向かってお客様を招致したらどうかということを考えるわけでありまして、それからですね本日も大勢の方が議会傍聴に来ていただいておられますけれども、これからの世の中あの我が町もそうですが全国的にもそうですが、男性よりも女性の方が圧倒的に多いわけでありまして、ターゲットはこれからは女性だということとその講師からもお話がありました。で、具体的には信州の名水15選か、で選ばれた越百の水ですけれども、これはあの飲料用水としては過去に水質検査をいたしまして問題はないということで多くの方が町外の方も含めてあの水を利用していただいておるわけですけれども、飲料以外のこの水の利用ということで考えたかどうかという提言がございました。で具体的にはあの、今日も大勢の女性がいらっしやいますが、今でも美しい方があの水を利用して化粧水を使えば更に美しくなるとこういうことでご提言がありまして、要するにその先程も同僚議員から美味しい水が飯島町はあるよということ

町長

で例で話されておりますけれども、飲むという方法と同時にですね、発想を変えてこのそれを化粧水とか化粧品として使うという発想はどうかということ教授から提言をいただきました。これはまさに夢のあることで10年後の議論も先ほどありましたが、例えばですねこの越百の水が化粧水として適切な水であると、美しくなる要素が微量素が入っているということがもし科学的にですね立証されれば、これはまあ一躍我が町が日本でまた世界で有名になるかもしれないわけですね、そういう意味でこの実に夢があることだと思いまして、同教授もこの水をですね化粧水に合うかどうかということの成分検定をやっていただけるとこんなようなご提言もいただいておりますが、そういうことを含めてここもですねトレッキングコースの1場所としてどうかということございまして、コース的にはあのイメージとしては与田切公園を起点にしてね、先ほど越百の水また千人塚城カ池、100選の城カ池、あるいは道の駅、アグリネーチャー等々含めたコースを幾つか考えてやったらどうかということ含めてご提言をいただきますのでご答弁をいただきたいと思っております。

竹沢議員からあの森林の持つあるいはまた河川、川の持つこの健康へのいろんなまあいい面等について飯島町は非常にそうした資源が豊富であると、特に与田切川の上流周辺には今まさにそうしたあのいろんな取り組みが今下地作りをしておる最中でございます。もうご承知かと思っておりますけれども、この植栽、基本的には21世紀森と川の飯島の構想をということの中で、植栽ボランティアの皆さん方が毎年まあ計画的に植栽をしたり、それからウォーキングの関係ではJR東海さんがやっぱりさわやかウォーキングというようなことの中で毎年大勢の人を募集して、ここを探勝していただくような計画も試みております。最近ではこの「イーラ」のこのさわやかトレッキングというようなことも計画をいただきまして多くの皆さん方に入らせていただいております。加えてあの今お話のように道の駅から里の菓の問題、それから与田切公園、あるいはまた今、越百の水というようなこの観光資源と相まって、これを大々的にまあ今後の1つのトレッキングコースとして町の観光資源として売っていく必要もあるということで、その通りだというふうに思います。そのどういう戦略を描いていくか、まあ交通体系との問題もちょっとまだ課題がいろいろあるわけでありまして、いずれにしても今このことが一つの方向として実を結びつつ方向にも歩み始めておるということでございますので、何ともしもこれをものにしていきたいなというふうにもいろいろ考えておるところでございます。であの特に越百の水につきましては信州の名水秘水15選に選定されて以来、大変多くの方があの水を求めて来ていただいて、実際にあの汲み取っていただいて持ち帰っていただいております。このまあ単なる飲料だけでなくあの水の蕎麦やその他いろんな食品の中にも自家製のものにも使っていただいております。ただあのこれが化粧水の方へ開発できるかどうかということについては、その成分がどうであろうかと、あまりこの今はこの字の通り百を越えるという1つのイメージでもあって、でその裏付けとなる水質も保健所のお墨付きをいただいてこの範囲内ということでもありますので、更にこのことをいろんな面であの分析をしながら、よりこの付加価値が付いて多くの皆さん方にこれがひとつ利活用いただけるような方向は是非ひとつ考えていく必要があるというふうに思っております。ただこれはあの営業的にですねこの瓶詰して販売してどうというこの商業ベースに乗っけるということになりますと、またちょっとこれは違った投資も出てまいりま

すし、その仕組みも考えていかなきゃならんということでございますので、まあいろんな可能性をも考えながら是非この与田切周辺のひとつのトレッキングというものを今後考えていきたいと、是非ひとつあの竹沢議員も共々にあの、先般、七久保地域づくり委員会が自主的にあの遊歩道等の整備もいただいておりますので、更にそんなことにもひとつまたご協力いただいてPRを共々お願いしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

時間です。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時15分といたします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に住宅リフォーム補助制度について質問をしたいと思っております。今、地方自治体が独自に実施をしています一般家庭の行う住宅リフォームへの補助制度が大変地域経済への波及効果があるということで話題となっております。この住宅リフォーム補助制度についてどのような認識を持っておられるのか、先ず最初にお聞きをいたします。

町 長

三浦議員からは住宅リフォーム補助制度についてのご質問でございまして、この制度について認識はということでございます。住宅リフォームの助成制度につきましては国におきまして、これは所管は国土交通省の所管というふうに思っておりますが、この国におきましては住宅リフォーム支援制度といたしまして、住宅のエコポイント、それからリフォームの減税制度、それから融資制度、補助制度と、それからリフォーム工事にかかる消費者支援の5本の柱での施策を実施しております。長野県におきましても省エネルギー、県産木材の利用、あるいはバリアフリーなど5項目を基本とするふるさと信州和の住まいと、こういう名称での補助制度を実施しております。ご質問の市町村が行う住宅リフォーム助成制度でございまして、平成3年ころから取り入れられまして、現在、全国で33都道府県175市町村で助成制度が行われておるといふふうに聞いております。助成の対象といたしましては耐震改修の部分、高齢者の住宅対策、環境対策、林業育成、若者定住など多くの種類がございまして、補助金としてリフォーム費用の5から30%それぞれの地域によって異なりますけれども、金額では100,000から300,000を上限とする市町村が多く見受けられるというふうでございます。長野県下では下諏訪町が住宅耐震や省エネ対策を合わせてリフォームに対する助成制度を設けておるようでございます。また各市町村とも地元の商工建設業者の振興を図ることも併せて、この目的として地域活性化に何らかの効果をもたらしておるのではないかとこのように認識をいたしておるところでございます。

三浦議員

地域経済の活性化への波及効果が大きいとされておりますこの住宅リフォーム補助制

度は、先ほど町長も申されましたが、11月29日現在で175の自治体で実施されているといわれております。国土交通省住宅課の試算では住宅投資17兆円に対して他の産業部門を含めた生産誘発額は33兆円に上るとしてしております。電機、板金、水道、工務店、仕出し屋、飲食店など仕事が回っている関連業種は300業種に及ぶとそうした見積りもあります。特に私が注目するのが県で唯一実施をしております秋田県と岩手県宮古市でございます。秋田県では今年3月から住宅リフォーム緊急支援事業を実施しております。住宅リフォーム工事費の10%上限200,000円を助成しております。工事費が500,000円以上で県内に本店を置く建設業者などの施工が対象です。10月29日現在で申請11,697件、補助総額は1,647,694,000円となっており、工事費は25,225,720,000円に上ると言われております。補助による効果は15.3倍となっております。県の予算額では13カ月分2,106,000,000円で、県は事業の今年度の経済波及効果を約51,200,000,000円と試算をしております。県の10年度の第1四半期の推計ではリフォームの戸数が補助がない場合には持ち家リフォーム工事戸数として年間7,846戸と推計をし、補助を実施すると10,500戸、年間ベースで7,154戸の純増加と推計をいたしました。経済効果は補助なしの場合通常年ベースで年間ベースが約12,900,000,000円で、補助を実施しますと年間ベースでは補助効果による純増加分として約19,800,000,000円と推計をいたしました。経済波及効果を含めると約31,100,000,000円の純増加と推計をしたものです。10月の試算では当初の推計を大きく上回る住宅リフォーム補助による経済波及効果が表れております。岩手県宮古市は市内業者が元請けになるような制度はできないかと市長の提起から、緊急経済対策として住宅リフォーム促進事業が生まれたそうです。総工費200,000円以上の工事に一律100,000円を支払う制度だそうです。世帯数のほぼ1割の2,397件これは11月15日現在の申請とのことですが、総工費が1,079,350,000円で経済効果は4.5倍になるといいます。宮古市で注目したいのは対象工事費が200,000円以上と補助申請がし易く、一律100,000円が助成されるために、畳替え、壁の塗り替え、屋根の塗り替えなど、簡易な修繕工事などの住民の潜在的なニーズが引き出されたことにあると思います。申請の中で住宅の長寿命化が68.6%の1,643件と多く、壁の塗り替えや畳やふすまの交換、障子やクロスの張り替え、外壁や屋根の補修などが多かったそうです。申請で一番多いのは200,000円から300,000円で997件で55.5%を占めているそうです。施工業者は公共工事に入れない業者、元請けになれない業者が受注をし、市内の500社中230社が対象となったそうです。一番多く受注したのが畳屋さんだそうです。続いて屋根の塗装屋さん、工務店、ガラス屋さんの順で、トイレの水洗化も続いているそうです。その結果雇用につながってハローワーク宮古の技能工、採掘、労務職の常用求人が24歳以下が昨年8月には26人であったのが今年は49人、25歳から34歳は昨年は24人から今年は45人と若者の雇用環境が良くなっているというふうにお聞きをしております。

先ほど町長も言われましたが、長野県では下諏訪町が昨年から行っていますが2回目の実施だというふうにお聞きをしております。昨年度実績は93件で今年度は12月8日現在で53件の申請が出ているとお聞きをしました。産業振興課の担当者の方が、業者から喜ばれている、制度を利用した人もよかったと言っていると言っておられました。台所、トイレ、風呂、屋根、外壁の利用が多いということでした。諏訪市が来年度実施するとお

聞きをしております。今、地域の中小企業、業者の経営は大変厳しい状況にあります。中小の建設業者の方も新築住宅着工件数が大幅に減っており、仕事が欲しいとの切実な声もお聞きしております。その一方ではバリアフリーや耐震、トイレの水洗化、住宅の壁の補修のような家の寿命を延ばすために比較的小規模なリフォームの潜在的な要求が多くなっていると考えられます。住宅リフォームはしたいが経済的に踏み切れない一般家庭の状況と、仕事が欲しい地域の中小建設業者の要求をうまく結び付けたのがこの住宅リフォーム補助制度であると思います。秋田県や宮古市などの住宅リフォーム補助制度は地域への経済波及効果、それから雇用の創出と住環境の整備、CO2削減などの幅広い効果を生む制度であるというふうに思います。飯島町で住宅リフォーム補助制度の導入を検討しては如何かと思いますが、その点について町長の所見をお聞きいたします。

町 長

三浦議員からこの住宅リフォーム、国の制度に乗っかっての特にまあ経済波及効果を中心としたこの見方を、各県や市それから県内の市等の例を取りながらまあ数字のご報告をいただいておりますが、飯島町におきましても直接この制度というわけではございませんけれども、それに延長するような関連するような施策として幾つかの対応をさせていただいております。1つにはあの福祉施策といたしまして高齢者や障がい者にやさしい住宅改良促進事業に対する補助、それから環境施策としまして飯島町の太陽光発電システムの設置事業、それから耐震施策としての飯島町住宅耐震補強事業の助成事業などをまあ実施して、それぞれ目的に沿って予算を計上して補助事業を実施しておるといふ状況ご理解いただいております。で、ご質問のこの住宅の模様替えや老朽化に伴う修繕、省エネ化等も含めた一般のこのリフォームを対象とした助成制度、これを創設する考えは如何にということでございます。確かにあのこうした昨今の経済状況の地元の企業等も考えながらしますと大変結構なことだと思います。できれば結構なことだといふふうに思うわけでございますけれども、現在の町の財政事情の中でこれをやり繰りをしながら実施をすればまたこれは持続的にまあ実施をしていかなきゃならないというようなことで、今すぐにはというわけには到底これはあの不可能といふふうに言わざるを得ません。従ってこの件については今後のまた検討課題とさせていただきたいということによりよくお願いしたいと思います。

三浦議員

ただいま今すぐにはというお話でありました。で、先の臨時国会で成立しました補正予算の中にきめ細やかな交付金というのと、住民生活に光を注ぐ交付金が盛り込まれておるそうです。で、住宅リフォームにも使えるものとお聞きをいたしました。私の手元に届いた資料によりますと、飯島町の第1次交付の限度額の見込みは、きめ細やかな交付金が36,110,000円、住民生活に光を注ぐ交付金は9,040,000円と認識をしております。この機会を利用して地域の活性化の起爆剤として住宅リフォーム補助制度を実施するということもできるのではないかとこのように思いました。これは12月の、ということでの制度を使つての住宅リフォームの補助制度についてということも可能ではないかというふうに考えておりますがこの辺についていかがでしょうか。

町 長

まああの、きめ細やかな国の交付金今度の補正対応の中で、まだあの正式にこちらの数字の方は来ておらないようでございますけれども、ある程度期待しておるところは事実でございます。でこれにはまああのいろいろ待ってましたとばかりにいろんなメニューを今までのことも含めながら考えて、今事務局とも調整をして今後いくわけでございますけれども、果たしてこの事業がそれに盛り込めるのかどうか、まあ補正対応といたしましてもこれは一時的なもの、今年度限りというようなことでは困ります。これはやはり始めた以上はある程度の期間をもって対応していくことも必要でございますので、そのことが持続できるのかどうかというふうなことも含めて今後の検討課題とこのようにふうにさせていただきたいと思っております。

三浦議員

町 長

三浦議員

町 長

この制度ではその事業について利用する場合には基金にも利用できるというふうなふうにもあったように、詳しく私よく見てありませんけれども、私の目の届いたところではそうした利用の仕方もできるのかなというふうにも読ませていただきましたので、この事業の内容について検討していただいて是非あの地域の活性化という点では私はこの住宅リフォームの補助制度は大変有効で経済波及効果もあるということで、この閉塞感のある今の状況の中で大変に光の見える元気の出る制度だと思いますので、是非検討をしていただき実施をお願いしたいと思っております。で、先ほど町長から高齢者の方の住宅改修や太陽光発電それから耐震についての町の補助があるというふうにお聞きしましたが、全国の中の事例で見ますとそれを住宅リフォームのこの制度と合わせた形で補助率を変えたりなんかして実施をしておりますので、検討の余地があるんじゃないかなというふうに思っております。その点では何か余地があると思っておりますがいかがでしょうか。お願いします。

細部を十分また精査しながら検討を繰り返し検討させていただくということをお願いしたいと思います。

ただいま町長から検討をしていただけるということですので、是非前向きに飯島町の住民のこれからの元気の源を作っていただけるようお願いをしたいと思います。

続いて、福祉施策の復活についてということで質問をしたいと思っております。ふるさとづくり計画で廃止をされました、また削減をされました福祉施策を復活するように私は求めたいと思っております。飯島町ふるさとづくり計画の検証資料を見ますと財源が著しく減少することを想定をして多くの事業の廃止、削減がふるさとづくり計画ではされました。しかしこのグラフからも分かりますように平成17年度では予想よりも400,000,000円強の歳入となっております。17年度ですね。そしてどんどん減っていくと想定をしました地方交付税はほとんど変化なく今日に至っていると思っておりますが、その結果、平成21年度ですね、平成21年度では計画と実績ではおよそ1,000,000,000円の差ができました。財源が厳しいとして福祉施策の廃止、削減をした根拠は私は崩れているとみるべきだと思います。特にふるさとづくり計画策定の時よりも現在の方が社会情勢は一層厳しくなっています。平成17年度から19年度に削減、20年度に廃止としていた寝たきり高齢者等介護慰労金などの6つの福祉施策が現在継続しているというのが現状です。これらは飯島町の住民にとって必要な施策としての認識によるものであるというふうに思っております。現状では介護は在宅の選択をせざるを得ない状況です。就労の危機に立たされている障がい者の方や自立生活できる収入のない家庭も増えています。福祉施策は削減ではなく強化が必要な社会状況にあると思っております。今こそ削減した福祉施策の復活をし、社会的弱者を励ますときにはないでしょうか。また廃止した事業についても創設した当初の理念に立ち返り、復活することを提案いたしますがその点ではいかがでしょうか所見をお聞きいたします。

次のご質問は福祉施策の復活という言葉が使われておるわけでございますけれども、これについてでございますが、かつてまあいろいろと合併議論も含めてこの議論をされた

時代での町の方向としてこれもいろんな議論を踏まえて策定されましたふるさとづくり計画、ご承知かと思えますけれどもこれを策定しました。町が合併をせずに自立した持続可能なまちづくりを進めていくためのまあ1つの指針ということでございまして、現在にもこれが生きてきておるわけでございます。で、行財政改革とまちづくりの両方の性格を持ったこの計画でもございます。平成16年度から22年度までを計画期間とするものでございまして、計画の内容は福祉のみならず全般的に大変厳しいものであるということでございます。住民サービス全体を見直す中で、町民にも大きな負担と我慢をお願いするという内容の一部でもなっておるわけでございます。そこでこの中で福祉施策に関しましては町単独のこの金品給付は廃止をするというひとつの答申をいただいた基本線に沿って、この考え方に伴って進めてきたところでございます。この金品給付を廃止するとしました理由は単に財政が厳しいということからだけでなくでですね、近隣自治体と競い合っただけでなく、寄付額の増額や対象者の拡大をずっとまあ繰り返してきたということを一度見直して、本当にもう必要な人に必要なときにこの必要なサービスが受けられるようなメリハリのある制度の充実した福祉をしていこうと、こういうことへの転換を図ったところと大きな意義が狙いがあったわけでございます。そこでまあ実際にいくつかの福祉施策については廃止や給付対象者の見直し、それから給付額の削減を行ったものもあるわけでございますが、基本的に町民の暮らしを支える、あるいは町としての祝福の気持ちを表すという観点の中から、他のほとんどの市町村は廃止を全廃したという例も数多くあるわけでございますけれども、飯島町といたしましてはそれらのことを勘案をしながら廃止をせずに継続をしている施策も、ご承知かと思えますけれども数多くあるということをご承知置きをいただきたいというふうに思います。例えばまあ介護慰労金制度でございますが、寝たきりの高齢者や重度心身障がい者を介護する方の精神的・肉体的な負担は大変重いものがあるということでございまして、町といたしましてはこの慰労の意を表しながら少しでもその負担軽減に役立てばということで制度を継続しているものでございます。また敬老福祉金でございますけれども、これにつきましては給付対象者を節目となるこの年齢の方に限定をいたしました、長寿を祝福するという本来の趣旨に沿って現在も支給を継続をいたしておる次第でございます。またあの一方で金品給付でなくて福祉サービスとしての各種の制度の充実にも取り組んできたところでございます。そのところを是非ひとつご理解をいただきたい。今後はふるさとづくり計画に代わる次期計画としての平成23年度を初年度とする行財政改革プランを策定して、行財政改革を継続をしていくということになります、町の財政状況は今まで以上に厳しくなるというふうに考えられます。まああれもこれもという行政を続けていくわけにはまいりません。あれかこれかのまあ行政に転換を図っていかないと自立のまちづくりはできないというふうにも思っております。これはまあ福祉施策に限らず真に町民が求めているサービスは何かということを把握しながら、絶えず事業の必要性や効果を的確に判断しながら施策や事務事業の選択と行政経営資源の集中の徹底を図って、これにより生み出された財源を町民の暮らしを支える施策、そしてまた人口増や活性化につながる施策に振り分けていくということが考えているところでございます。私自身もこの福祉行政、福祉というものを町の行政運営の一番の基本にしていることはもう当然、何回も申し上げているように事実でございますので、その中でまあひとつメリハリある福祉の充実を図っていきたいということでございます。決して後

三浦議員

退というふうに私どもは私も思っておりません。ご承知だと思いますけれども、やはり福祉全体ということの中では医療費の限りなく右肩上がりの増向もございまして。それから介護に対するこの支弁というものも大変多額なこの財源投入をしていかなきゃならないというようなこと、それから福祉医療につきましてもその年齢制限の引き上げといったようなことも率先して取り組んでまいりましたし、生活保護世帯への拡大の問題、更にはまた子育て支援や保育料の軽減といったようなことも総合的に判断をして、これに対する多額の財源を捻出をしてそれに当てておる状況でございますので、是非そのところを十分ご承知をいただいて全体としての福祉のバランス、方向というものを充実をしていく方向ではそのように思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

今、町長から福祉についてこのただ金品給付ということではなくて、他の部分でもサービスなどの向上ということでもということでしたけれども、今こうした厳しい社会の中でほんとにあの社会的弱者の皆さんの暮らしぶりを考えてみたり、またあの介護慰労金について考えてみれば、当初の介護保険の場合は在宅でも安心して仕事を持ちながら介護ができるということが目的であったというふうに思いますが、いま現実を見てみるとほんとに介護は在宅であったら生活に困窮するような状況まで生まれる、仕事を辞めなければ介護もできない、また十分なサービスを必要なサービスをというふうなふうに十分なサービスをとりますけれども、現実を考えると十分なサービスを受けるような状況にはないというのが今の現状だと思います。そういう中で私はこのふるさとづくり計画で示された福祉施策の削減というものについて改めて今回考えてみました。で、当初の福祉施策の削減額というのは約15,000,000円だというふうだと思います。で、現在削減をされ継続をされているこのときの福祉施策ですね、では給付額は現在9,000,000円弱というふうな資料から読み取りました。まあ先ほど表を示しましたが、ほんとに厳しい厳しいと言います、本当に一人ひとりの削られた額というのはわずかな額だというふうに思っています。そういう中で本当に一生懸命、懸命に生きているこの厳しい中で是非、元に復活をしていただきたいというのが私の願いでございます。で、住民の暮らしを支える福祉に関わる財源という点ではふるさとづくり計画では先送りになったものの、現在着々と進んでいる堂前線整備事業から見ればほんとにわずかな金額ではないでしょうか。15,000,000円の中から削って今現在9,000,000円弱ということはほんとに一人ひとりの皆さんに支援をする金額からすればわずかなものを削ってきた、またこれを復活することはそんなに厳しい厳しいと言って復元できないそういうものではないように私は思うのです。ふるさとづくり計画で削減した福祉施策を私はそれぞれの施策の内容と社会実態から検討をして復活すべき、そのように思うわけです。確かに町長の言われましたように様々な施策も新たに作られました。しかしなぜこの制度が飯島町に存在していたのか、その原点に私は戻るべきだと思います。確かに近隣の市町村と競争をし合っただけで単価がどんどん金品給付の質が向上したと、そのことが大変だというふうに言われましたけれども、私はそういうことで金額を上げてきたわけではないというふうに理解をしております。やはり必要な中で私はこの削減される前の金額が、制度が策定されてその都度その都度改定をされてその時点に至ってきたと、それを一番の理由はやはり交付税が減る、自立するためには経済は厳しい財政厳しいからだんだん削らなければならない、そういう中で一番弱いところが簡単に削られたそう思わざるを得ない部分が私には感じられるのです。是非そういう原点に戻ったところで私はこの制

度について再度見直しをして復活をするということを提案をしたいと思いますが、町長の所見をお聞きしたいと思います。

町 長

まああの福祉に限らず財源、住民要望を満たしていく上での財源手立てというものが平成の15、6年当時から今余裕が出てきたというようなイメージでは決してございません。むしろこれはいろんな行政需要に対しての財源不足というものは三位一体の改革以降たいへん厳しくなっていることはもうその通りでありますので、先程あの表で一般財源の部分だけお示しいただきましたけれども、決してあのそうではなくてトータル的な財政というものを見ていかなきゃ、このことは判断できないことをひとつご承知おきいただきたいということでもあります。それとあの福祉に対するまあ町長以下基本姿勢でございますけれども、必要などころにはこれは厳しくても財源充当をしてその対応をしていかなきゃならないと、これはもう当然今までも、今もそれからこれからもそういう認識でやってまいります。総花的にばらまきのことをやるわけにはいかないと、真に必要なところへ必要な財源手立てをしてそして福祉の充実を図っていくと、これが本来の福祉の行政であるというふうに私も思っておりますので、今後いろんなあのまた新しい福祉に対する行政需要も出てこようかと思っておりますけれども、その辺のところを十分メリハリを付けながら必要などころには必要な福祉の手を打っていくと、こういうことでひとつ考えてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

三浦議員

ふるさとづくり計画では金品給付から必要な人が必要なだけサービスを受けられるよう、在宅サービス制度の充実した福祉への移行を図ると22年度までの計画としてこのようなふうに記述をされております。現状ではどうでしょうか。先程も介護の現場の話を行いました、実際には必要な人が必要なだけサービスを受けられる、特に私はこの厳しい中で介護をしている皆さんの状況というのはほんとに大変だというふうに思います。そういう中でこの削減になる前に私のお聞きした方のお話ですと、それは確かに介護慰労金、自分に介護をしているものがいただける介護慰労金ですけど、この慰労金を当ててオシメを当てにして買っていると言われる方がおりました。ほんとにわずかな金額かもしれませんが、しかしそのことが頼りのほんとにそれで頑張っている皆さんがいらっしゃる、そのわずかなものが削られることが悲しいとおっしゃられた方がおられます。やはりそういうことを考えますと、このこれから見直しをし必要などころに必要なサービスをと言われるのであるならば、この介護慰労金については是非もう一度元に戻していただけるような金額をもう少し上げていただいて、もっと支援のできるような介護慰労金に見直しをしていただきたいなあというふうに思うわけです。まあ現状からでは私はこのふるさとづくり計画の中で社会的な環境からみても必要なサービスを十分に受けられるようなことができるという方の方が、実際には少なくなっているんじゃないかなと、確かにバラまきだと誰にでも彼でも金品給付をということがそれがほんとに良いのかどうかという問題はありますが、やはり必要な人が必要なサービスを受けられるという環境をつくるにはこの福祉施策の充実、復活というのは私は大きな課題ではないかというふうに思います。これから益々在宅サービスの制度の充実ということが必要になってきており、新たな施策も含めて私は住民福祉の充実努めていくという点で、このふるさとづくり計画で削減をされ、また廃止をされた制度について、再度見直しをし出来るものは復活をする、こうした社会的に弱い皆さんへの支援をするそうした姿勢が、これからの町政にとって住民にとって求められてい

るというふうに考えておりますので、この点についてももう一度所見をお聞きして質問を終わりたいと思います。

町 長

あの私も常々この施設入所の方の福祉に対する町の予算充当、それからなかなかその希望に応じた入所ができなくて在宅福祉で頑張ってもらっておる方々、大変まあ想像を絶するご苦労があるというふうにも思っております。そのことはもう十分理解しております。そこに対するまあ町の直接支援のアンバランスというものが相当あるんじゃないかということは前々からも言っております。だからこそ今ギリギリの線でその家族に対する介護慰労の部分もその途中で残したという形にまあ決断したわけでございます。他の市町村ではほとんどこれが廃止されたということでございますが、そのところは是非ご理解いただきたいと同時に、あの頑張るって自宅療養で介護をしていただいておりますのそのものに対する福祉制度の直接間接のまあこの支援というものも今充実をして、担当もいろんな制度の中で頑張るってやっておるわけでございますので、相対的にその辺をやっぱり考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、確かにこれはあの施設入所に対する方々と自宅で介護する方とのいろんな差というものは十分理解しておりますので、またあの今後ともそうした介護の手だてのあり方等も含めながら総合的に今後のまあ検討をいろんな面で行っていかなくちゃならないという課題であるというふうに捉えております。そんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

三浦議員

質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 宮下 寿 議員

10番

宮下議員

それでは通告に従い質問をまいります。先ほど同僚の議員からもございましたけれども、第5次総合計画が答申され今議会に上程をされました。第4次総合計画を住民アンケートなどにより検証し、今後の飯島町の将来像を職員や住民の皆さんの意見をもとに作られた初めての総合計画です。この計画が議決されれば今後はより具体的な実践計画の策定、そして実施となってまいります。そこで今回私の質問は商工会の一員としてまた1事業者としても今後飯島町の業者は生き残れるのかと、多少仰々しい表題ではございますけれども、この1点でこれから町長に伺ってまいります。先程も答弁の中に町長の思いも入ったこの計画ということでございます。来年の11月には町長選があります。現在の町のトップとして率直なご意見をお聞きしてまいりたいと思っております。

それでは最初に、サブプライムローンに端を発した世界的な不況の波をわが日本も直撃され、大企業だけでなくそれを支える中小企業が大打撃を受けました。それ以前に小泉元首相が唱えた規制緩和、自由競争という名の価格破壊が日本を席卷し、全てにおいて低価格競争に陥り、本来業種によって様々ではありますけれども適正利益というものが悪者

のように扱われ、ほとんどの業種が限りなく薄い利益となり、中には利益を生むどころか赤字覚悟で仕事さえあれば御の字というような状況になったところ、このサブプライムローン問題と併せダブルパンチとなり資本力のあるものだけが生き残る世の中となってまいりました。自然淘汰という生物の世界でよく使われる言葉をこの現状に当てはめてしまって本当に良いのでしょうか。当町の工業関係は企業努力が実り、最近では少しずつ持ち直してきているとお聞きしております。では建設業や商業はどうでしょう。建設業はこれから公共工事の減少が見込まれる中、個人住宅の新築もこの先どうなるかわからないのでリフォーム関係に力を入れているそういうように見えます。しかしこれもなかなか先を読むのに苦労しているのではないのでしょうか。商業は私としては若干の疑問がありますが、中学2年生を持つ家庭を対象にした地元滞留率が4.4%と、皆様も既に耳に馴染みの数字となっておりますが破壊的なダメージを受けております。このような状況で伊南バイパスの開通を想定した中で率直に今後の街中の業者は生き残れるのかという点について最初に町長に率直な思いを語っていただければと思います。

町長

それでは宮下議員の質問でございます、飯島町の業者は生き残れるのかと、特にまあ伊南バイパス開通後における中心商店街とした業者を中心のご質問かと思われまます。一昨年のまあサブプライムローンに端を発した世界の同時不況、このことが日本経済、地域経済、地方の経済にも大きくまあしかかかっておることは今、宮下議員のお話のあったとおりで私も同じ認識でございます。大変まあ中小企業、商業も含めてのですがご苦労をなさっておるわけでございますが、一方伊南バイパスは長年町の活性化のために一丸となって開通に向けた取り組みを進めてきたものでございまして、現在もこの考え方は全く変わるところはございません。開通によりましてバイパス沿線では商業系の開発も期待をされておるわけでございますが、併せて広小路をはじめとする広小路駅前をはじめとする既存のこの街中商店街、この活性化も図っていく必要があるというふうにも思っております。このことは身近な商店として高齢者の皆さんなどの買い物弱者といわれる方々への対応、対策としてもどうしても必要なものであるというふうにも思っております。そこでご質問のこれらを含めてこの既存の中小商店街の皆さん、特に街中のお店の皆さんが生き残れるのかどうかということでございますが、率直に申し上げてこのまま手をこまねいていたんでは到底生き残ることはできないというふうには私は思います。元々この駅前広小路街路の整備につきましては中心商店街の皆さんが自らの将来展望を目指す中で、この熱い想いを持ってこれに対して県や町が応える形で整備ができてきたということでございまして、やはりもう一度その原点に立ち返って考えてみる必要があるのではないかというふうにも思います。これまでの長い期間の中で当然廃業や移転をしてしまった業者もご承知の通り数多く見受けられるわけですが、やはり必死に頑張っているみなさんもこの厳しい時代のお客さんのニーズというものを的確にとらえて、そして個々のお店の皆さんの考え方、そして共同として手を携えていく考え方、そして更にまた何よりもそのためのまとめる商工会が中に入って、打って出るこの積極姿勢と方策を考えながら、それに対して行政は町は何をどう支援するのかまたできるのかを考えていかなければならないのではないかというふうには私は思います。町の方からああしろこうしろということでは到底生き残れることはおぼつきません。そのことを是非考えていただきたい。その上に立って非常に厳しい状況下でありまして何ともしてもこの存続し活性化をしていくような様々な手

宮下議員

だてを共に考えて講じていこうではありませんか。そんなことを申し上げて見解とさせていただきます。

ただいま町長の率直なところをお聞きしたと私も思います。まあ生き残っていくための努力は本来己がすることでありまます。それは重々承知しております。しかしこのままではこの町の構造は壊れていってしまうのではないかと、特に街中、そんな危機感を私は感じております。今町長が申された当時の拡幅というものはまあ街中の商店主の熱い思いがあつてという部分、たまたまそんな話の中でこれからちょっとお話をさせていただきますが、私がこの広小路の拡幅で現在の場所へ移転をしたのが確か11年前になると思います。17年前に飯島へ移り住んで現在の店を継いでからこの拡幅の話を知りました。そのときの心境は複雑なものでした。店を継ぐために移住し、子どもも環境に慣れなければならない、まあそんな矢先の拡幅の話というところで、私たち家族にとってどんな決断を下せば良いのか、店を存続させるのか、継続するとすればじゃどこへ店舗を構えるか、農道はある、そしてバイパスができるようだ、このままこの街中が良いのか、自分の子どもにも意見も聞いた末の決断は今現在ある街中に残るといふものでした。拡幅が終了したときに残った国道沿いと広小路駅前の店舗は私からすればさながら住宅街の中に残った店、というような状況ではなかったかと今でもそう思っております。でもそれでも残ったものがみんなで一生懸命頑張るしかないと今までやってまいりましたけれども、何とかしのいできたと現在そういうものが率直な気持ちであります。最近でも2店舗が店を閉めました。ご存じでしょうか。商店街という機能をこのままいけば失いつつあるということはだれが見ても明らかではないでしょうか。積極的な姿勢これは当然のことであると思います。まあそういった中で私も商工会の商業部の副部長としてもまあ現在なんとか頑張っておりますが、幹事の皆さんが顔を突き合わせて、じゃこういったことを今度はしよう、そしてみんなに参加してもらおうというようなことをもうここ何年も何年もやってきております。そういった中でそれに賛同して一緒に参加をしてくれる、そういった方もたくさんいらっしゃいますが、例えば商業部が商工会の中では一番大きな部であります。そういった中にいつもこういったことをじゃ今度はこういった事業をしますので是非協力してやってくださいと言っても、現状ではなから決まった方の参加というのがここ何年も商業部の幹事をやらせていただいた中の率直な気持ちであります。いまの町長のお話を聞いて思うのは、ほんとにその通りだと思います。自分自身の積極的な姿勢がなければ、到底いくら私がお借りにして生き残らねえ行けないよと、いくら町長に言ったとしてもそれは自己の努力も足りない、これは正直その通りだと思います。しかしこの先生活していく上でわれわれは生き残っていかなければなりません。その方策を試行錯誤しているわけです。これから順次お伺いしてまいります、多少重複していくところがあると思いますけれどもお許しをいただきたいと思ひます。町長にお伺ひます。今、飯島町の商店街といったらどこを思い浮かべますか。

町長

まああの既存の概念で申し上げて商店街といえば、やはりこれはあの駅前から広小路、またその若干袖に入ったエリアの中はこれはあの1つの商店街形成をされておる地域だというふうにも思っております。コスモ21の共同店舗もひとつのお隣のIタウンも含めて商店街というふうにも呼びたいわけでもありますけれども、現在はその後セブンイレブンが1つ立地をいたしましたけれども、街という概念には当てはまらないのではないかというふう

に残念に思っております。同時にまたあの田切であったあの駅の下のお店が連櫓しとった歴史もありますけれども、あそこもほとんどなくなってそう言える状況にはないと、またあの一方で七久保の県道飯島飯田の北街道、柏木地籍には道の駅を中心としていろいろなこう施設が商店形成も出来てまいりましたので、ひとつの農協さんの施設も含めてですね、1つの商店街形成が七久保の駅前あたりと同時に広がっておるのではないかなというふうに、この商店街という概念ではそう私は感じております。

宮下議員

あの私がイメージする商店街というのが、例えば私がまだ飯島に越してくる前に配達で来たとき、今の広小路であります、あの当時まだバスも通っており、夕方の時に配達に来て荷物を下ろすときに常に気にしておったのは夕方のバスの通行があると、その迷惑をかけてはならない一生懸命自分ひとりで荷物を柴田商店の裏の倉庫に運んだという、あのころを私は商店街というイメージを持っております。まあたまたまあの商店街というイメージとはほど遠い中で間もなく飯島に越して参って、で間もなくまた拡幅という状況で現在があるわけであります。商店街ってというのはある程度やはりあの都会でいうと非常に長い中での本当に今でもああいった大都会でありながら雑多な商店街がずらっと並んで、まあ人口密度の関係もありますけれども、やはり商店街ってというのは一つひとつ小さな店の集合体っていうものがまあ本来の商店街っていうものじゃないのかなというふうに私は思っております。そういった中で今も町長お話ししていただきましたけれども、商店街って考えたときになかなかもうそう呼べる状況にあるのかと、ただ、いま七久保地区は非常に皆さん頑張っておられて、そしてまた企業なども入っていただいたりして賑わいを見せておりますが、エリア的かというとやはり広い世界になって、私のイメージとしての商店街っていう街というイメージとはちょっとなんかやっぱりもう少し離れちゃったのかな、ただまあ全体的なもので見れば賑わいがあるということは何れもが思っておりますし、やはりこれから頑張っていたきたいというふうに私も思います。そういった中で自分のところを考えたときに今の広小路は決して商店街ではないと私は思っています。これが合っているのか間違っているのかはわかりませんが、私のイメージとしての商店街という機能ではないのではないかな、失われつつあるのではないかなと私は思います。

それでは次に町長にお伺いします。行政の基本的な役割は道路や上下水道の整備などインフラ整備をすることは当然のことと思います。しかし具体的な店舗の建設や住宅分譲、あるいはアパート経営などの分野は民間活力によって街並みが形成されていくということが望ましい姿である。土地利用計画を示すことで秩序あるまちづくりを誘導していくのが行政で、道路を整備することで活性化のチャンスは確実に拡大されていく、消費者ニーズに合った商店経営の努力これが必要である、だから頑張れ、それだけでよいと思いませんか町長。お答えください。

町 長

まあ端的にあの今のご質問は行政、町はその下地となるインフラ整備さえすればそれでよいのかという投げかけ方かご質問かということですが、ちょっと少し硬い言い方になるかもしれませんが、この地方行政の役割、まあ当然町の役割になるわけですが、この自治法では住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するよう役割を広く担うんだということですが、言い換えれば施策や事業など各種行政サービスの提供を通じて住民福祉の向上こそが地方行政の目指すところであると、そこで町民が安全安心に快適で幸せに暮らせるようなインフラ

整備は行政の大きな役割の1つである。同時にこの整備されたインフラというものを有効に活用されるよう誘導することも行政の役割であるというふうに言われておるわけでございます、いままで町といたしましてはこの両方面、側面からもこのことを携えて実施をしてきたつもりでございますが、今、宮下議員のご質問ご指摘は今までの行政はこのインフラ整備のみであったと、その後の利活用のことについての手を貸したことはないということのご質問に受け止めてよろしいのかどうか、ちょっとその辺のところを確認させていただきたいと思えます。

宮下議員

あの決して単にインフラ整備だけを行政がして、あとはわれわれがやるんだというそういう例えば線引きを行政がされてきたとは私も思っておりません。

町 長

あの少しほっといたしました。まさにその通りの対応をしてきたつもりでございますので今お答えした考え方でやっております。

宮下議員

あの今、何でこんな話をするかと言いますと、以前に私が一般質問の中でちょっと今のような答弁があったんですね、現実には。ただまあそれだけでその答弁の端々をただ引用するだけで物を言いたいと思いませんけれども、私今回言いたいのは、それは確かに行政、今の言うように地方自治法等々で決まり事として当然あるし、それを広く拡大解釈しながら行政として出来ることを一生懸命やっていたという事は私も認識はしておりますが、もう少しこう画一的なものではなくてもっと具体的な中で、例えば、なんとか相談に乗ってほしいよう、これは例えばの話ですね、もう少し私のイメージとしてはこちらサイドに近づいてほしいという思いの中で言っております。決して行政が何もしていない何っていうことは私もこの先言うつもりもございませんし、ただやはりもっとこれからあの話をしますけれども、もう少しこう行政として近づいて来てもらって、膝をつき合わせて話をできたならまた違う展開が見えるのじゃないかなという思いの中で今回質問させていただいておりますので、町長ご承知おきいただきたいと思います。

あの今も私も言いましたけれども、基本的な行政のそういう姿勢っていうものはね、必要だと思えますし、今後もよりもっと広くやっていただきたいというものを持ってもらわないと、この先、町というそういった大きなものも存続していくっていうのが非常に難しくなる、そういうふうには思えてならないんです。ここでちょっと反省を込めてここで申し上げますけれども、業者である私たちもやはり行政とともに本当に変わらなければならないと思っております。商店はジェラシーの塊のようなところがあるんじゃないかなと、もっと厳しく言うとする気はないのに嫉妬心は強い、出る杭は打つ、だから商店街や先程私申し上げましたが商業部が共同して何かを事業をやろうとしても革新的なことがなかなか出来てこなかった。これは私どもが反省しなければならないところではないかなと思います。また一方で、住民の皆さんは買い物ができればいいわけでありまして。既存の商店がつぶれていくということに対して大変だねえとは言ってくださいませけれども、果たして本当の不自由さというものは本当に感じておられるのかどうか。行政もわれわれ業者も住民も変わらなければ、町長が常々言っておられる大きな意味の協働のまちづくりというものはとても無理のように思えてなりません。先ず指導する立場の行政がわれわれの方にもっと近づいてほしい、そして膝をつき合わせた関係をもっとこれから築いていく必要があるのではないかなと私は思っておりますけれども町長いかがでしょうか。

町 長

いまあの広小路あるいは国道の一部、駅前広場も含めてこの既存商店街、商店の皆さま

んが必死になってまあ頑張っているんな手を打とうとしていることは十分わかっておるつもりでございますし、ただそうであってもなかなか先行き見通しが立たない厳しい状況であるということも一方でわかっております。そこでまああのなんとかここを打破、打開したいというようなことも含めまして、またあのこうした不況対策上のことも含めてですね、商工会にもそのことを投げかけて担当課とも定期的に協議をし、それからまた必要に応じて商業部の皆さんといろいろとまあこう模索することの機会を持っておるわけでありませうけれども、なかなかこの有効な手立てができないままにきておるのが現状の姿だろうというふうにもまあ思っておる次第でございます。行政もなかなかこういう面でこうだっというふうなこのあらかじめ予断を持ったその行き方や方指導というものはできない状況にはあるわけでございますので、何としてもそれぞれの立場でひとつの協働のまあ1つの土俵の上の中でこの打開策を考えていかざるを得ないと、そして新しい発想で取り組んでいく以外にないということだろうと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

宮下議員

この日本全国どこへ行っても資本力のある大手企業だけが生き残り、どこでもお馴染みの看板が立ち並ぶ、今このような状況がこの日本にあるのではないかなと思っております。隣の駒ヶ根市でもわかりますように、企業名は申し上げられませんが、全国どこへ行ってもあのような同じ看板が立ち並んでおるような気がいたします。力のないものは駆逐され、商店街という言葉が日本全国どんどん消えていっているのではないかとこの現在において、当町も例外ではないと、今までの話の中でも申し上げておりますが思っております。私は飯島町は中途半端な田舎であると思っております。前にも同僚議員が一般質問の中で買い物弱者について言っておられましたけれども、こういった買い物弱者が生まれる一方で北は伊那市、南は飯田市と車を運転できる方はちょっと足を延ばせば何でも買える。県内あるいは全国展開の店は私たち一個人商店とは違い、安い、品物は豊富、何でも揃う、こういった状況の中で既に中小企業の経営者の中途半端な力だけでは解決できないところまできているのではないのでしょうか。バイパスができるのでそちらに移ればいいのかと言う人がおられるかもしれませんが、どこにもそんな余力は残っておりません。これから開通していく伊南バイパス、この新しい道が1本できればその市町村いわゆる飯島町そして中川、駒ヶ根とこの結ばれている線、この市町村の状況がすべて開通することによって劇的に変わっていくでしょう。新しい道ができれば変わっていく、この状況は日本全国どこでも明らかではないのでしょうか。道を1本開けてそのことがマイナス思考ではなくプラス思考に働かせるべきだとたぶんおっしゃると思います。それはその通りだと思います。しかし今のこの現状の中で果たして何ができるのでしょうか、これを町長に求めるつもりはございませんが、私どもはそんな気がしてなりません。いくら考えても打開策がなかなか見つからない。正直いってそこで喘いでいる、そういった状況であります。決して大企業だけが悪いわけではない、大型店舗が悪いわけではありませんが、今現状を見ますと、大企業というのはそこに立地されれば他の店を食いつぶしてそして魅力がなくなれば撤退していく、そして空き店舗となったところに行政が苦慮し、そして地主さんも苦慮し、こういった状況があるのではないのでしょうか。そして最後は場合によっては廃墟となると、それはもう町長もご存じのはずであります。この伊南バイパスが開通していく中で日本全国起きているこの状況を町長はどう捉えておられますか。

町 長

お話にございましたように、この消費者の低価格志向、こういう流れの中で大手資本

による安値競争に小売店が対抗していくということは大変まあ厳しい困難なことはもう十分ご存じのとおりでありますし、私どももそういう認識でございます。こうしたことから今まで各地で見られますように、郊外へ大型小売り店が進出をして大型小売店への消費依存度が高まることによってこの既存商店街、既存の小さい小売り店が消滅を衰退していくというこの繰り返し、中心市街地がそのことで空洞化をしていくとこういう繰り返しも全国いたるところで見られる、生じておることが今お話のとおりでございます。しかもまたこのこれらの大型店さえこの客足の動向によっては撤退や移転が問題化しておるといことも多く現在みられるわけでございます。しかしまあこうしたこのような状況を放置しているばかりではなく、この新鮮な斬新な発想によってあるいは工夫によってこの差別化戦略などに取り組みを行う地域もあるということもいろんな面で伝えられておることも事実でございます。宮下議員も十分ご承知のとおりでございます。従ってこうした現在の小売り店舗等、飲食店も含めて大変厳しい状況に置かれていることは十分私も承知しておりますけれども、やはりこの行政が支援を行っていく手だてをしていくという部分についての、特に経営・運営のノウハウについて支援をしていくということはもう限界があるわけでございます、これはやはりそれに携わる皆さん方の経営感覚、手法というものにひとつ積極的に1つの発想をそこに求めていただく以外にないのではないかと、そのことを行政はどうサポートできるのか、していかなければならない、ここにひとつのマッチをした共同でこのことを打開していくというところに重要な意味を持つのではないかなというふうにも思っておりますので、まあそうは申しても状況は非常に厳しいと、なかなか専門の皆さん方もわれわれの行政立場もこう決め手になるような打開策が見えないのが現実でございますので、やはりこれはきめ細かいいろんなこの手法の意見交換、議論によって少しでもこの打開策につなげていく以外にないのではないかなというふうにも思っておりますので、町もできるだけこの相談やらまた手だてについて支援をしていくことも含めて対応してまいりたいというふうにも思っております。

宮下議員

ちょっと次にもまた後々関係もしてまいりますので次の項目にちょっと移らさせていただきますと思うんですけども、行政としてただいま企業実態調査というのを行って、統計調査によってその数字等々を把握して借入金の例えば利子補給の充実など様々な政策をしておられます。それに対しては私も評価をいたします。町長はこのバイパス開通後の街中のイメージっていうものをどんなふうに描いておられるのか。あのちょっと今さっきと戻るかもしれませんが、あの何故こんなことを申し上げるかと言いますと、当時のあのコスモ、そして例えばIタウンの方とも私、あるいは商工会事務局等とも呼ばれて会合をしたこともありました。そういった中であのバイパスから堂前線に上がってきて、じゃあそういったものの景観形成等々、あるいは自分たちのところに来るための誘導、どういった形にしたらいんだらうかというような会議にも参加させていただいたこともあります。まあ現在まああのいろんな状況が変わっているということは当然皆さんご承知のとおりでありますけれども、バイパスが開き堂前線が開き、そして街中が、先程の話では国道が県道に格下げになるっていう話になっていったときに、堂前線から上がってきて街中、ちょっとまあ距離はありますけれども、街中というこのイメージというものをですねどんなふうにご存じおられるのか、ちょっとここで伺いたいんですけれども。

町 長

この153号伊南バイパスが下在近辺を通って駒ヶ根に繋がっていくということにつ



いてのこのバイパス効果と申しますか土地利用効果、これについては単なるこの通過交通ではあってはならないと、これは基本的な考え方であります。従ってそのことを期待しつつ現在置かれておる、今現在のこの中心部の街中の商業振興まあ土地利用というものも併せて考えていく必要もあるというふうに思っておりますが、ただあの飯島の伊南バイパスの下在地域、まあ田切の一部もそうでございますけれども、やはりこのフラットで両面がほとんど全線5キロにわたって利用できるというような地形にないわけであります。かなりまあこのそれぞれの筆々については起伏のあるところもございます。それから一部、高架で飛ぶというようなこともございますので、かなりまあ駒ヶ根の福岡から向こう中心部の宮田にかけてのフラットな地形とはちょっと考え方を異にするというふうに思っております。従ってあの大型店舗がもう軒並みつながっていくこの時代の流れの中でそれが実現していくというふうには考えにくいわけであります。ただあの場所場所によっては中型店的なものも当然これはあの立地も可能でございますし、ある程度今この衰退をしておる町の商業の振興のためにもそれは当然立地を期待していきたいと、それに対する複合的ないろんな施設も併せて立地を期待したいということももう山々でございます。と同時にこれのことによって今度はその中心商店街的な部分が一部下の方へウエイトが係るということはこれはひとつの流れの中でやむを得ない面もあるかもしれませんけれども、ただそこは公共施設が今後永劫にこの役場の庁舎もそうですし学校もそうです、保育園もそうです、そして駅や郵便局といったようなこの公共施設もあることも含めてですね、やはりそれにはあの連携軸としてのこのエリアとしての振興を図っていかなくちゃならないと、そのための土地利用もしていかなくちゃならないということでございますので、いま第5次総合計画の町の土地利用計画、国土利用計画に示されておりますように、この挟まれた間というものをひとつどういうふうに土地利用をして誘導していくかということが、ひとつの今回の土地利用の大きなテーマになっておること、ご承知のとおりでございます。ここを住宅居住区域としてこのことについてはあのこれまでのいろんなワークショップなんかでも地元の皆さんの期待もある考え方でもございますので、そこへまあ誘導をして、西側と東側へこの消費の拡大を図って、今まで他の市町村のこうした大型店舗に流れておったものをできるだけまあ進出企業の努力もお願いしながら、そしてまた既存の小さい小売店の皆さん方も生き残りをかけたまた努力もお願いしながら、全体としてこの活性化のエリアとして結び付けていきたいというのが1つの考え方でございますけれども、なかなか道は厳しいかもしれませんけれども、それに対するインフラ整備等も一応念頭に入れながら今そうした計画で進んでまいりたいとこういうふうにご考えておるところでございます。

決して私あの今さっきからずっと言っておりますけれども、その大型店とか中型店が来ては困るということでもないんですね。そのまあ来にくい、今町長おっしゃったように、来にくい土地的な部分というのがあんなんていうことはもう百も承知なんですけれども、あの私が今現在あそこに店を構えているのは最終的に何が決断したかと言いますと通り客が多いんですね。全くのあのいわゆる県外、町外の方がまあ立ち寄ってくださる、こういったものが非常に強かったものですからやはりバイパスが開くまでには時間がかかる、農道に出てもじゃどこに行こうかっていうようなそういった判断もありながら、今の街あそこにまあ店を新しく構えたわけであります。だけどこれが今度バイパスが開くことによって、まあ普通県外の方たちよっぽど何か目的がなければ、とてもじゃないですけど今の

国道153号線に入ってくるとは考えられにくいんですねこれ、そうするとやはり私たちは危機的なものを感じるわけであります。まああの私みたいな小売業だけでなく飲食店もあればいろんなサービス業の方もいらっしゃいますけれども、なかなか特に今の小売業というものは非常に難しいところにもう来ちゃっている、よっぽど何か特化されたような魅力のあるものっていうものを揃え、そして発信し、最低それが条件になり、そこに果たしてどれだけの人がかかってくるかというような状況にしかならないじゃないかなっていうようにちょっと私はイメージしています。そういった中でこの生き残るために具体的な政策、まああの政策といえますか具体的な方策、われわれ側からとしても何をしたらいいんだらうっていうそういった中で、まあ今まで現在、商工会とは政経懇談会などで意見交換を行っておりますけれども、まあ総じて総体的な話合いに終わってしまって、この具体的な論議になっていないじゃないかなと私は思っています。そういった意味でですね、これからですね是非ともその行政そして商工会も交えそしてまあ私たちの個人の部分も含めてですね、その業種ごとにですねその会合を、お互いの会合を開いて膝突き合わせてですね今の現状を例えば知っていただく、あるいは行政の側から例えば国や県の何かこう補助的な事業、あるいは別に補助じゃなくてもいいです、こういった今こんなような展開しているところもあるよみたいな、行政として例えば得られる情報みたいなそういったものもやっぱりあると思うので、そういったところをこうお互いに情報交換し合えるようですね、そういった状況をこう是非作っていただきたいと思うんですね。今までよりもっと細部の部分でお互いに現状を思いっきり言って、じゃあおまえたち何やっておるのよっていうくらいまで言っていただいても構いません。そのくらいにお互いに近づいてやっていくことが何かのヒントを得られるっていうこともあると思いますので、そういった意味で今までよりもっと具体的な定期的な会合とかそういったものを持っていたいただきたいと思うんですけども町長いかがですか。

町長

あのそここのところが大変まあ大事だというふうに思いますし、それからこれまでもあのむしろ行政の方から、例えば商工会あたりの方へ働きかけをして、定期的にひとつの意見交換、情報交換というものの場を設けるようにやってきました。ただ今おっしゃるようになかなかこの打開策の決め手がそれぞれ持ち合わせないだけに、この一般論で終わってしまうようなことも多かったんじゃないかというふうに思いますけれども、やはりあの実際のこの当事者はやはり自分たちのこの営業を伴って展開していく、そのところが一番のやっぱり基本だろうというふうに思います。そのことをやっぱり集合体として取り持っていくこの商工会そのもののまたあり方考え方というものも期待されて当然であります。是非やっていたきたいと、従ってあの今まで以上にそうしたことをより具体的にこうなかなか厳しい面もあるかと思いますが、そのことを共有することがやはり大事であるというふうに思いますので、ご期待に添えられるようなまた対応を、決してこれは予算がいるとかそういうことではございません。きめ細かいところからひとつ腹を割ってやっていくことがそこにまあ信頼関係も湧いてくるだろうし、具体的な一つひとつでも一歩前進につながっていくだろうというふうに思っておりますので、一緒に考えていきましょう。

宮下議員

あいさつと同じで銭はかかりません。是非とももっと深い意味での関係を築いて、お互いに、ましてや私たちのためにも何とかお知恵をいただきたいし、われわれも頑張っ

宮下議員

まいりたいそういった意味でこれからは是非今おっしゃっていただきましたけれども、こちらの要請にですな少しでも応えていただいて、で話し合いを持って何とか一つひとつ解決策を見つけていきたいと思っておりますので、是非やっていただけたらと思っております。

ちょっと時間がなくなってまいりました。ちょっと端的にお答えいただきたいんですが、先ほどの企業実態調査表っていうのを今やっていただいておりますけれども、その中に町への要望という欄があるんですね一番最後に、これに対してそういった書いていただいた方に対して返事を返していらっしゃるでしょうか？ここにもあるんですけれども、ホームページから引き出していきますとね、いろんなこの数字的なものから始まってこう打ち出してきてくださっています。まあこれが今の実態であるということはもうこれを見ればわかるはずなんです、そうではなくて要望欄というものがありながら書かれた場合に返事を出していらっしゃるかどうかということですね。これを先ずお聞きしたい。何故かって言ったら、せっかくそういう記入欄というものをするならばやはり返して初めてキャッチボールができるということですので、そういったことをちゃんとされておられるのかその辺お聞きしたいと思っておりますので、すいません時間的に端的にお答えいただければと思います。

町長 あのやはりこうしたいろんな状況の厳しい経済界の中で、私もあの企業とのパイプづくりということをここ数年来いろんな形でやってきております。年に1回ほとんどのまあ中小企業を直接回ったりしていろんなご意見を聞いたり、また判る範囲内で答えをしたりして、と同時にあの今の景気状況、事業の実態状況というものをやはり4半期ごとぐらいに雇用情勢も含めてですねやっぱり調査をして、そのことをやっぱり意に対していろんな対策をしていく、講じていく必要もあるということの中から所管課を担当にして調査をして、今そのことをおっしゃっておるんだらうと思っております。そのことにいろんな実態の数字やその他をお知らせいただくと同時に、要望という欄も設けてお聞きしております。ただちょっとこれはあの町長への手紙に返事を求めるとかというような趣旨でないために、参考にさせていただくというようなことで具体的なご返事はしてないんじゃないかというふうに思っておりますが、ちょっとその辺につきましては所管課長の方でお答えいたします。

産業振興課長 ただいま町長が申し上げた通りでございます。4半期ごとに事業所の皆さんにアンケート調査をお願いしまして、まあその結果につきましてはホームページの方に掲載をさせていただいております、個々にはその結果は報告してございません。その中であの今お話のありました要望の欄がございます。その欄の中には、提言、それから本当の要望、まあ提言につきましては今回の第5次総合計画の中に実践の中で反映させていただいたり、実施計画の中で今後反映できるんじゃないかというように考えております。であの要望のあったのが今まで3回ほどやった中で8件ほどございました。その関係につきましてはまああのこれからの町の振興策ということで工事発注、物品購入等への要するに入札関係の要望でございましたけれど、まあこの関係につきましては基本的にルールに載っております、入札等実施しておりますので、そこらへんご理解をいただきたいなあというように考えております。それとともに今お話のございましたように、まあ回答がなかったということにつきましてはあのやっぱり若干不手際はあったかなとは思いますが、その点についてはこの場でお詫び申し上げますが、今後につきましてはその要望事項等精査いたしまして仕分けした中でご返事しなければいけないものにつきましては返事をさせていただきます。

議長

議長  
5番  
堀内議員

たいというように考えておりますのでよろしくお願ひします。  
時間です。

5番 堀内克美 議員

昨年は自民党政権から民主党政権に代わりまして、農政の関係では政府は地域力の向上、これを掲げまして新農政がスタートしました。今年に入りまして最近ではございますがTPP環太平洋戦略的経済連携協定、まあいわゆる地域限定の自由貿易協定、これの参加を検討するというを言い始めました。農業農村はいったいどうなるのでしょうか。農林省の試算では米の栽培は90%が経営が成り立たず、現在の生産量の10%に減少すると、その他の農産物も軒並み大幅に減少し日本の農業は壊滅的な打撃を受け、食糧自給率も12%に激減するとそう言われております。また合わせまして農村は壊滅的な打撃を受けるとも言われております。政府には日本また農業農村を守るために慎重な対応を求めたいところでございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。農地・水・環境保全向上対策事業は平成19年度から平成23年度までの5カ年間の継続事業としてスタートをいたしました。事業は農地、農業用水路の維持管理及び補修工事、環境保全型農業の推進、農業農村の環境保全を目的としまして地区の活動計画を作成し町と協定を結び実施することとなっております。町は協定に基づきまして地区の活動に対して指導助言を行うこととなっております。これに対する経費でございますが、交付金の内訳は国が2分の1、50%、それと県と町がそれぞれ4分の1、25%負担し、地元負担はありません。町の負担金は県の農村保全対策協議会に支払われ、地区への交付金は町を経由しなで長野県農村保全対策協議会から直接支払われるようになっております。町内では4区がそれぞれの農村保全対策委員会を設置し、事業を実施し、その連合体として飯島町農村保全対策協議会を町に設置しまして各地区の事務処理を共同で行っていただいております。それぞれの地区では地元負担なしで農業用水路の補修が実施できるということから大変好評でありまして、用水路の補修に多くの経費が充てられているというふうにお聞きしております。あと1年で1期対策の5年間で終了となることから、町の農村保全対策協議会は9月に議会に請願書が提出され、議会でも採択し国・県の関係機関へ意見書の提出を行ったばかりであります。こんな時期にこともあろうに農水省の事業見直しで5年目の平成23年度から見直しを行うということが最近になってきております。このたて方の中で環境保全型農業、これ営農の関係ですがこれを切り離しまして、用水路の維持管理・補修等を中心にした事業として、農地・水・保全管理支払事業、こういうふうに変更になってきております。でまあここまでは良いとしましても、問題はこれに合わせまして負担内容が変更になっているところでございます。今の負担割合は国が50%これが3分の1に今度は減額になります。県と町が4分の1これが6分の1に減額されます。そして交付金の事業費の全体の額は3分の2という形になりまして、新たに地元負担3分の1が課せられるということになってきております。まあ建前的には農水省の話ではその3分の1っていうのは地元の住民が出て作業をしたそのものに充てられるというように言ってますが、実際に地域での工事なんかは業者の皆さんにお願いしておりますので、そうすると実質的にはこのお金が地元負担と

して必要になるということになります。圃場整備が完了から30年以上を経過しております町内のそれぞれの用水路は、老朽化が非常に進んでいる現状から地域の共同作業として実施されているこの事業に対しましては町長も常々高い評価をしておられました。私としましても地域の共同作業により地域づくりのこの事業に大変期待をしておりましたが、このような改悪は残念でなりません。そこでこの5カ年計画の中途での、しかも最後1年を残しただけですけれどこの改悪に対して町長としてどう捉えておられるのかお伺いします。

町長

堀内議員からは1点、農地・水・環境この保全向上対策事業これの見直しに対する町の対応として、この見直しをどう捉えているかということでございます。お話にございましたけれども、少し繰り返して申し上げますが、町ではこの5年間のまあ時限事業と申しますか5年間の授業として平成19年度から始まった国の農地・水・環境保全の向上対策事業に一早く皆さん方のご理解いただいて取り組んできたところでございまして、今年度でもってこの4年を迎えているというところでございます。もう1年まあ期間としては残っておるこの事業制度でございます。それぞれ各地区の保全委員会をお願いをいたしまして、この間、地域の共同活動として国・県の有利な交付金を有効活用して農地・水・環境の良好な保全活動とその質の向上を図ってまいりました。また今お話にございましたように、今年の9月議会においては議員発議によりましてこの事業の継続について採択をいただき国へ要望書を提出をいただいたところであります。これがまあ全国的には、まあ飯島町も含めてそうでございますが、まだまだ緒についたばかりという地域も大変広く全国的には多くございまして、この全国的な制度延長のこの維持延長の要請に対して、国はまあ前向きに対応をしたということでこれを受けて継続の方向で取り組む方向となったということでございますが、ただ、今お話にございましたように、最終もうあと23年度1年を残してこの時点でと申しますか来年度から地元負担の変更を含む制度改正、この内容が大きく見直されるまあ見直しとなったとこういうことになりました。まあこの5年間を残り1年残して延長分のところから議論を始めるということであればまたいろんな議論があるかと思っておりますけれども、まだこの事業中途でのこうした方向転換というものについては非常にあの地域の事業を携わる者としては町もそうでございますけれども大変これは迷惑な話であり混乱をいたしておりますけれども、どうもそういう方向に事業仕分け等の経過から落ち着きそうであるというふうになってきたわけでございます。であの、基本的にはこの事業は共同活動に特化をして、集落自らの皆さんの手による農業用水路等の長寿命化というものの考え方でこの施設強化をしていこうという取り組みでございまして、大変まあ大きな成果を上がってきておるかと思っております。であの現在の段階ではまだ詳細なこの制度設計の話がきておりませんが、漏れてきております内容はおおむねいま堀内議員のおっしゃった内容ではないかというふうに私どもも所管課の方も承知をいたしております。ただこれがあのどういうふうな負担変更になろうともこの事業は町としてはまだ最低さらに5年間ぐらいは続けていく必要があるというふうに私も認識をいたしておりますので、これらのこの推進にあたっては今後地元の皆さん方とも十分協議をしながら、事業を継続して理解を得て進めていきたいというふうに考えておりますので、また一層のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

堀内議員

まあお答えをいただきましたが、町長のお話ではまだ5年以上続けていきたいということは、町の中にはそれだけの事業量がまだあるというふうだと思います。1年残してま

あこのように猫の目農政というのは地域では戸惑うばかりでございます。まあ町長さんも今後国へ出向する際等、是非、今まで通り地域の負担なしで行うような形の働きかけを強く要望をしておきたいと思っております。

次に現在の実施状況と4区及び地区委員会等への周知とその反応についてをお伺いをいたします。先ず用水路補修事業の現在の実施状況について平成19年度から現在までの箇所数と工事費について、またこれの交付金に対する割合がどのくらいになっているのか、その辺についてをお伺いをいたしたいと思っております。またこれからの事業量も把握されておりましたらお答えをいただきたいと思っております。合わせましてそれぞれの4区関係ありますので区長さんそれから地区の委員会等への周知はどんなふうであったか、また反応はいかがであったかをお伺いをいたしたいと思っております。

町長

ただいまの状況等ご質問に対する内容、若干私の方から申し上げて細部は担当課長の方からお答えを申し上げたいと思っておりますが、いわゆるこの現制度では地元負担金が無しで、この共同活動の中での水路等の改修をいたしております。で、新制度の長寿命化いわゆる向上活動に移行する部分、これにつきましては今年度実施状況をもとに試算をいたしますと町では約60%の事業ベースで、21,000,000円ぐらいの数値に上ることになります。そこで区長さんはじめ区の方や地域委員会方への新制度の説明はこの想定の中で一部実施をいたしておりますけれども、まだ細部はこれからということになります。地区委員会においては従来の負担割合での保全活動を望んでおられるというふうに当然思っておりますけれども、現時点におきましての国の制度変更に伴いましての地域の皆さんのご協力は是非お願いをしていきたいというふうに、事業の取り組みとしてはお願いをしていきたいというふうに思っておりますけれども、細部のまた地域とのいろんなこの折衝、それから取り組み等につきましてはこれからの問題であるというふうに承知しております。

産業振興課長

それでは私の方からご質問のございました現在までの実施状況、それからあとどのくらいあるんだということのご質問に対しまして答弁をさせていただきます。先ず平成19年度から現在までの実施箇所数とそれから工事費並びにそれに対します交付金の割合でございますが、本年度分につきましては現在進行形でございますので見込みも含めてでございますが、先ほど町長答弁の中で平成22年度21,000,000ということ言っておりますがそれを含めてでございます。町全体といたしまして平成19年度から4年間、今年度まででございますが、全体で455箇所、金額にいたしまして93,250,000円ほどの工事を行っております。この関係につきましては交付金に対する割合は約66%というような数字になっております。続きまして今後の需要見込み額はどうかということですが、4地区全体で現在の段階では112箇所の金額では23,000,000円ほど見込まれております。なおあのこの関係につきましては今後先ほど議員からもお話ございましたように、圃場整備が終わっても長い年月が経っております。今後この関係につきましては金額、件数も増えてくるのではないかとということが考えられます。次にあの、この制度改正の概要について地元なり区へどんなような形で報告してその反応はどうだったかというご質問でございますが、11月24日の日に町の協議会の正副委員長さん、それから4地区の委員長さんの合同会議を開催しております。それから12月の7日の日には前段に4人の区長さんにお集まりいただいております。それからその後、町協議会の委員会への説明会を実施しております。延べ今までで3回ほど開催をしておりますが、その中で出されました主

な意見につきましてご報告させていただきます。この事業については水路改修において大きな成果を挙げていると評価する。それから水路関係施設の改修は継続的に生じるので事業は必要である。それから平成23年度も水路などの改修は平成22年度時から予定をしているんだということ。それから地元負担なしでの事業の継続を希望するが若干の負担もやむを得ないかなというような意見。それから地元負担を軽減できるよう町負担を要望するというような、主な意見は以上でございます。

堀内議員

お答えいただきましたが、今年度まで含めると455箇所ということになると、あと100幾つ残っておりますので5年間で550箇所から600箇所近い箇所が補修ができるという、非常にあのこの老朽化した水路改修が有効に活用できるっていうことは非常にあのありがたい事業でございますが、地元としては、今も地元からのご意見があったというようなことで、負担があるということが非常にこれから先問題になってくるんじゃないかと思っておりますので、またそのことは後ほど伺いをしたいと思います。

私も営農センターの会長という立場から農村保全対策協議会の役員もあります。また2年前は田切地区の委員会の委員長ということでお世話になってきておりますので、この事業の内容は十分承知をしておるところでございます。先ほどお話があった12月7日に地区役員との合同会議に地区の委員の皆さんにその内容を周知をしたわけですが、まあ突然そんなようなお話をしたところでございますので非常に戸惑いもあったようでございます。質問につきましてまずには声が出ないというふうでありました。まあこの事業は全額交付金で事業を実施していることから各地区の委員会でも住民の皆さんからの個人的な同意っていうものをたぶんいただかなんで事業をやってきております。そういうことでありますので実施地区の全体、例えば七久保区なら七久保区の全体をカバーしておるんでなくて、中山間地域というところはどこの地区とも除外をしてやってきております。それはそれぞれの事業、中山間と農地・水とごとに計画を作りまして町と協定を結んで事業を実施しておるところでございます。特にあの中山間地域は平成22年度今年度新たに第3期の5カ年計画これを策定して町と協定を結ばれたことと思っております。そこでお伺いをいたしたいと思っておりますが、24年度以降のことは別にしまして、平成23年度に農地・水・保全管理区域と中山間区域これの地区と一緒に統合できるかその点についてをお伺いをしたいと思います。

町長

これまでまああの水路整備等を進めてまいりました今お話のこの中山間地域の直接制度のエリア、それからあの集落の農地・水・環境保全のエリア、これはあの現制度では2つは制度的に分けてまあ実施をしてそれぞれの交付金を得て事業実施をして重複してないわけでありまして。であの今度のこのいわゆる新制度であるこの農地・水の長寿命化対策、これにつきましては両制度の言ってみれば2階建ての部分になってくるだろうというふうにまあ言われておるわけございまして、ちょっとまだあの細部の方向が流れてきておりませんけれども、これらの統合については可能なものであればこれは一体的にまた捉えていくことがいいんじゃないかというふうに、その方が効率がいいんじゃないかと地域の皆さんにとってはですね、そんなようなことでございますけれどもいづれにしてもまだあの細部まいておりません。最もより有利な効率的な手法、方法でもって考えていきたいとこのように思っております。

堀内議員

まあ将来的には多分一緒にできるのかなというふうには私も感触として持っております。

まあ水は上流から下流に流れるものがございますからできるだけ統一していただけると水路改修等の事業も統一してできますので、地域としてはありがたいと思っておりますので、まあこれからそれぞれの状況を見ながらご指導をお願いをしたいと思います。

続きまして新たに地元負担が必要になりますが、町としてどのような対応をしていただけなのかこれについてをお伺いします。先ほども申し上げましたが、圃場整備事業から30年以上を経過し、まあ一番先のはもう40年を過ぎていると思うんですが、町内の用水路は劣化が非常に激しくなっております。また転作面積の拡大で水稻の作付け面積は非常に減ってきておりますが、この用水というのは生活用水路としても重要な役割を持っておりまして、用水の安定供給というのは常に求められております。飯島地区、七久保地区ではそれぞれの耕地が主体的にこの事業での水路改修を実施されているというようにお聞きをしております。まあそれぞれの地域の実情で事業費の制限もありますので5カ年計画の最終年度に回されたところも場所によってはあるとそういうふうにも聞いております。この見直しでは最終年度に回された場所につきましては3分の1の今度は負担があるということになります。そうすると今までやった耕地とこの耕地とではぜんぜん負担の内容が違ってきますので、これはまあ公平の原則に反すると思っております。また前にも申し上げましたが、地区の委員会と町とは5カ年の協定書を提携しております。その協定書の内容につきましては協定期間が平成19年から平成25年度までの5カ年間、認定の対象となる資源、協定の内容の抜粋ですがそれは対象の農用地面積、それから農水路の延長、これに対して各地区の実施計画それから資金計画、これは国から田んぼで4,400円10アール当たり、それから畑で2,800円、これを交付金が支給になりますから、その対象面積をかけた内容で資金計画がつけられております。その資金計画は全額が長野県農地保全対策協議会からの交付金、それからそれに対する支出も全額がその交付金で賄うというふうになっておりまして、当然のこととして地元負担金というものは無いというふうなことで実施をしてきております。各地区の委員会では協定書にある通り5年間地元負担が無しで事業が実施できると信じておりましたので、まあ先程のように後に回っても同じだということで事を進めてきたと思っております。くどくなりますが平成23年度は3分の1の地元負担が必要となりますが、まあそういうようなことから各地区では負担金の手当てをしているところはないと思っております。平成24年度以降の負担のあり方につきましては今後時間をかけて検討していただくこととしまして、当面5カ年計画の最終年度であります来年度につきましては協定書にも書いてありますので地元負担ゼロで事業の実施を要望したいと思います。町長のお考えをお願いします。

町長

まああのこの事業の取り組みにつきましては非常にあの地域にとっても有利な事業ということで、19年度の制度開始早々飯島町は皆さん方のまあ積極的なご協力と取り組みによりまして、当初からもうきちんと5年間の計画を立ててそして取り組んできていただいております。非常にあの全国の中にはいろいろとまあ躊躇したり、また協力組織体制もできなくて中途から参入したという経過もございます。従ってあのそれらの町村と比べると飯島は先進的に取り組んでいただいたために、今さっき報告もございましたように500数箇所という大変まあ大きな県下でも屈指のあの多くの事業を着手していただいて成果を見ております。そのまあ一方でまたあのそうした5年間の枠組みの中で、この制度を活用しての事業の配分というものを4地区それぞれにまあバランスをとってやってきていただ

いて、最後の1年でこの足元をすくわれたというこの実感はこれはあの否めないことだろうというふうに思っております。でまあその辺のところをあの、後ほどまた課長の方から旧制度と新制度、しかもあの1年残したその実態がどうであるかこの負担に及ぼす影響等も含めてちょっと若干ご説明をいたしますけれども、いずれにいたしましてもちょっとあの足元をすくわれた感が否めないということで町もびっくりをしておる状況ではあるわけでございますが、いずれにしてもあの新制度は新制度としてこの制度に従ってやっぴかなければならない、事業を取り組んでいかなきゃならないということでございます。と同時に今いろんなその契約をしておる期間内のトラブルって言いますか地元の難しい対応も当然あるだろうというふうに思っておりますので、十分その辺のところを精査して次の1年の分をどうするか、それからまた延長していく新しい制度での負担割合をどういうふうにまあ協議をしていくかということ、並行して検討していきたいと思っておりますが、とりあえずあの23年度分については予算編成においてしっかり方向を出していきたいと、今のところこんなことでひとつお答えとさせていただきますと思います。

産業振興課長 今後の形につきましては今町長が答弁した通りまた協議をさせていただきたいと思っておりますが、地元負担が金額的にどのくらいになるかということでお話させていただきますが、現制度におきますと町が25%負担しておりますので、その関係につきましては約9,000,000円町が負担しております。まあそれで4倍の事業が町全体でできているということでございますが、新しい制度の関係につきましては町の負担、まあ共同活動分がこれが3,600,000円、それから向上活動が新たに加わりまして先ほどからお話がありますように、まあ町が6分の1ということで、この金額につきましては16.7%ぐらいということで3,600,000円、まあ合計では町が7,200,000円ほどになるということでございます。それから先程来お話がありましたように地元負担が3分の1ということが見込まれますので、その金額にいたしますと平成22年度ベースで7,200,000円地元が負担するような形が想定されます。つまり地元負担が増えた分、町の負担が減ったというような形で計算的には出てきます。以上です。

堀内議員 お答えいただきましたが、まあ数字的な問題は私も試算してみましたが、課長からお答えいただいた内容になると思います。町としては負担金が減ることになると思います来年度は、協議会に対する。そういうことですので先ほど町長のお答えでは予算編成時に検討していくということでございますが、先日開催されました協議会でも町長に対して早急に要望を要求をしていくということが確認されております。これから来年度の予算編成の時期になりますが、まあいろいろとあのクリアする難題もあると思いますが、当面さっきから言ってますが23年度これについては地元ゼロ、それを目指して是非予算編成に臨んでいただきたい、まあそんなことをお願いしまして再度町長からお答えをいただいで質問を終わりにしたいと思います。

町長 まあ心情的に町の分が減って地元を増やすということの地域の皆さん方のいろんな受け止め方もあるかと思っておりますので、十分ご期待に添えるかどうかの結論は今差し控えさせていただきますけれども、考慮させていただきたいなというふうに思っております。

堀内議員 質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

午後 2時53分 休憩  
午後 3時15分 再開

議長  
4番  
浜田議員

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
4番 浜田 稔 議員

町長

それでは通告に従い一般質問を行います。民主党、菅内閣が環太平洋連携協定いわゆるTPPへの参加を打ち出し、大きな論争を巻き起こしていることはご存じのとおりであります。今月1日に開催された全国町村長大会においてTPPへの参加に反対する特別決議が採択されたと伝えられております。この特別決議について先ず町長のご見解を伺いたいと思います。

浜田議員から環太平洋経済連携協定まあTPPに参加するこの町の立場、それから町の考え方のご質問でございます。今お話にもございました菅総理が就任直後のこの所信表明の中で突如まあTPP環太平洋経済連携協定、これへの参加検討を表明ということで大きなまあ波紋を広げておりますことはご承知のとおりかと思っております。そこでまあこのTPPへの参加による影響についてまあいろいろと取りざたをされておるわけでありまして、内閣府ではこの参加した場合にはGDP国内総生産が2兆4,000億から3兆2,000億円増加すると、また経済産業省では参加しない場合GDPは2020年度までに10兆5,000億円減少して812,000人の雇用が減少と、従って参加した方が有利であるという試算が出されております。しかし一方、農林水産省の方では参加した場合のGDP7兆9,000円億が減少をして340万人の雇用が減少する。食糧自給率も40%から14%への減少、こう言うまあ試算をしておるわけでございます、各省庁いろんな数字を出されて我々には非常にあのバラバラでどれが正しいのか大変まあ困惑をしておるところで不透明でございます。また同時にこの言われておりますこのTPPは製造業や輸出関連企業にとっては大きなメリットがあつて、このグローバル経済競争に勝ち抜いていくためには必要であるというふうにされておりますけれども、農業には大きな影響を与える、ひいては農村農業の崩壊、また集落機能の維持が極めて困難でそのことが懸念をされておるというふうに認識をいたしておりまして、お話にございましたように去る12月1日に私どもの全国町村長大会、開催をされまして、このような事態を大変まあ憂慮をいたしまして、集まっておるほとんどの町村は全国の農・山・漁町村で構成されておりますので、全員が一致してこのTPPには反対を明確に表明をするという特別決議を行ったところでございます。まあこれはあのご承知のように全品目においての関税撤廃が基本原則、この協定でございまして、この協定については政府の今のところの説明はTPPの貿易効果のみにもう目を向けた先にこのTPPありきの考え方であろうというふうに思っておりますし、国民生活や雇用、更にはこの国土保全や水源涵養といった山村・漁村が果たす広域的なこの機能の影響を無視しておるのではないかと、いわゆる手法が逆であるというふうにまあ言わざるを得ないというふうに思います。従いまして合意形成のないままでの参加はあつてはならないし、また自給率50%を目指すこの日本の持続可能な日本農業の振興策を先ず先に打ち出すことが必要であつて、その上に立って国民的な議論と合意を得ることが何より

も大切であるというふうに考えております。従いまして私としては現在、組織営農や集落営農に先進的に取り組んでおる飯島町の農業の基本でありますこの農業の現実を思うときに、TPP参加には全国町村会の特別決議と同様に現時点では反対の意思表明をしたいということでございますし、またあの過日農業委員会の建議でありますとかJAの特別要望についても同様の趣旨であるというふうに理解をいたしております。以上であります。

浜田議員

ただいま町長の見解を伺いましたけれども、あの私の認識している全国町村長大会の決議はですね、合意形成の条件というような条件なしに明確な反対を打ち出していたと思います。町長の立場はこの点についてはいかがなんでしょうか。

町長

あのその決議の内容の文書的には、そのことのみをまあ1つのスローガン、重点にいたしまして、一方でのこの農業農村を形成をするいわゆる兼業農家の位置に占めるこの企業に関連する方々、このことについては触れておりません。従いまして今申し上げましたように、一方ではそうした国際競争の製造業、輸出企業、に及ぼす影響というものもメリットとして実際にはあるだろうということもありますので、やはりこの両立できうるのか出来ないのか、そして農業のこの自立可能な合意形成というものが先に示されてそれに基づいてその合意をしていかないと、やっぱりこれは一方的な見解だけではまずいという見解でございますのでお含みをいただきたいと思います。

浜田議員

ややその条件的なところの認識は私は違っておりますけれども、基本的にはTPPに反対であるという見解は尊重させていただきたいと思います。でまあこの協定の本質というのは私の理解するところでは、参加国に関税をはじめとする国境措置の全面的な撤廃を求めるものだという意味では非常に特殊な性格を持っている、その結果まあ農業が一番問題にされておりますけれども、それ以外に中小企業も海外との低価格競争に直撃される、それから海外労働者の流入は日本の雇用を更に深刻にする可能性があるというふうに考えています。まあ雑な例えですけども言ってみれば動物園の檻を全部取り払ってですね、兎もライオンもペンギンも全て同じ囲いの中で生き残りの競争をやれというのに等しい仕組みだという、まさに新自由主義の仕組みそのものだというふうに思っております。で、貿易の本来の姿というのは国々がお互いに不足するものを補い合い、それから条件の違いをお互いに考慮しながら節度ある競争で互いに成長すると、これが貿易の本来の姿ではないかというふうに思います。まあそれに対してTPPを推進する側はTPP参加が黒船と敗戦に続く第3の開国だと唱えてですね、農業分野が抵抗しているとして農業と輸出産業との対立をあおっているというふうに私には見えます。まあしかしながら、先だって経済同友会の桜井代表幹事が記者会見で非常に率直な話をしておられましたけれども、実際に打撃を受けるのは農業だけではなくてですね、特にサービス産業は非常に厳しい状況に追い込まれるだろうというふうな発言もしておられましたから、輸出産業にとって単純なメリットという構図ではないことはですね実は経済界も認めているんじゃないかというふうに思います。で、私としては先ほどの町長の見解を踏まえてですね、まあこういった私から見れば歪曲を振り払ってTPPの危険性というのをですね町内にも広く周知することが重要だというふうに思います。そういう意味で町長におかれましてはですね機会を捉えて町の内外に特別決議の趣旨の徹底を図っていただきたい、理解を図っていただきたいというふうに希望するわけですけどもご見解をいただきたいと思います。

町長

まああのこのことにつきましてはまあ歴史的な農業立町という立場でもございます。

一方でまたあの一部企業輸出関連の携わっておる要素も十分に持っておるという両方あるわけでございますけれども、やはりあの農業は産業の礎であるというこの基本的な考え方の下に、今度またあの要望等も議会の方へも出されておりました議論をいただくことになるかと思っておりますけれども、そうしたことも踏まえて今の農業集落営農、組織営農のこのひとつの取り組んでおる姿勢とともに、住民の皆さん方に理解していただくようなこのTPPの一つの今後の行く末というものを十分町民共々に検討していくということについてPRをしてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

是非、特別決議を生かす方向でですね取り組みをお願いしたいと考えております。で、これまでも同僚議員からですね、やはり特に地方、国内産業の衰退ってということが度々問題になっておりますけれども、その中でも国内の急速な内需が直ちには期待できない条件の中で、例えば町の様々な施策がですね、町内のどのような経済循環を生み出すのかということに対して幾つかの発言やら通告の中での質問があったというふうに私は認識しております。つまり町の施策がほんとに町内に還流するのかあるいは町外に出ていってしまうのかということは、地域経済の活性化にとっても非常に大事なことでないかということでもあります。それであの当然限られた予算の中での事業のやり繰りということではいろいろご苦労されているということは推察いたしますけれども、予算の策定にあたってそれぞれの施策を採択する優先度をどの様な物差しで判断しておられるのかという、まあごく一般的なお話ですけども先ずお尋ねしたいと思います。

町長

ご質問のこの町の施策の推進していくためのこの優先度、また地域への還流度等を予算編成、事業実施を踏まえてどう捉えていくかということで大変大切な要素であるわけでございます。それでこれがあの1つの指標を持ちながらこう進めるべきというふうなお考えもあるかと思っておりますけれども、この点につきましてはあの冒頭お話にございましたように地域の雇用と生活を守っていくと、このことが喫緊の課題であり最優先されていかなければならないということはお話のとおり私も同じ認識でございます。そのために施策を精いっぱい取り組んでおるということを是非ご理解をいただきたいと思います。そこで先ずあの町の事務事業の採択や否や、あるいは優先度はどのような指標で物差しで判断しておるかについてでございます。これまでも何回となくまあ申し上げてまいりましたが、町では3カ年の実施計画をローリングをする際に基本方針を定めて、これに則ってそれぞれの所管課担当においてローリング作業を先ず行いまして、このことを理事者が上がってまいりましたものを総合的に議論をする中で基本方針をベースにこのヒアリングを重ねながら、事務事業の優先度を判断して予算化をするもの、そして少し送りながら実施計画の中で位置付けていくものいろいろまああるわけでございますが、で、現在のローリング中の平成23年度新年度を迎えるわけでございますが、既に予算編成に入っておりますけれども、この23年度から25年度の3年間この実施計画を例えますと今回の基本方針は次のように考えております。先ず第1に今後第5次総合計画の始動をしていくと、これをまあ推進をしていかなきゃならない、で今回策定いたしますこの実施計画でございます、この第5次総合計画を具体的に推進する最初の3年間であるというふうにまあ位置付けておりました、前期の基本計画これはあの5年を目途の計画でございますけれども、分野別の基本政策や重点プロジェクトを先ず始動をしていくということ、それから各施策を着実かつスピードをもって推進をしていくという計画として位置付けてまいりたいというふうに

思っております。それから次にやはりこの重点課題に対する選択と集中の徹底ということでございます。今申し上げましたこの基本方針を踏まえて重点的にそして優先的に取り組むべきこの施策、事業の選択というもの、それから行政の経営資源としての集中の徹底をしていきたいということでございまして、繰り返しになるかもしれませんが、前期の基本計画に掲げたこの分野別の基本施策や重点プロジェクトの内の町民の暮らしを守る施策、それから人口増活性化施策、これを3カ年の最重点として次の4つのことについて重点的に推進をしていきたいということでお聞きいただきたいと思いますが、先ずこの産業振興を図っていくということ、それから地域の医療確保と福祉の充実を図ること、それから企業立地の促進、それから継続でございます153伊南バイパスあるいは県道竜東線の整備促進、で、このためにこの4つの重点プロジェクトの始動をしております。そのプロジェクトというのはこれも基本計画の中で申し上げておりますように、町を担う人づくりのプロジェクト、それから定住促進のプロジェクト、情報発進・魅力向上のプロジェクト、それから協働のまちづくりのプロジェクト、これらについてはそれぞれの重点施策がそれぞれのプロジェクトの中に配置をされておるという考え方でこの4つでございます。同時にまたあの町では行政評価の試行を行っております。今年度は第2次の試行として70ほどの事業を対象に事務事業を評価して、その結果をも事務事業の優先度の判断材料としてまいりたいと、こんな組み合わせの中で今進めておるところでございますのでよろしくお願ひします。

浜田議員 それではその70の事務事業はその中には当然競合するもの、あるいは優先度の判断に迷うものもあろうかというふうに思いますけれども、その判断の指標というのはどのようにお考えでしょうか。

町 長 具体的な細部につきましては若干総務課長の方から補足をさせていただきますけれども、今まであの実施計画の中で今度のあの地域総合計画の議論にも関わってくる問題であります。長年のまあ町民要望の部分、それから緊急的なこの対策の部分でここ数年來かなりの事業に取り組んでまいりました。その辺の検証も含めながらということ、そしてこれらに充当する財源が、まあ特定財源と一般財源といろいろあるわけでございますけれども、これらをどう有利に結び付けて実施可能であるのかどうか、こういうことをひとつの視点・材料にいたしまして検証してまいるといふ形になるかと思っておりますので、手法について若干詳しく総務課長の方から申し上げます。

総務課長 あの行政評価につきましてはできるだけあの数値で表してですね、判断の材料にしたということの一昨年から取り組んできておりますけれども、なかなか一気に全部の項目というわけにはいきませんで、当町では約300くらいの事業コードを設けてそれでいろんな事業をやってきておりますけれども、その中で住民の皆さんに直接効果が及ぶ部分を抜粋しまして今試験的にやっているところでございますが、まあだいたい1枚のA4版くらいのカードを作っておきまして、その視点とか効果とかそういったものをできるだけわかりやすく数値で表せるようなそういう仕組みで今研究をしております、それを即今來年の予算編成に結び付けるということではないんですが、70の事業についてはそのデータというのはある程度出てきておりますので当然参考にしていきますけれども、今後といったしましてはできる限り多くの事業をそうした形で評価するということは、それぞれの担当部所においても自分の担当している事業がどういうふうな効果があるのかとかそういう

ことが分かるわけですので、いろんなことを検証しながらまた改革をしていくという材料にもなると思っておりますので、今はちょっと試行段階ですけれども順次充実したそういうシステムにしていきたいということで今鋭意取り組んでいるところでございます。

浜田議員 検討が進んでいるということですのでけれども、大まかな例えばそれを公開されてですね実施に移るといふ目安があればお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長 今、試行の段階でありましてちょっとまだ公表するということまでは行っていませんけれども、内部ではあの事務担当者にはあのデータを出しまして、こういうふうだという形で今調整をしておりますので、それも当然公表していかねば意味がありませんし、またそれについて意見をもらうというようなそういう仕組みも考えていかなくては行けないわけでありまして、今ちょっと70しかやっておりますので問題点を解決しながらもう少し経ったらそういう仕組みに以降していきたいなということで取り組んでおりますのでご理解をいただきたいと思っております。

浜田議員 私もあのその辺の評価システムがですね、まだあんまりクリアでないということについては改善すべきだというふうに考えておまして、ちょっとこれはご覧になりにくいかもしれませんがありませんけれども、ある地方自治体の事務事業の評価の一覧表といひますか1つのサンプルです。多分100数十事業についてこれを作っていると思うんですけれども、あの当然予算、あの単独事業かどうかということですか、近隣の町村の実施状況ですか、そういったことも当然入ってますけれども、実施しなかった場合の副作用あるいはその代替案をどこまで検討したか、それからまあ必要性・有効性これはあの森林造成事業推進補助金についてなんですけれども期待した効果が得られたかということについてはですね、年々施業面積が拡大しており効果が上がっているとかですね、それから公平性、受益者負担がどこまで貫かれているのかまあそんな指標が出てまして、それと同時に外部評価ですね、外部の方がどういう評価をこの事業に対して与えたかというふうなことも書いてあります。県などの公的な補助金を導入できないか、森林税を財源にすることを検討する、まあこんなような内容でありましてですね、是非飯島町もこれに勝るシステムを作っていたきたいと思っておりますけれども、あの本日の質問はこの全般的な話ではなくて、もしそういう検討が進んでいるのであればですね、是非冒頭に申し上げました執行される予算がどこまでその町内に還流するかということをごすね、大きな指標として加えていただけないかというまあそういう要望であります。で、あのごく単純なお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば温暖化防止ということでごすね、CO2削減のために太陽光発電が非常に有効であるということで太陽光発電の事業を推進するとします。でところがこれ私考えますに代替案があると思うんですね、先だってあの林務委員の皆さんと町有林の視察もさせていただきましたし区有林も見てきましたけれども、実際手が入らなくてソーメンのように細い杉の木がたくさんあってですね、まああの間伐をしないと当然あの地盤が弱くなってしまふと、そのために2次災害が起これば逆に復旧費で無駄な出費が出てしまふということ、切り捨て間伐がそれなりに進んではおりました。ただ切り捨てますとそれをあの根元に置いておくだけでですので、実際には虫が食べ細菌やキノコが分解しそこでCO2が実際には発生しているはずで、炭水化物の分解ですから。そうしますとですね、あの飯島のように非常に自然環境の豊かなところで太陽光発電をすると、この場合には実はそこで執行された予算の大半は太陽電池パネルのメーカーに行き、それからこれ

を施行する専門業者もなかなか町内には限られているということですね、この予算はほとんど町内に還流しないとまあそんなことになると思います。でそれに対して先程の例に挙げましたけれども、例えばあの森林に手を入れると、これはそれ自身が直接発電をするわけではありませんけれども、もしこの有効活用を図ってですねエネルギー源、バイオマスとして使うことができればこれは違う代替案になるだけではなくて、同時に雇用を生み出しそれからそれに連なる作業を発展させるということになると思います。ですのでひとつの事業それを単独で有効かどうかということもありますけれども、そこで執行される予算がですねどれだけ町の中に留まり同時に雇用を生み出すかということを経営事業の評価の中に加えるということですね、なかなか国内の経済が回らない中でそうは言っても町というのは年間100億近い予算を執行する飯島町にとっては非常に巨大な事業体でありますから、その予算の使い道がどれだけ町に落ちるかということを是非指標に加えていただきたいと希望するわけですが、ご理解をいただきたいと思います。

町長

ただいまあの浜田議員の方から資料をもって提示されて、ひとつの町内に還流するようなこの事業費を有効的に使う1つの手段としてそうした指標があるんだというまあ資料を見せていただきましたが、またあの差し支えなかったらその資料をコピーしてこちらの事務方の方にもいただければありがたいと思っておりますが、また参考にさせていただきたいと思っております。であのその種のことに関して事務方の方でもまあいろいろインターネット等で調べながらやってみたくてございますが、なかなかあのそうした高度の手法を伴うというような私ども一見こう思うわけでございます。やられておるのがほとんどの都道府県であるとか、それから専門のこのコンサルタント業界あたりで、あるいはまた大企業といったようなことの成果と実績に結びつく1つの手法が大部分であるというような認識をしておりますので、果たしてそうした高度の部分の分析というものがわれわれのこうした自治体にそぐえるかどうかということは、ちょっと十分検討させていただかないとわかりませんが、まあその辺のところはまた今の1つの考え方として行政評価の中の項目に入れて考えるべきだということも十分理解できますので、ひとつまたあの今後の研究をさせていただく材料にさせていただきたいというふうに思っております。

浜田議員

まあ実はあのあんまり詳しい説明しなかったんですけど、まあ本当は正確にやろうと思えばですね、あのこういう産業連関分析ですか要するに1つの事業が行われるとそれからどれだけの材料の調達が行われ、それが次のどこの企業に回りというぐるぐる回る一覧表ができてですね、これに例えば1億円追加の事業をした場合に町の中にどれだけのその雇用や需要が生じるかということが分かる仕組みになっていまして、まあ確かに市町村でやるのは大変だということはおわかりですので、ここまで私がいきなり求めるわけではありませんけれども、まあ少なくとも一時的に町の中に落ちるお金については明示可能だと思いますので、先ずそこから初めていただければなということで、その厳密であるかどうかという事はひとまず置いてでもですね、あらかじめ事務事業の策定にあたってそれを議員はじめ町内にお示しいただければ、それにふさわしいいろんな意見が集約されるんではないかということで、是非積極的な検討をお願いしたいというふうに思いますが、改めてご意見をいただきたいと思っております。

町長

まあ検討というより勉強をさせていただきながら、また次の1つの施策の中に生かせるものは生かしてまいりたいと思っております。

浜田議員

まあそういったことにこだわるのは、実はあのかなり今の手法で検討した結果というのが様々なレベルで公表されていましてですね、これはその中でも一番簡単な事例なんですけれども、ある投資を「家計バラマキ」、まあ露骨に言ってしまうと子ども手当てかなという気がしますが、それから箱物事業、それから社会保障に使った場合にですね、どれだけのその2次的なGDPの浮揚効果があるか、これは実は3事業ともあんまり変わりません。ただしそれぞれの性格に応じてですね雇用については随分違くと、バラマキはほとんど雇用に対して効果がありません。箱物はそれよりもまし、で社会保障は当然あの人手を多く使用する分野ですので大きな雇用を生み出すということですね、雇用増対策ではこういったことが有効であるというふうに様々な研究やなんかがなされたというふうにまあ素人考えですけども聞いています。で、同僚議員もいろいろ今回のディスカッションの中でも出てきましたけれども、先程の福祉的なリフォームも含めましてですね社会保障的な施策は町に雇用をもたらす上で大変有効ではないかというふうに思いますので、是非単なる勉強ということではなくて積極的な検討をお願いする次第です。で今あの社会保障等々というふうに申し上げましたけれども実はあのそういった雇用にかかわるといいますか、そこでは触れなかった内需型の事業が私はもうひとつ他にあるというふうに思っています。それは何かというとですね行政サービスそのものなわけですね、で、先ほど申しましたようにこの飯島町の行政というのは100数十人の雇用を抱え巨大な予算を執行する事業体でありますので、ここがどういうふうに町の中の経済に振る舞うかということも非常に大事なことではないかというふうに思います。でその中で私ちょっと心配してますのはですね、この間、職員定数管理計画は非常に強力に推進された結果、住民サービスの低下にもつながりかねないのではないかとこのことを心配しております。一度これは5次総に沿ってですね見直す段階ではないかというふうに感じております。これは3番目の質問になりますけれども、職員の定数管理についての先ず町長の全般的な見解をお伺いしたいと思います。

町長

3番目のご質問が職員の定数管理計画の問題でございまして、諸般のこの情勢の中で見直すべきではないかということでございます。これまでの1つの考え方といたしまして、国は簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律というのが出されました、平成の18年でございます。この時点で地方公共団体の地方公務員の総数を平成22年今年度の4月1日現在で、5年前の平成17年4月1日現在の総数の1,000分の46程度以上に相当するを削減するという方針がまあ打ち出されておるわけでございます。主にはまあ人件費にまつわるこの経費削減というのがひとつの大きな主眼であると同時に、この管理要請を国として指導を行ってきたということがございます。まあその結果あのご承知かと思っておりますけれども平成の大合併という問題がございまして、これでこの合併とともにまあ全国平均では地方公務員数は激減をしたと、当町でも合併の道は選択はしませんでしたけれども、平成16年に策定いたしましたふるさとづくり計画によりまして平成27年度末に職員体制100人、この体制でいくという定員管理計画を策定をして現在に至っておるわけでございます。で、実際にこの16年以降定数管理を行ってまいりました結果、平成17年4月1日スタート時点での現在の職員数、正規職員135人に対してこの22年の4月1日現在で114人と21年人、率にしますと15.6%の削減が実施をされてまいったとこのことでございます。そこでまあふるさとづくり計画に



よる職員100人体制はこれはひとつのその当時の議論の中で、町民の皆さんの強いまあ懇談会等における要望も含めてですね、手法といたしましては行政はこの許認可事務などの法定業務に限定をして多くのこの任意的なサービスの業務を廃止をするという前提に立ったものでございました。しかしまあ実際にはなかなかそういうふうにはまいりません。町民の皆さんの理解は当然おおかたの皆さんの理解は得られませんし、それから結果として従来の業務の廃止や縮小というのは思うようなこの描いたようなわけには至っていないというのが現実の姿でございます。その一方であのまま地域主権という名の下に権限委譲や介護、予防保健、あるいは子育て支援と様々なこの業務が、先程の子ども手当てもそうでございますけれども、業務がいろんな時の政府の政策によってまあ減るよりも増えてきておるといってございまして、従って職員数の減少と相まってこの職員一人ひとりの業務量、負担感というものがノルマが増大をしてきておるといことは現実の姿であろうというふうに思っております。そこでまああの新しい次のステップになっていくわけでございますけれども、本年度策定予定の町の行財政改革プランにおきましては、やはり少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化、それから地域主権の一層の今後の推進等、当然まあ社会情勢が今後変化していく中で、どうしてもこれは必要な人員確保はしていけないと行政は対住民サービスの面においても持たないだろうという議論も重ねてきていただいたわけでございます、で、今まで総事業に対する職員定数100名としてきたふるさとづくり計画を一般会計で所管をする職員体制を100人程度ということ、それから後まあ水道やいろんな下水道やその他の特別会計業務もございまして、これらは企業会計で別の1つの組み立てで11人ほどをまあ一応想定するという分析の結果で設定をいたしまして、今後は111人の体制として計画を見直していくということにまあ落ち着いておるわけございまして、今後そうした考え方に沿ってまあいろいろ時代時代のまた施策の取り組みによっては出てくるかとは思いますが、この1つの目標数値、定員管理の考え方に沿って今後年代別の職員バランスの構成も見ながら随時採用の問題、それからベテラン職員の退職に対する補充の問題、それから必要があればまた再任用の問題等々組み合わせながら嘱託職員も含めて必要な人材を確保していきたいというふうに考えておるのが今の考え方でございますのでよろしくお願ひします。

浜田議員

あの、町の財政が非常に厳しい中でですね、先ず歳出の中で比率の高い人件費を減らせという非常に大きな声があったということは認識しております。でもこれはあの1つの物事の裏返しであってですね、それは逆に行政サービスは少なくていいのかという問題と背中合わせのような問題に思います。で、先般の臨時議会でもちょっと私、示しましたけれども、日本の公務員数っていうのが世界の先進OECDですね30数カ国中でどの辺の位置にあるのかということ調べてみました。これはその1,000人当たりの公務員数です。で、日本のポジションはここです。あとは韓国、タイと続きますけれどもここは軍事部門を入れてないということでは日本と同じくらいだろうと思ひます。つまり日本は先進30カ国中でですね最も公務員比率の少ない国にもう既になつてしまつていてこれがひとつの事実だと思ひます。で、それをあの幾つかの国と直接比べたグラフがこれですけども、フランス、イギリス、アメリカ、ドイツ、それに日本ですね。日本だけが際立って少ないわけですよ。で、1,000人当たり29.6人、飯島町は10,000人ですから29.6人、まあ県の入りますので、まあ200人というのがまあ日本の平均かなと、こ

れは世界各国から比べると3分の2から半分ぐらいということですね、公務員の合理化という点ではまあある意味では極端な部類に属するんだらうなということがこれからも読み取れます。であれば少数精鋭ですね非常に優遇されているのかという議論は当然出てくるわけですけども、あの3番目のグラフ、これはですね今の横軸に公務員の比率をとって縦軸に給与をとったグラフです。当然職員の多いところは高い支払になるかと、でこの直線グラフに対して日本は更に下の方ということ、まあ控えめに見てですね決して優遇されているわけではない、まあ安定であるとかなんとかという意見あるかもしれませんが、あの日本の公務員を減らせという意見はですね、それなりに社会福祉を実施している世界の国の全体からみて、もうそろそろ限界なんではないかというふうに個人的には思うわけでありまして。まあそういった中で次の5次総に關連してですね行財政改革ということで飯島町が計画している人件費の推移って言いますか、これまでここまで減ってきて平成27年に更に大幅に減らして9億円、8億円ですか、まで減らすという計画になっているように思ひます。ただ非常に率直に言ってですねあのこの計画は実は私は町民をミスリードすることになりはしないかということを実は心配しています。と言ひますのは先ほど町長の説明もありましたけれども、あの確かに職員定数ですね、これが職員定数の推移ですけども、あの大幅に減らしました。でおそらく計画よりも10人余計に減つたんですかね、でただその分ですね嘱託職員それから臨時職員という形でですね、総数としてはそれほど激しくは減っていないというのが実態だと思ひます。つまり言い換ればいろいろの合理化や何かの努力をしてもですねやはり必要な事業というのはそれなりにあるし、それ無しには町の福祉、住民福祉はですね支えきれないというのが本音のところなんだろうなあとというふうに思ひます。で、先ほど人件費だけをグラフになっていますけれども実際には物件費という形で外に外注した人件費がですね隠れてしまつていっているのがまあみなさんよくご存じだと思ひます。で逆に総務省の方はそのところを当然目をつけていまして、あの各全国市町村の行財政分析の指標が毎年毎年発表されるわけですけども、その中の飯島町の過去6年間は人件費+物件費のグラフはこれです。つまり物件費そのものが全て人件費とは申しませんが、あの実際にはほとんど横ばい、というふうに見えるわけですね。で、私自身はあの合理化が足りないということを申し上げているんですけどもなければですね、職員定数削減が必要なかったと言っているわけでもありません。あの事業を進める上で財政的に厳しい段階でですね、縮小・均衡を図らなければいけない段階というのはあるということは当然承知しています。ただ縮小・均衡を実現した後どうするかというのは単に縮小・均衡をそのまま延長することではなくて、1回スリムになつた中から必要な施策をですね打ち出して膨らませることも必要ではないかというふうに考えます。そういう意味で今回の5次総に關連して出されてきました行政改革の方針を読みますとですね、まだ相変わらず縮小・均衡の方向、要するに作業を合理化するとかですね、あるいは unnecessary な事務を減らすとかですね、あるいは外注化するとかそういうレベルに留まつていて、次の人材を育成するということについての記述が全くなかつたということに実は私はかなり愕然としています。で現在50歳以上のベテランの職員が退職された後ですね、ほんとに次の世代、例えば5年先10年先の飯島町を見通して、で毎日毎日追われるだけの事務書類の処理だけではなくてですね、もっと広く町内あるいは世界を見渡して町の職員を育成するというもっと積極的な人事方針がそろそろ出なければ危ないのではない

かというふうに思っております。ですので、このあたりですね先ず見かけだけの削減計画というのはそろそろやめて、本音のところの議論をしなければいけないのではないかと、それから今回4つのプロジェクトが提起されていますけれども、実際にプロジェクトを進めるというのはですね日常の業務とは違って一定の目的を一定の日時まで達成するという意味では本当は専任のリーダーがなければ進まないことだと思うんです。他の事業と掛け持ちではですね。それだけプロジェクトというのは厳しい職務を負うんだというふうに私は理解していますけれども、例えばこの中で本当にプロジェクトリーダーというのはですね専任に充てられるのかと、そういうことも実は心配するわけでありましてけれども、あの今いろいろ申し上げましたが、そろそろもうひとつ前向きな人事政策を打ち出すべきではないかという私の考えに対して町長のご見解を伺いたいと思います。

町長

まああの確かに最初のふるさとづくり計画の中でのこの削減目標という考え方の問題と、それから現在置かれ、また将来を展望するこのいろんな社会構造が変わって来、また行政にこの課せられてくるいろんなノルマも勘案しながらここで定数管理を見直すという1つの結論に至ったわけでございまして、結果的には総体的に11名増というようなこと。であの今グラフで示されて次のこの行財政改革プランの計画の中でストンとこの人件費が落ちるまあ見通しを立てられての示していただきました。確かにその通りだと思いますけれども、あの今現在もそうでございますしこれまでもそうございましたけれども、町の職員の年齢構成体系というものが非常にあのこれまで偏ってきた、まあ偏ってと言っただけでございまして、語弊があるかもしれませんが、それはあのその都度都度の行政需要に対して集中的に人員確保をしたという経過もかつてあるわけでございますので、この辺のところの年齢層が非常にあの上位を占めておる人数的にも占めておるといったようなことで、総給与費というものは他町村に比べて占める人件費比率というのは非常に高く設定をされておるとこれがひとつの特徴的でございます。それがあのベテラン職員が順次まあ退職されていくというこの移り変わりの中で、やはりあのその補充等も考えていながらそうした人件費の傾向を見ますと先ほどのグラフのようなものになっていくということでございますので、その点はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それからまあ確かにこれは町のいわゆる財政の状況を勘案しながらやっぱり身の丈のひとつの行財政運営、人件費も含めてやっていかなきゃならないということで1つの目標設定をまあ今回財政プランという形の中でまあ進めたわけでございますけれども、やはりこれはあの1つには人材確保というものがやはりいたずらに人数多くおればよいという問題ではございません。従ってプロジェクトの第1番目の設置として、人材に関するプロジェクトを設置して、これはあの外部からのプロジェクトではなくて自分たちが自ら考えていくと、従ってあのそれぞれ限られた職員の中で専門的にそのことだけやっていくというわけにはまいりません。当然あの中堅職員をリーダーにして対応していくという形になりますけれども、そうしたことをまあみんなで知恵を出しながら人材育成というものを1つの中心に据えて必要な職員は確保をしていくということでございます。多くても少な過ぎてもこれは成り立たないという考え方の中で進めてまいりたいと思っております。

浜田議員

先ほどまとめてたくさん質問しすぎたせいかもしれませんが、次世代の積極的なリーダーを育てるということについてのお考えをもう一度お尋ねしたいと思います。と言いますのはですね、組織の中で人間がどういうふうには振る舞うかということについては

Do right things (ドゥライトシングス) という考え方と Do things right (ドゥシングスライト) という考え方があるというふうに教わったことがあります。Do things right (ドゥシングスライト) というのはですね決められた物事を正確に実行する、その決められた物事が正しいか正しくないかということは問わずに決まったことをプロフェッショナルとして実行する。Do right things (ドゥライトシングス) というのはその物事が正しいかどうかということや頭で考えるということだというふうに聞いたことがあります。私は今飯島町に求められているのは2番目の人材をどう育てるかということではないかというふうに思いますので、まあそういった方向、まあ当然そのためには一定のゆとりを持った環境ということも必要だろうと思いますし、かなり大きな経験をですね背負うということも必要だろうと思いますし、そういった意味でですね、単に数字の問題だけではなくて考え方あるいは方策としてどうなのかということをお尋ねして質問を終わりにしたいと思っております。

町長

まあ現在のあの町のこの行政運営の状況の中で、かなりこのゆとりを持ってその人材育成のためにかなりの部分を割っていくということは、やっぱり組織上ちょっと無理もあるかなあということでございます。できるだけまあ努力はしていかなきゃということでございますが、そういう仕事をもちながらまた一方ではあの外部研修、人事交流といったようなこともそれぞれ今進めております。これもまあ人材育成、次世代の職員を育てるといった意味では大変まあ勉強になって成果も出ておるというふうに思っておりますので、そうしたことも重ね合わせながらですね、これからも人材育成プロジェクトの議論を踏まえながら、手作りのこのプロジェクトになるかもしれませんが、町は町なりきの1つの考え方の中で将来に渡っての人材育成というものをしていかなきゃならない、こんなように思っておりますのでございます。

議長

終わりです。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時06分 散会

平成22年12月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

平成22年12月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 中村明美  
北沢正文

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖	2番 中村明美
3番 坂本紀子	4番 浜田 稔
5番 堀内克美	6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子	8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸	10番 宮下 寿
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再開

開 儀  
議 長

平成22年12月14日 午前9時10分  
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。  
議長から申し上げます。大勢の傍聴者ありがとうございます。携帯電話等のスイッチは切っていただくか、マナーモードをお願いいたします。

議 長  
2番  
中村議員

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
2番 中村明美 議員  
それでは通告に従いまして一般質問をいたします。昨日の同僚議員の質問に関連質問がありました。高齢者のスポーツ施設、高齢者の給付制度に関する内容が挙げられました。私の方からは介護の現場、予防等に対して具体的な質問をさせていただきます。それでは1番の質問にまいります。高齢者介護サービスの充実について。昨今のデフレ経済危機状況の中で高齢者にとっての年金給付水準は切実なテーマであり、年金制度の持続性・安定性が問われるところでもあります。高齢化のピークとみられる2020年から30年代、とりわけ団塊の世代が全て後期高齢者に移行する2025年に向かって新しい制度枠組の構築が求められています。本年9月現在、全国の65歳以上が約29,440,000人、高齢化率23.1%であり、また世帯主が65歳以上で1人暮らしと夫婦のみの世帯は63.7%と6割以上が高齢者のみの世帯となっています。当町を日本人だけで見ますと高齢化率は30.3%と全国から見ても7.2%増と高い比率となっています。また高齢者世帯は60.8世帯と昨年より3.5世帯増えています。そして今後1人暮らしや高齢者のみの世帯が増加すると予測されます。高齢とともに心身機能が低下すると介護も医療も必要となる人が増え、高齢者への安心な生活支援が求められます。ある大学教授はわが国高齢者の生活と介護をめぐるニーズには極めて多様なものがあり、高齢者の抱える諸問題の解決、総合的な生活支援に関して新たな方向を見いだしていかなければならないと言われています。当町では高齢者介護について第5次総合計画の中で高齢者福祉の充実と地域での支援体制の整備と掲げています。町長は我が町の高齢者介護支援の現状をどう把握しているか伺います。

町 長

それでは中村議員のご質問に順次お答えをしてみたいと思いますが、まず、高齢者介護サービスの充実という点で、最初に高齢者医療こうしたあの少子高齢化厳しい時代を迎えて、その新しい介護制度の構築が今求められておると、これらに対する町長としてのどう見解を把握しておるかという内容でございます。今この高齢化率等の全国の傾向数値等からの説明もございましたけれども、飯島町の10月1日現在の高齢化率、お話にございましたように30.3%ということでございます。今後の見通しとしては10年後の高齢化率は33%を超えるというふうに予測をいたしておるところでございます。また高齢者人口は3,000人余りの15%、460人余りが介護保険サービスを現在利用をされております。介護度の認定者数は平成18年度以降微増の傾向であります。介護度別

中村議員

町 長

中村議員

の比較からは年々重度化をしていくとランクが上がっていくという傾向が最近とみに顕著になってまいりました。介護サービスの利用状況を見ますと、在宅サービスの利用では訪問介護、デイサービス、施設への短期入所などの利用が大変増加をいたしてきております。また認知症の方を対象としたグループホームへの入居者も倍増をしてきておるという状況でございます。また特別養護の老人ホームやフラワーハイツなどの介護老人保健施設、これはあの施設の定員によりまして今現在どこの施設も満杯という形でございますので、利用者数は横ばい傾向でございますけれども、やはり特別養護老人ホームへの入所希望を申請する方は年々年を追うごとに増加しておりまして、現在では町では50名余りの方が今待機中という状況になっておりまして、今後のまあ施設整備も待たれるということでございます。まあそんなことのような事情によりまして在宅ではなくて施設での介護サービスを望まれている高齢者、介護者が最近、今後もまあ増加をしておるとい町状況の傾向でございますのでそんなことで把握をいたしておる状況でございます。以上でございます。

この第5次総合計画の中にですね施策等が挙げられているんですけども、まあこれからこれはまだ案でありますけれども、皆さん住民の皆さんも含めてですね、あのまあ熱意を込めて作成されたもので、まだこの皆さんの意欲が詰まったですねホカホカのこの案だと思わうですね。その中でですね課題もいくつか挙げられています。その中で町としてこの課題でですね一番苦慮する点は何でしょうかお聞かせください。

やはりあの今一番この町でこの介護の問題で課題となっておるのは、施設入所を希望される方これが年々増加をしてきておるといこと、であの一旦入所をされますとほとんどこれは生涯そこでまあ終わる、終わるといこと失礼かもしれませんが、そういう状況でなかなかこの退所してまた自宅へ戻るといようなわけにはまいりませんこの特別養護老人ホーム等につきましては、であのやはり年々こうした介護を必要とする方の重症度数が上がってくる、従ってあの自宅待機の方も当然自然と増えてくる、で施設入所が追いつかないというこのジレンマがあるわけございまして、ただこれはまああの公の機関運営機関それから民間とはやはりあのこれはあのひとつの財政的な問題もございまして国の認可あるいは判定基準の問題もございまして、いたずらにこの施設を増やしていくという状況にはないわけでございますので、その辺が一番まあそれぞれの各市町村の抱えておる悩んでおる課題であろうといことだと思ひますし、それからやはりこれはあの施設入所をいたしますとこれはあの当然公的負担もそれなりにきに施設運営のためにかかってまいりますので、その辺の財源手立ての問題とやはり希望通りにその施設入所ができないというまあ在宅介護との皆さん方のいろんなあの財政負担の問題もそうでございますし、支える家族の問題もあると思ひます。それからやはりその辺のこの同じ介護手立てをしていく温度差というものがやっぱり地域の住民の方の中にはあるんだというふうにまあ思っておるわけございまして、その辺のところをこれからNPO法人等の事業立ち上げも含めて期待をしていかなければなりませんけれども、その辺のところがいま私自身の抱えておる課題であろうといふに思っております。

施設入所者の待機者の対応とまた町がその施設に対する財源の問題、そして在宅の充実ということが課題というふうに認識いたしました。そのような課題がですね大変だと思わうんですけども、しかしその困難をまあ打開しなければ住民の要望は達成できないと思ひますし、町としてもそうでなければならぬのかと思ひます。従ってその困難を打開し

町 長 が高齢者に安心を提供するという確信はですね町長自体お持ちでしょうか。

町 長 まああのなかなかこの辺のところは難しいかと思えますけれども、やはりこれはあの施設入所に対しましてはひとつの判定会議に付していかなきゃならない、そこには当然順番ということももちろんありますけれども、その都度必要なその判断を優先順位をどう判断していくかというところがやはり1つの問題であり課題であるというふうに思えますし、それからこの新規施設開所の問題もありますけれども、やはりこの運営経費というものもなかなかあの市町村負担が多く伴います、これは在宅と違いまして。もう係る費用につきましては当然あの施設の方々の経営努力も今大変厳しく求められておるわけでありまして、やはり限界というものもあります。安心安全の問題もあると思えますので、その辺に対する行政負担って言うものがやはり重くのしかかってくるというふうに思っておりますけれども、やはりこうしたあの一層高齢化社会が進むということ、それからしかもその重度、度数が上がっていくというようなことを考えますと、どうしても今後とも施設整備というものは図っていかなきゃならないし、併せて在宅介護というものも1つの施策として重点的に取り組んでいく、またそのスタッフづくりも医師も含めてですねサポート隊も含めて大切な課題要素になってくるとこういうふうに理解しております。

中村議員 ちょっと弱さを感じたのですけれども、あの確信あるたぶん施策を取ったべきだと思います、第5次総合計画が今案として挙がっている時点ですのでね、であるならば住民が理解が得られる施策でなければならぬと思えます。ちょっと今のはっきりしない答弁ではちょっと心もとないのですけれども、是非ですね住民に意気込みを感じるようなですね、もう一度、町長の充実させるぞという一言をお願いいたします。

町 長 まああのこれからの高齢化社会の大変大きな課題でございますので、精いっぱい財政ともいながら精いっぱいの対応を施策として、またあの次の長期構想・計画にも入っておりますので、できるだけまあ精いっぱいの努力をしてみたいというふうに思っております。

中村議員 わかりました。地方分権が今謳われている中であって各自治体の意欲があれば地域は大きく進展しており、是非に意欲的に展開していただきたいと思えます。課題・施策がこの第5次総合計画で挙げられておりますけれども、住民は高齢者介護に対して様々な不安・疑問を抱いている人が多くいます。そこで充実した介護を行う上で、まず介護保険者である40歳以上の人の実態調査を行い、現場の声を把握した上で高齢者の介護ニーズに対応した支援対策の構築をすべきと考えますが、介護保険者に対する実態調査について前向きに検討していただけるか伺います。

住民福祉課長 介護保険がまたあの次の期を迎えまして新しい計画取り組む段階にきておりますので、あの今申されました実態調査、これもあのちょっと内部で調整をしながらできるだけあのやっていくようにしたいと思います。当然あのサービスというのは相手がおまして、相手のニーズを掴んでそのサービスの内容を決めていくって言うことでありますが、ただ大枠はもう国の制度の中でやっていくことですので、飯島町としてはやはりあの自分の財力を眺めながらというようなことでございます。またこの後出てこようかと思えますが、不足する分は町も頑張りますし地域の介護力、ご家族の介護力こういったものにも総合的に勘案しながら計画の方を詰めてまいりたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

中村議員 今後様々なニーズを考慮して介護者や介護家族への支援を要望し、次の質問に移りま

す。昨年11月私たち公明党独自の調査ですが、全国47都道府県で介護総点検を行い100,000件の介護現場の声をもとに新介護公明ビジョンを作成いたしました。これは町にも町長のお手元にも届かせていただきました。この中にももちろん当町の住民の方、介護施設の関係までの声が入っております。項目の1つ、どこで介護を受けたいかに対し、入所系の介護施設が48.1%、自宅43.4%、病院10.7%、その他6.6%と自宅介護を望む率が高いことがわかりました。当町においても多くの皆さんが生涯住み慣れた地域で安心して住み続けたいと望んでいます。議会でも特別養護老人ホームを視察いたしました。その際、施設の方に、このような行き届いた環境の中でも介護者は家族との生活や住み慣れた地域に帰りたくなることはないのでしょうかと尋ねると、ほとんどの方が家に帰りたがります、と言われたのです。そのときやはり家庭が安住の地でなければいけないと思いました。また町は高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう医療と介護の連携がとれたサービス体制を整える必要があると感じました。そこで当町において地域密着型サービスの充実を図り、介護体制を整備し、24時間365日介護者や介護家族が安心して生活できる環境づくりへと展開すべきと考えますが、町長の見解を求めます。

町 長 お話にございましたように、私もあの介護をされる多くの方が慣れ親しんだこの自分の家で在宅で介護を望んで、介護する側もされる側も事情が許せばそのようにしていくことが一番これは良いんじゃないかというふうに思っております。今この365日24時間というようなひとつの介護体制、確かにあの理想であるわけでございますけれども、残念ながらこの近隣ではもちろん町内にも24時間365日の訪問介護のサービス等を行っていくというシステムがなされて現在おりません。いずれまあこれは時代の要請の中でそうした支援体制を含めて、国の方も次の24年度から始まるこの介護保険の制度の見直しの中でそうしたことも、特にあの施設入所が限られておりますだけにですね、各この在宅での介護サービスの充実制度というものは打ち出されてくるんじゃないかというふうに思っておりますのでございますけれども、現在のところそのようなになっておりません。従いましてまあ特にご家族の方のご苦勞等も大変なわけでございますけれども、やはり頑張ってやっていただく、そしてそれに対するまたいろんなサポート隊の仕組みにつきましても今後考えていかなければならないとこんなふうに思っておりますのでございます。

中村議員 国の施策が整うまで待っていていつなのかという不安がありまして、そこまで動けないのかと思うとちょっと住民は落胆するかなというふうに思います。介護支援においては広範囲な角度の中からサービスをですね手厚くしますと、当然、介護保険範囲ではサービスが限界を招きます。そこで高齢者介護を充実させるために昨今では自治体が独自の努力をし取り組みをしています。例えば東京千代田区では実態調査を行い在宅療養支援ネットワーク体制の整備をし、医療と介護の現場で直接情報の交換ができる仕組みや地域ぐるみの連携をとりながら、高齢者安心生活見守り隊の養成を行っています。またある自治体では元気な高齢者の方にデイサービスで話し相手や配膳などの仕事に携わってもらい、人件費の削減、働く高齢者へは保険料の還元を行っているところもあります。愛知県高浜市では介護施設に入所をしていない要介護者に対し居宅介護支援券が配布されています。この券は地元の指定店舗で使用できる仕組みになっています。ちなみに金額は要介護3以下は20,000円、4は30,000円、5は40,000円となっています。これは飯島で言う介護医療制

度に似たものでありますが、現金ではなくしてですね、町の商店街であのそういうオムツとかそういうものが買えるというそういうチケットでありまして、地元の商店のですね活性化とかそういうことにも貢献するという相乗効果を生むような内容になっております。1つのことが町全体に相乗効果を及ぼすような施策をとるということはこれは行政の知恵がなければできません。このように高齢者介護に対し自治体が努力し住民ニーズに合った介護サービスを行っています。当町の現介護体制、努力を評価するところでもありますが、更なる知恵と努力で是非飯島の高齢者が望む夜間対応型訪問介護を実践する方向で現段階から検討を求めますがいかがでしょうか。

町 長

まああのこれからの施設入所とそれから在宅介護のバランスを見た時にですね、やはりあの在宅介護が主流になってくるというふうには思っておりますし、今あの最近の医療学会の方も特にあのこの間も町でご講演をいただきましたけれども、ある先生は町の出身の先生は在宅介護支援科という1つの医療分野でのこの病院の科も設置しておる、これはあの全国的に先行しておる病院でございますがそこにまあ勤務をされて、そうした体験からのご講演も先日いただいて、中村議員もお聞きいただいたんじゃないかと思っておりますけれども、そういう形が今後の主流になってくると思っておりますし、また求められる時代が必ず来るといふふうになっておりますので、やはりこれはあのマンパワーいわゆるスタッフの問題も充実していかないと、ただその今言う予算の一部を充当してこれがそれに解決出来るというわけにはなかなかまいりません。組織の面それから財政負担の面、それからそれぞれの取り巻くそれを支えるいろんなあの社会構造の面からもやはりその整備をして総合的に考えていかなきゃならんということでございますので、今お話しは確かにあのこれからの時代の方向性だというふうに思っておりますので、いろんな面で今後町の介護に関わる新しい計画の中にもそうした考え方が盛り込まれております。1つの今後の前向きな1つの方向の中で検討してまいりたいというふうに思っておりますし、またあのそうしたスタッフの招致的なことも今具体的に進めておるところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

中村議員

夜間対応型訪問介護はですね、あの急にすぐ出来るものではありません。もちろんご承知だとは思いますが、体制作りというのは綿密にですね早めにしておけばそれほど良いことはないと思っております。ですので今後に向け前向きに検討することを求めまして2番の質問に移ります。

次は予防の高齢者の介護予防についての充実について質問いたします。高齢化社会において介護予防こそこれからの事業の中で重要な課題だと考えます。そこで私は高齢者カルテの作成を提案します。これは65歳以上の高齢者に対する心身の健康状態を把握し、体調変化を速めにキャッチし、個人に合った健康サポートや孤立、孤独死予防につなげることが目的です。これは単なる健康記録にとどめるのではなく年に一度顔を見て対話をする中での記録となります。精神面の変化というものは自分で気づきにくいものです。顔を見て対話することは心身の不安解消が望めます。早期介護予防に効果を発揮すると考えます。この作業には時間、人の確保が困難に思いますが、やると決めると方法は湧いてくるものです。予防をするのであれば徹底した施策をとるべきではないかと私は考えます。飯島は献身的な対話の介護訪問で個人個人が安心、楽勝の人生、これは楽して勝つということではなくてですね、一人ひとりの生涯が楽しく病魔に打ち勝つ人生の意味であります。

町 長

この安心・楽勝の人生を歩める高齢化社会を目指すことを求めますが町長いかがでしょうか。

次のご質問はやはり高齢者介護の予防の関係で、この施策の充実という点に触れられまして、高齢者カルテこれを作成をして安心・楽勝な高齢社会の構築をということでございます。お話にまあ関連をいたしますけれども、町の地域包括支援センターでは高齢者やその家族からの相談や情報などに対しまして相談記録カードというものを作成をしております。これに記録して個人的にファイルをいたしております。その記録を職員が共有をして介護予防事業や介護保険事業に活用するとともに、内容によっては民生児童委員さん、保健センターの他関係部所と連絡調整を図りながら個々の問題について対処をしてきておるといふところでございまして、まあ言ってみれば中村議員今ご提案の高齢者カルテにまああつながらような考え方のものではないかというふうに思っておりますのでございます。で、ご質問のこのいわゆるまあ高齢者カルテこれに相当するこの相談記録カードを十分にまあ今後、更にあの内容的に必要があれば更に整備をして整えて充実をして、やはりこれがひとつのこのカルテを見ればその方のだいたいの日常生活の課題や問題やというものが行政の立場で把握できて、そのことをもって実践に移れるような1つの記録簿、当然これはあの個人情報になってこようかと思っておりますけれども、そういう活用を図りながら家族の皆さん方と安心してこの、効率ということは語弊があるかもしれませんが、効果の上がるようなこの介護対応をしていくことが大事ではないかというふうにしておりますので、今後ともそれらの支援について全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

中村議員

相談カードというものがあつたその高齢者カードというものに近い取り組みがされているということをお願いして安心いたしました。更なる充実をお願いし次の質問に移ります。社会全体の核家族化現象や単身世帯の増加により、独り暮らしの中老年者や高齢者は孤独で精神的にひ弱になりがちです。また家庭でも高齢者は孤立し孤独となり更に忙しい社会にあつては近隣地域との触れ合う機会も少ないなど、家庭、近隣、地域の希薄化が進み高齢者の中にはひ弱になり体調を崩し心身ともに虚弱化すると心配いたします。介護予防には健康診断や体力づくりも大切ですが家族間などの希薄化をなくし、感謝しあえる家庭、生涯生きがいを持てる環境づくりが重要と考えます。そこで介護予防は本人のみならず家庭、社会全体で取り組むことが大事に思います。希薄化社会が高齢とともに心身ともにひ弱になりがち傾向を生んでおり、虚弱化対策は介護予防の基礎と感じますがいかがでしょうか。

町 長

家族やまあ地域のこの希薄化というものが今言われておる昨今でございまして、これらの希薄化による虚弱化の対策をどう考えていくべきかというご質問かと思っております。お話にございましたように核家族化やこの耕地加入の問題、あるいは近所付き合いというものをどうしても一部ではありますけれども嫌う風潮があることはもうご承知のとおりかと思っておりますが、こうした家庭や地域における人間関係の希薄化が進んでまいりますと、どうしてもその地域としてのいろんな問題が生じてくるということでございます。まさにこの支える支えあいをするということにもそのことが少なからず影響してくることはもう申し上げるまでもないというふうに思っております。まあこのようなことから家庭や地域内での問題解決能力あるいは介護力の低下というものが決してあつてはならないというふうにするわけでございますけれども、なかなか現実的にはいろんな問題を含んでおるといふこ

とでございます。従ってあの家族はもちろんでありますけれども、その地域で支えるこのシステム、力というものをボランティアの皆さん方も含めてですね、それから行政対応も含めて真剣に取り組んでいかなきゃならないという認識では中村議員と全く同じかと思えます。それで町の地域の包括支援センターでは高齢者やそのご家族からの様々な相談や支援、それから高齢者の権利擁護や虐待防止、そして介護者の皆さんを対象とした支援事業等多岐にわたっているんなあの教室も開いたり、またご指導を申し上げたり、ということで行って、当面その課題の解決に向かって事務当局も全力を挙げて取り組んでおるということを是非ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、そこであの町ではこの1つのまあ考え方として、現在あの町内各所、まあ集会所を中心にして公民館も入りますけれども、この高齢者支援あい拠点施設の整備事業ということでここ数年来精力的に進めてまいりました。今後も、現在もまだ整備中で進めておりますけれども、是非この施設、リニューアルをされた高齢者介護福祉に視点を置いたこの施設を利活用いただきたいと、でここにまあいろいろとあの集いながら、子どもも大人もまた機会あるごとにお年寄りを中心にしあるいはまた介護予防という1つの取り組みも含めてですね、この施設を利用して、備品もある程度耕地によってはいろんな考え方があるようでございますけれども、ある程度備品も整っておるというふうに思っておりますので、その中でひとつコミュニケーションを深めながら、そしてあの介護予防という介護に至る前の1つのこうしたあのコミュニケーションも大事でございますので、この支援合い助け合いというひとつの拠点施設を利活用いただきたいということを町民の皆さん方にも是非をお願いをしたいと思っております。町といたしましても今後そうした介護予防行政、介護者のみならず介護予防という面も含めてですね、地域包括支援センターを中心にしながらかまた行政の福祉の一番の基本部分として精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

中村議員

今町長が言われましたように、その地域支援あい施設ですねそれがほんとに多く出来たわけですが、それを各耕地にですな有効に使ってというその投げかけだけでは大変各耕地、できるところはできますけれども戸惑っているところも実際あります。やはり介護予防に使うということであればですね、町がいろいろな提案を、こういうことをしていったらどうだと、こういう方法がありますよという提案はやはりですね町がとっていただきたい、その中から各耕地では自分たちの耕地にあったケアはどういうことなのか、というふうにですなステップがあると思うんですね、ですからそういうステップを先ず第一段階は町が整えるということもお願いしたいと思います。それでですね社会全体で高齢者を支えることは時代のニーズにより不可欠ですが、今も地域でというふうに町長はおっしゃられましたが、その地域が支えるというその半面ですな家庭内が希薄化傾向で家庭での支えの弱さを感じます。学校、各組織団体での介護予防対策は努力がみられますが、家庭環境の希薄化対策はやや弱さを感じます。介護予防策に学校、各組織団体に加え家庭環境も重きを置いた互いに感謝の心で支え合う福祉の町になることを考えます。病は気からということわざがありますが、暖かい家庭環境には心から起こる病への抑止力が望めます。特に家族の希薄化対策は高齢者だけでなく社会全体への緩和につながることを望めますので今後の検討を求めます。3番の質問に移ります。

介護サービスを充実させる上で包括支援センターが大きな役割を果たしております。

町長

介護化が進む中で国の職員配置基準に沿った職員数だと思いますが、現在の担当職員3人では多様な職務をこなすには無理があるように見えます。職員を増やすか地域支援あいやボランティアの力を借りるなどして体制を盤石にし、これからの介護支援サービスの充実を図るべきだと考えますが、今後に向けて包括支援センターの体制改革を考える考えはあるか伺います。

次の質問にお答えする前に今の前段の質問でちょっとあのこちらから申し上げてお願いしたいと思いますが、この地域介護の支援あい施設を使つての取り組みということの中で、その町の方からいろんなメニューを出したり提案をしたりしてそれによってまあ地元が対応しながら考えていくということもこれはあの必要かと思っておりますけれども、やはりこれはあの地域の自分たちの拠点施設であるということをもまずこの胸に置いていただいてですね、いろんな考え方発想があつて耕地ごとあるいは区ごとにあつていいんではないかというふうに思っております。従ってあまり難しくこう肩張らずにですな皆で集い合うとか支え合うとかまあ話合うとかいう、そのおしゃべりをするだけでもこれは1つの介護予防にもつながっていくということでございますので、それに対して町が専門員の支援をするとか資料の提供をするとかいうことについてお手伝いをしていくということの方がいいんではないかなというふうに思っておりますので、その町中ひとつのパターンということだけでなくて是非その辺のところもまた地域地域でお考えをいただけたらありがたいなというふうに思っております。

次のご質問はこの包括支援センターの体制の問題でございます。これが現状とまあどうなのかということだろうと思っておりますけれども、ご承知かと思っておりますけれどもこの町の地域包括支援センターは平成18年でございます、18年の4月1日からの介護保険法の改正に伴い創設をされた機関でございます、地域住民の心身の健康の保持、それから生活安定のために必要な援助を行うことによりまして、地域の住民の皆さんの保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援すると、ちょっと難しい言葉で恐縮でございますが、こうしたことを目的によって各市町村ごと全てに置かれておる機関ということでございます。で、業務の内容といたしましては介護保険の被保険者を対象にした介護予防事業にかかわる計画立案と、それからこの事業の実施、それから総合相談幅広いまあ相談を受けながら包括的にこの支援を申し上げていくと、これが主な業務になって、これはまああの中村議員も十分ご承知かと思っておりますが、現在町ではこの体制としまして保健師が1名、それから社会福祉士の資格を持っている職員が1名、それから主任の介護支援専門員という肩書の職員が1名、全体的には3名体制でもってやっておるわけでございますが今、おおむねあの住民要望にお応え出来る体制ではないかなというふうに思っておりますが、またあの具体的に何かございましたらご指摘いただければというふうに思っておりますけれども、で、高齢者も年々増加してきておるまして高齢者の皆さんの実態の把握、それから個々の皆さんが寄せられる相談と支援、それからまた町内における介護予防事業の推進等々、地域包括支援センターの業務も大変複雑多岐な内容で日々増えてきておるということで、と同時にあの大変該当の皆さん方からも期待を持ってこの希望を持ってまあ望まれておるということ承知をいたしております。で、介護予防事業の一部につきましては住民の皆さんのボランティア参加もいただいておりますので、ただあのやはり多くの皆さんが一人ひとりのプライバシーという問題がございます、なかなかその辺のところは一つの壁にな

っておるという部分も伺えるというふうに言われております。従いましてまあ高齢化の進展さらに今後そうしたあの相談業務や対応しなきゃならん業務も増えてくるかと思っておりますので、やはりあの責任を持った立場でのこの地域包括支援センターのスタッフ、これがやっぱり主体的な関わりの中でやっていくことが一番いいかというふうに思っておりますので、今後ともあのその職員体制のことでもしそのことの事業を進めていくうえで支障があれば、一応充実強化も含めて今後の検討課題であるというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

中村議員

ただいま今の現状では手が足りていると思うというふうに町長がお答えになりましたけれども、現場は大変厳しいです。ちょっと町長認識不足かなというふうに思っていますので、現場の声をしっかりと町長聞いてですね対応をお願いしたいと思います。私も地域包括支援センターの活動である寺子屋の事業に時々参加させていただきました。先日修了証をいただいたわけですが、毎週ですね高齢者の皆さんが楽しみに参加され、そのお元気な姿を見るとこちらが励まされます。包括支援の充実体制こそが介護予防対策の要であると思います。過酷な体制は職員への健康を害する結果を招くこととなり、このようなことは絶対あってはなりません。よって職員がはつらつと活動ができる条件を整えることが全てへの第一歩とすることを強く求めますが、このことを町長は公約していただけますでしょうか。

町 長

まああの大変責任の重い業務ではあると思います、職員も。しかもまたあの個々にいろんなこの対応もしなきゃならないし、悩みも多いんじゃないかというふうに思っておりますが、まあこれを乗り越えて、はつらつとして対応していくということは確かにまあそうとおりでというふうに思いますが、やはり職員の士気もこの責任の持ち方も含めてですねひとつ精いっぱい頑張っただけで対応できるようなひとつのまた育成もしていかなきゃというふうに思っております。以上であります。

中村議員

全てにおいて予防に徹した取り組みが安心した環境を生むのでしょうか。それに関係職員の健康なくして始まらないと思います。是非、包括支援センターの体制改革を早急に展開し職員に無理のない住民に充実した介護支援ができることを求めまして最後の4番の質問に移ります。

内容はがらっと変わるわけですが、陣嶺館、歴史民俗資料館ですが、この郷土の歴史を学びやすい環境にということで質問いたします。1番、住民が気楽に足を運べる明るい歴史資料館にすべき、この秋、陣嶺館開放日に見学に行ったのですが、歴史ある数々の資料や縄文時代からの土器など所狭しと展示されておりました。しかし郷土の資料館にしては外観はもの悲しく、館内は暗い雰囲気、地図はガラスの中で見にくく、見学者の中には地図に近寄れずに残念そうでした。住民が郷土の歴史を知ることは郷土を愛することにつながります。そのためにもっと住民が気楽に足を運べる明るい雰囲気の資料館にすべきではないかと思いますが、現状をどのように受け止めているのか伺います。

教育長

それでは中村議員の陣嶺館についての関わるご質問にお答えしたいと思います。日頃あのこういう機会です。陣嶺館についてのご質問がありませんでした。スポットを当てていただいて大変ありがたく思っておりますし、この機会に是非町民の方もですね陣嶺館に足を運んでいただきたいというふうに、また今のご指摘がありましたような工夫をしていきたいというふうに心掛けていきたいというふうに思っております。展示の開館の状況でありますけれども陣嶺館は現在ところ常時開館はしておりません。電話での予約によ

りまして開館をしているという状況であります。あの利用、来館していただく内容でありますけれども、まあ一般の方々をはじめ歴史を学ぶ小学生も社会科の授業の一環としてクラスで訪問していただいたり、あるいは公民館講座、社協のわんぱくスクールなどでも来館していただいております。またあの先ほど議員のお話のありましたように1日無料開館の折りにはですね、まあ1日ではありますけれども町民の皆さん来館していただいておりますし、先週、飯島町の郷土研究会の皆さんによる展覧会が行われる中にも大勢行かれた方もおられると思っておりますけれども、このような企画に際しましてはまあ非常に便宜を図っているというところでもあります。また先週のあの特別展示については大変多くの方々が行っていただいたということでもありますけれども、まあ全体的には年間の利用が少なくまああの常時開館ができないという状況でありますので、電話をいただければ学芸員が対応し開館していきたいというふうに思っております。ただあの開館の館内の様子であります、展示物によってはですねあまり明るくすることによって劣化が進むということもありますし、またあの千曲市にあります長野県の歴史民俗資料館ですかあその歴史館についてはそういうイメージを豊かにしていただくために敢えて暗くしているという部分もあります。そういうことを做って飯島町の陣嶺館におきましてですね、昔にイメージを持っていたかのために敢えて照度を落としているというそういうこともありますので是非ご承知いただきたいというふうに思っております。まあいずれにしましても展示物が固定化しないように、またあの今後ご意見をいただきながら展示の工夫を今後していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

中村議員

ちょっとあの誤解があったんですけども、その明るいというのは照明の明るさではなくしてですね、この雰囲気、あの何て言うのかな、ちょっと悪く言うと物置みたいなそういう意味の暗い雰囲気ということを申し上げました。次にですね、それで館内の2階なんですけれども、この2階奥は展示しきれないのか隅に追いやられているような展示物がありまして、見学者はですね大変見にくい状況でありました。展示品はゆとりをもって展示し、見学者が見やすい環境にすべきだと思います。そのためには別に新たな施設を設けるのではなく、空き家などをですね利用し時代別の展示資料館を作れば、住民の協力によりこの集められた展示品もあるわけですが、そういうものがですね品々が目にこう広く触れてそして触れやすくなってですね歴史のその品々もきつこう喜ぶと思います。また例えば商店街のいろいろ問題もありましたけれども、例えば商店街の中で空き家を展示館に活用することで新たな商法が生まれる可能性もあります。商店街の活性化に1役買えるかもしれません。資料館内容がですね今後も現状維持では住民はもとより子ども達にとっても望ましい教育環境とは言えないと思います。今後郷土の歴史を学びやすくするために低コストが望める歴史資料館の環境整備に空き家などを活用していくことがですね検討課題として考えていけるかどうか伺って質問を終わります。

教育長

文化財の展示につきましては、確かに広い場所でゆとりある環境の中で展示することが望ましいというふうに思いますが、先ず、いただいた貴重な文化財であるということ、それから学術的にも非常に価値の高いものもいくつかありますので、また加えて盗難・火災等の心配もあります。それにふさわしい展示場所を考えていかななくてはならないというふうに思っております。あのまあご指摘のように空き家を使うというのも1つの方法かとも思いますが、その点の条件をどうクリアできるかということを慎重に考えなければ



ばいけないというふうに思っております。ただあのまあご質問にありましたように具体的にですねどのような場所でどうということが対応できるかということをご提案いただければ、今申した条件にかなうものであるかということを経合的に考えていきたいというふうに思っておりますが、現在のところ館内にあるものを外に出して展示するという考えはありませんのでお願いします。

中村議員

終わります。

議長  
8番

8番 北沢正文 議員

北沢議員

それでは今議会の最後の質問者でございます。特産品のPRこれを通告してございますのでお願いをしたいと思います。私はあのこの1月機会を得まして町内の元気なおばちゃんって言いますか、こう言っでは失礼でございますけれども、まああの元気に町を活性化しようとしている人たちを総称して愛称でおばちゃんと呼ばせていただきますが、この方々と九州は熊本人吉の方へ本田節先生を訪れる機会を得ました。まあこの先生はご承知のように飯島に何回か来ていただいて、こういった方々の支援またあのいろんなアドバイスをしていただいている先生でございます、皆さんもご承知のことと思います。まあこの研修の中で1つ学びましたことは、この先生の言われるには、元気なおばちゃんのいるところに活性化あり、とまあこういったことを言われておりました。まあこれにまあ最近高齢者の問題もございまして、おじちゃんという言葉を加えますと非常にあの活性化の1つの方向が見えてくるのかなとこんな気がいたすところでございます。で、今回質問をいたします特産品のPRについてもこのことに大きく関連をしている内容でございます。

町長は先の一般質問におきまして今後の町の振興、活性化の方向について第6次産業の振興あるいは観光を含めた第7次産業の振興を掲げられております。今議会に提案をされております飯島町の平成23年度を初年度とする10年の町の道しるべである基本構想においてもその方向が示されております。活力ある町の振興には今日の大きな課題である働く場所の確保、または町の財源確保としての企業誘致とともに、当町が長年目指してきた調和のとれた産業の振興、とりわけへ農業分野をはじめとする地域資源を生かした産業の振興は欠かすことのできないものと私も思うところでございます。農業分野における農産物の付加価値化、特産品の開発は、当町の目指します1,000ヘクタール自然共生農場の元の1役を担うものであり、特に今日の農業の担い手の現状を見たとき、高齢またはこれから高齢に向かう就労者が多いのが現状であります。これらの方々がいわゆるボランティアっていますかまあの農地を維持する、まあこういったことのみでなくて、農地の保全や農業の維持に参加するまあそういったことだけでは地域の活性化の方向は長続きをしないというふうに考えるところでもあります。そこには副業的産業を生み出し高齢になっても役割のある心豊かな地域社会を目指す理念が必要であります。この方向は当町においても既に種は蒔かれており、幾人かの方々が熱意を持って取り組みを始めております。農業分野を中心に申し上げましたが、第6次産業の振興は農業分野だけでなく商業や全ての産業に渡ります。特産品ということからするとまあ少し論点が広がっておりますが、質問の点はこうした方向が示されたとき大きな課題はその販路であります。この特産品を売るということでありますけれども、この重要な要素である特産品のPRに対する町の考え方につ

町長

いてどのような考えをお持ちであるか伺います。

それでは今議会一般質問最後の質問者でございます北沢議員の質問にお答えをいたしたいと思います。先ず特産品のPRの問題でございます、この販路拡大について行政はどう対応して考えていかなければならないかということだろうと思います。町の特産品のPRにつきましては商工会あるいは観光協会それから飯島町の営農センター、具体的にはまた個々の道の駅の花の里のいいじま等のホームページ、それからいろんなふるさと大使にもお願いをしたりして、そのPR等々をお願いしまして、特産品、推奨品等のPRをいたしておるところでございますし、またその啓発についてはコスモス祭等におきましてもこの特産品の1つのアイデア的な表彰もしたりして、この浸透を図っておるところでございます。で、町ではこの町内外のイベントに参加し物販、物の販売をして行うとともに、当然のことながらこのチラシ等印刷物で観光パンフレットや営農センターのチラシ等を配布して、必要な都市圏を含めてですねPRを行っておるところでございます。同時にまたあのメディアも通じてそのことをやっておるわけでございます、町の観光協会を中心にしたテレビやラジオ等のいろんなあの報道機関の活用、それから特集の番組をふるさと大使等も通じたりして組んでいただきまして、いろんなあの機会に町のPRをしておるところでございます。私自身もまあ理事者職員も含めてでございますけれども、例えば今年のあの秋の全国ふるさと大使大会総会がございまして、ご指名をいただいてこの4名から成るパネルディスカッションに参加をさせていただきました。いろいろとあのそれぞれの地域の想いや、当然のことながら町のPR特産品のPRというもの兼ねてまあいろいろと発言をさせていただいたわけでございます、いろいろとあのその後の照会もあつたり、それから150人ぐらいの全国のふるさと大使が集まりましたので、いろいろとお願いをしてPRも努めておるところでございます。で、そのような状況の中ではありますけれども、若干お話がありましたように、現在この販路拡大という面では若干まあ頭打ちの状態があるのではないかとこのように私も思っておりますので、今後は農・商・工を中心とする全ての産業を含めた総合的な連携の下にあらゆる機会手段を講じて町のPR、特に特産品の販路拡大のPRに努めてまいりたいというふうに思っております。そしてあの加えて今、6次産業化へのまあ第7次産業につながる部分もございまして、お話もございました。まさにこれはあの今国が特に農水省を中心にして大きくまあ捉えていくという国の施策の一環でもあります。やはりあの農産物なら農産物を生産してそれを市場を通して消費者に渡るといふ旧来の手法でなくてですね、やっぱり自ら手がけた生産したものをそこに収穫をして集荷して、それからいろんなまああのまた加工媒体もあるわけでございますけれども、一緒になってそのことを加工して製品にしてそれを自らまあ売っていくと、そのことの販路拡大もやっぱりあの生産者とそれから加工者と販売者と連携になって目の見える形で、最終的に自分の作ったものがこういう製品になってお客さんに買いに来ていただいておりますと、まああの里の菓工房や酢なんかまさにそういう典型的1つだろうと思えますし、またあの細かいところではふるさと味の問題でありますとか、それからいろんなあの加工施設の皆さん、それからちょっと考え方は違いますがそれでも石鹸作りあたりもまあそうした1つの捉える部分ではないかなというふうに思っております。大変あのそれぞれの皆さん方の立場でご苦労をいただいておりますので、効果も上がっておりますということでございますので、今後もそうしたあの6次産業も含めて、とにかくあの販路

北沢議員

拡大をしてPRに努めていくとこういう姿勢でおりますのでご理解をいただきたいと思  
います。

ただいま町長のこのPRに対する姿勢をお聞きしたわけでございます。まああの今ま  
での状況を反省の上に立って更にPRということに努めていくとこういったお考えのよう  
でありますので、まあ現状、私の見聞きしている状況まあそういったもの、また考え方を  
ちょっとお話をしたいと思いますが、やはりあの特産品を売るということについてはやは  
りその背景にある町のイメージ、まあこういったことが非常に大切ではないかというふう  
に考えるところであります。この山紫水明なところから採れたものそういったものを加工  
してまあ売るといことになりますと、まあ大きな意味で言えば町のイメージを内外に示  
していくということが1つは大きな要素でもあるんじゃないかというふうに考えます。また  
具体的なものになりますと、たとえば本郷で農業を営んでいる方からお聞きしますと、ま  
あ秋に美味しいリンゴ等の個別の注文が来ると個別にそれぞれのお宅に発送をしていると、  
こういったリンゴの箱の中に飯島町のパンフレットを入れて送ってあげると、まあそうい  
ったことによりましてこの美味しいリンゴこれが採れた所はどういう所だとこんなよう  
な興味が湧くと、そんなようなことを具体的に実践されている方もいらっしゃいます。ま  
あそういったことを考えますとですね、例えば里の菓とか内堀、大変あの全国的にも大きな  
展開をしているこういったところが飯島にせっかく来ていただいておるわけございま  
すけれども、残念ながら飯島町という名称がその製品の中には示されていないというこ  
とがあるわけでございますが、まあそういったところでですねそこに飯島町を載せるとい  
うこと、まあこういったことは製品の戦略でございますのでなかなか難しいところであり  
ますけれども、まあ例えば少し小さめのパンフレット等を町が用意いたしまして、ま  
あそういったものを例えば箱の中に入れて一緒に送っていただくとか、まあそういったよ  
うな具体的なアイデアを持ってですね町を売り込んでいただいて、その結果がまあ町を  
売り、その町で生産された特産品を売るんだと、まあこういったイメージにもつながって  
くるのが町の大きな役割ではないかというふうに考えるところであります。まあそうい  
った部分を含めましてこれからの取り組みに期待をいたすところでもありますけれども、  
そういった点について町長はどんなようにお考えになるかも一度伺います。

町 長

まあ確かにあの町の特産品というこのその背中の裏には町のイメージというものが当  
然付いてくるわけございまして、この素晴らしいこの環境に恵まれた町のイメージでこ  
の特産品を買っていただくということは大変まあ大切なことだと思いますし、それから  
またあの今個々の農家の皆さんがリンゴをはじめ果樹やそれからまあその他農産物とい  
ろいろあの全国に発送していくという機会は当然あるわけございまして、やはりその型  
にはまった行政サイドのPRだけでなくですね、今ご提案がありましたようなことのお力  
をお借りすれば非常にこれはもう自然にこの全国にその町の特産品ばかりでなくて、イ  
メージが売っていけるひとつの大切な要素ではないかということでご提案いただきました  
ので、またあのどういうふうに仕掛けをしてお願いをしていかこれからの検討課題に  
なるかと思いますが、まああの所管の方とも十分勉強しながら、是非そのことをお願  
いしていきたいなというふうに思っておりますので今後の課題とさせていただきます  
と思

北沢議員

このことに対して若干時間をとっておりましたけれども積極的なお答えをいただき  
ましたので、まあこのぐらいでこの第1番目の質問の内の1つについては終わりたいと思

町 長

ますが、次に同じ特産品のことでございますけれども、特産品の展示コーナーを設置す  
ることについて伺いをしたいと思います。今お話のありましたとおり特産品のPRにはい  
ろんな手法があると思いますが、やはり商品を購入するとなりますと買い手側の心情と  
しては実物を見てみたいというのが購入者の心理であり、また実際にこれを見ること  
によりまして購入したいと思う気持ちになることもあると思うわけでございます。先  
ず町民の皆さんが特産品を目にしてどういう特産品があるということを知ることが第  
一、そしてそういう積み重ねが将来の販売につながるのではないかと考えるところ  
であります。まああのいわゆる展示品のコーナー、これは町内の主要なカ所に設置  
していただくのが一番いいわけでございますけれども、そうは言っても予算の問題も  
ございまして、まあそういった展示品を兼ねた、まあいわゆる観光の案内所こんな  
ようなこととか物産館だとかいろいろなことが考えられるわけございまして、当  
面この庁舎内にですねこの展示品のコーナーを設けて、実際の特産品としたもの、  
こういったものについていわゆる展示をするお考えがあるかこういったことについて  
伺いたしたいと思います。ここに今、飯島町の観光協会が出している推奨品の案内  
というのがございまして、まあこういったものとかですね、それから町が記念誌とし  
て発行したこういった中に特産品の記述があるわけございまして、まあ実際にこれ  
をですね職員のみなさんも完全に暗記をしているわけではないと思  
いますが、やはりそういったものが身近にあることによってですね特産品というもの  
に対する意識が少し変わってくるのではないかと、こんなふうに考えるところで  
ありますが、当面庁舎内へ設置することについてはいかがでしょうか。

北沢議員

まああの確かにこのインターネットやそれから印刷物としてのチラシ等で機会ある  
ごとに配布をしたり、このことを知っていただくことももちろん大事でございます  
けれども、やはり今おっしゃるように目で見てそのことがまたあの次から次へイメ  
ージが伝わっていくということも大事だろうというふうに思います。あのいろいろの  
行政機関の中で今そうしたことの対応はいたしておらないわけございまして、か  
つてはあの駅前には工業製品等もございましてそうした機会がございましたけれ  
ども今そうしたこともなくなりまして、町では唯一、姉妹都市提携をしております  
友好都市の斑鳩のことがまああるわけございまして、逆にまた斑鳩町の役場にも  
町の特産品が掲げられておることございまして、考えてみれば確かに地元のこ  
とを自分でPRしなければ、身近でPRすることも大事だとい  
うふうには思いますので、まあ物によってできるものできないものいろいろあ  
ろうかと思  
いますけれども、やはりこれは1つの売っていく特産品販売拡大の手法ではある  
かと思  
いますのでまあスペース的なことも考えながらちょっと検討させていただきたい  
と、い  
うことで今日はどこへどうい  
うふうにと  
いうわけにも  
ちょっとまだ用意できませんけれども、  
そんな考え方で  
おりますので  
よろしく  
お願い  
申し上げます。

検討いただけるということでありま  
す。まああのアルプスの風であれば試飲  
をして空瓶を展示しておけば十分足  
りることでありまして、それからあの  
展示を検討されると同時にですね、  
例えば私上伊那の地方事務所へま  
いりました時に県民ホールの中に展  
示品があるわけございまして、ど  
うも何か管理があまりよくないよ  
うでありまして、最初に展示をされ  
ただけでですね、あと何か歯抜け  
状態になったりですねまあそうい  
ったこと  
があります。これでは逆にイメ  
ージを壊してしまうということが  
ござい  
ますので、まあ展示のケースの拭  
き掃除を毎日するとかですね、展  
示品については常に気を配ってこのイ

ージが上がるような体制の維持管理ができる、まあそういったことも検討のうえで是非庁内展示を進めていただけたらというふうに考えるところであります。特産品については以上とさせていただきますと思います。

次に2番目の質問であります地上デジタル放送の開始に向けた準備の状況について幾つか伺いたいと思います。時たま私もあのこれを見て質問したわけではございませんけれども、広報11月号に1ページを割いて地デジのこの町のお知らせが入っておりました。非常にあのタイムリーなお知らせでございましてこの時期に取り上げられたということについては評価を申し上げるところであります、この地デジの出発にあたりましていくつかの確認をさせていただきたいと思っております。この地デジにつきましては既にあのテレビ等を通じまして今アナログの放送を開けますと常にそこに地デジのPRがされておまして、十分国民に周知されていると思っております。この問題は基本的には国の責任において解決すべき問題であり、時期も迫っておりますのでこういったタイムリーな宣伝がなされるとこういったことについては評価をするところでありますが、1つは当町におけるテレビの難視聴地区の問題でございまして。当町ではかつて難視聴地区が複数あったように記憶をいたしております。北河原それから本六ですか、それから山久の建物の電波障害そういったようなことがありまして、それらについては現在CEKのまあ当時の有線テレビが普及したことによりまして問題が解決されたというふうに承知しておりますが、まああのいろんな状況の変化があると思っておりますけれども、その後の新たな環境の変化や何かの状況によりまして地上デジタル放送の受信ができない地域は町内にはありませんでしょうか。町内がそういった電波障害がなくこの新しい放送技術を楽しむような体制、こういったものについての確認をさせていただきたいと思っております。

次に個々の受信状況であります、今回の放送方法の切り替えは今までのいろんな放送の改善と違っていて、切り替われば放送を受信できなくなるということの他NHKのBS放送の受信などは受信にまつわる心配事が潜在しているのではないかと懸念するところであります。まあ当町は10,000人規模の行政区でございまして。お隣のおいさんおばさんの顔が見える行政区でございまして、この利点を生かして特に高齢者世帯に対するきめ細やかな配慮を何かの機会にしたらどうかというふうに考えるところでございまして、まああのそういったものを放送を見ながらですね、私のところはまだ関係ないわと、そういった見過ごされている高齢者の方がいるのではないかとというような心配をするところでございまして、まああの特にあの寝たきりの方だとかそういった方々、こういった方々についてはテレビというものが1つの情報源としては有効な手段となっているわけございまして、これらの対応、まあこういったことはきめ細やかに行われているかどうかということでもあります。

次に公共施設の対応でございまして、これについては既に対応されているのでありますでしょうか。町内の公共施設、相当数のテレビ等が普及をされておられます。まあこういった点についての対応はいかがでしょうか。まあそれとまあ防災上の観点からいきますとほとんど今の公共施設についてはCEKを介してテレビを受信するという状況になっているわけございまして、CEKの欠点というのがございまして、これはあの電源を必要とするわけでありまして、CEKの放送については電源が必要でございまして、まあそういった点ではこの役場庁舎等については非常電源が用意されてあるわけございまして。

町長

あそういった点では直接アンテナを上げて受信ができる体制も必要ではないかと、そんなようなこともまあ必要ではないかというふうに考えるところでありますが、まあそういったことを含めまして総合的に地デジの開始に向けての準備が整っているのかどうか、こういった点について一括してお伺いをしたいと思います。

それでは最後のご質問は、いわゆるテレビ放送方法の変更、地上デジタル放送開始への対応ということで3点ほどご質問をいただきました。先ず難視聴地域、難視聴地区の対応の問題でございまして。問題があるのかないのかということでございますが、今もお話に関連がございましたけれども、平成23年の7月末に、来年でございまして、これが完全移行される地上デジタル放送の準備ということで今いろいろあの全国的に進められておるわけでございます。国の政府やNHK、それから地元のケーブルテレビの事業者であるCEKが行っております支援制度の情報を今現在広報などによりまして連日まあ周知を行っておる状況でございまして、これは福祉担当者と共に共有して対応をしております。ご質問のこの地上デジタル放送移行に伴う対応について、現在のこの町内の難視聴地域これにつきましてはごく狭い範囲でございまして地理的な事情によって地上デジタルの波、波が受信しにくい場所もあることは事実でございます。で、このような家庭の皆さんにはケーブルテレビに加入をいただくようお願いをしておるという状況でございます。それから既存の共聴施設の地上のデジタル化につきましてはデジタル化された電波はこの施設、高圧線等でございますけれども、そうしたものの影響を受けないというふうにいわれておりますので、共聴アンテナ施設が必要がないということでございますので、設置者であるこの高圧線等の中部電力、電力会社がアンテナも回収はしないということにできるということのようでございます。そのことが決まっておるようでございます。それから平成19年度に地元で説明会を開催いたしました。このときの利用者には自己負担でこのケーブルテレビに加入するか、またはアンテナ購入によって購入するか対応するかが示され、特にまあ意見がなかったというふうに聞いております。で、電力会社は地上デジタル移行後、共聴施設は全て撤去をするという方針のようでございます。それから難視聴解消のために新たに共聴施設を設置するには管理組合の設立や、運営施設の維持管理が必要になるということで、これはまあ従来どおりの考え方であるわけでございますけれども、当然のことながら利用者の負担が大きいということでございますので、特にあの地域的な問題は今ところ無いというふうには判断をいたしておりますけれども、そうしたことから是非にケーブルテレビにご加入をいただくようにということで今CEK共々に進めておるところでございまして。

またあのケーブルテレビの加入世帯に対しましてはCEKでは有線の方では総務省の要請を受けまして、地上デジタル放送に完全に移行した後もデジタル波をアナログ波に変換をして送信するデジ・アナ変換ということを行うことを決定をして、ご承知のとおりかと思っておりますけれども、これはあの平成27年の3月31日まで現在のアナログテレビでの受信が可能ということになりましたので、そのことが今お話にございました広報11月号で周知をして、計画的にまあ更新をいただくように啓発を町もしております。で、これに合わせてあの総務省や放送局の職員をこの騙る詐欺と申しますか、のような悪徳商法に関わらないような、まああの若干厳密にあるようございまして、そうしたことに惑わされることのないようにまあCEKや行政とも一緒になりまして

緊密に連携をとりながら必要な広報の活動を行っておるということでございます。

それからなお現状でございますけれどもCEKが現在行っておりますデジタルチューナーのこのチューナーの無償配布の飯島町における配布状況でございますけれども、現在でこれは12月の3日現在というふうになっておりますが、56%、2,470世帯中の1,388世帯更新替えをいたしました。残りつきましては来年の1月中には全部配布を終えて更新されるということでございますので、一方でまたあの集合住宅の加入者につきましても一般家庭の配布の終了次第、無償の貸与による設置をCEK方でやってまいるということで、概ね1月中にはほとんどの世帯が個人の世帯は完了していくとこういう考え方でございますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

それから2つ目の高齢者に対する対応はなされておるのかということでございます。地上デジタル放送への対応については国やNHK、それから町内ついでに地域のテレビ業者でございますエコーシティ駒ヶ岳CEKが広報を行ってご承知のとおりでございますが、精いっぱい町の方もその広報を努めておるところでございます。で、エコーシティの方では加入者全世帯について今申し上げましたように来年1月中にはすべてのチューナーの配布設置を終えるという計画でございますけれども、今後ケーブルテレビの未加入者の特に高齢者世帯につきまして、今、民生児童委員さんを通じてこの状況把握に努めております。そしてその状況によりまして必要な対応をまいらなければならないということで、ちょっとその調査検討待ちによっていろんな対応が出てくるだろうというふうに思っておりますので、それを見てまた判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それから公共施設への対応でございます。ケーブルテレビの加入世帯に対しましてCEKでは国の要請を受けまして、先ほど申し上げましたように、デジタル放送完全移行化に向けた後にもこのデジタル波をアナログ波に変換をして送信するデジ・アナ変換、これが今申し上げたように決まっております。期限は平成27年の3月31日までというふうに延びましたので、この27年までは現在のアナログテレビの受信が可能ということに当然なるわけでございますが、町といたしましてはこの公共施設に対してはなかなか予算等の問題もございますので、推移を見守りながら26年度までには、まあ最終年度に近くなるではないかというふうに思っておりますけれども、やはりあの最終的には一斉に更新をして設備を設置する予定にしていかなきゃならんとそんな予定で現在進めておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

それから当然のことながら電力がないとこれは稼働いたしませんので、非常電源、町の庁舎の方は役場は問題ないと思っておりますけれども、その辺のところもまた必要に応じていろいろ危機管理等の問題とも関連してまいりますので総合的に対応を判断してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。以上であります。

CEKの問題につきましては私の家も過日設置をいただきまして、新しい放送を受信することができるようになりました。まああのこれらの問題の細かいいろいろな例えばNHKのBSについて新たな契約をNHKから求められるとかですね、まあ私はそんなの見ないよと言いつけるかどうかという問題もありまして、まああの多少のそういった細かいところでは知識というのが必要になるのではないかとこんなようなことも心配されるところであります。今あの高齢者の未加入世帯については調査を行っていただいている

ということでございます。是非あのそういった点についてきめ細やかな対応がお願いできたらと考えるところでもあります。またあの公共施設、まああの電波の受信がですねCEKを通じておりますとCEKの送信のケーブル自体がやられた場合には受信ができなくなるわけでございますので、まああの先ほど申し上げたのは役場独自でも1本アンテナを挙げておく必要があるのではないかと、ということになりまして電源があれば直接受信が可能であると、まあそういったような施設も中には検討の対象ではないかというように考えるところでもあります。それから難視聴地区につきましてはCEKによりまして町内が全部カバーできるとまあこういった状況がございますので、飯島町としては非常に有利な状況で出来るわけでございます。まあただこの新しくこの地区においでになった皆さん、こういったものについてもそういった難視聴地区があつてそこはCEKの受信をしなければまあテレビの受信ができないという情報が、まあ新しくおいでになる方についてはないわけでございますので、まあ常にということはないと思っておりますが、まあ何かの機会にまあそういったPRもやっていただければきめ細やかな状況になるのではないかとそんなふうに考えるところでもあります。いずれにしましても町ではこのケーブルテレビにおけることを中心としてこのデジタル放送化についての対応がなされているということでございますので、ひとつ安心をしたところでございます。

最後にまあ1つ、きれいな映像が受信できるというのも新しいテレビの1つの特色でございます。まあ学校教育等の現場におけるそういった施設については是非そういった享受が早くできるような体制で対応がお願いできたらということをお願いいたしまして一般質問を終わりたいと思っております。

議 長

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午前10時39分 散会

北沢議員

平成22年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成22年12月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第12号議案 飯島町基本構想について

日程第3 第13号議案 国土利用計画（第3次飯島町計画）について

日程第4 請願・陳情等の処理について

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査について

平成22年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成22年12月17日

追加日程第1 発議第11号 「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書」について

追加日程第2 発議第12号 「ILO看護職員条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書」について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美  |
| 3番 坂本紀子  | 4番 浜田 稔  |
| 5番 堀内克美  | 6番 倉田晋司  |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文  |
| 9番 竹沢秀幸  | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計管理者 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克 総務課まちづくり推進室 室長 宮沢卓美 主任 小林清二 主事 酒井崇宏
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

- |         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 米田章一郎 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀  |

## 本会議再開

開 儀 平成22年12月17日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。  
町当局並びに議員各位には大変ご苦労様です。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は常任委員会において付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る10日の本会議において付託した請願・陳情等案件5件について、委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議とともに、10日の本会議で審議を中断してあります第12号議案飯島町基本構想について、及び第13号議案国土利用計画（第3次飯島町計画）についての審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切なる議決をされるようお願いをいたします。

議 長 日程第1 諸般の報告を申し上げます。議長から申し上げます。本日の本会議に説明員として総務課まちづくり推進室長の宮沢室長、小林主任、酒井主事、及び総務課久保田財政係長に出席を願うことといたしました。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第2 第12号議案飯島町基本構想について  
日程第3 第13号議案国土利用計画（第3次飯島町計画）について  
以上2議案を一括議題といたします。  
本案については14日の全員協議会で説明を受けておりますので、これより総括質疑を行います。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 久保島議員 先ずですね、私も一般質問の中で質問いたしましたけれども、人口想定10,500についてこの裏付けとなるですねまあ数値目標として、48世帯毎年増やしていかなくやならないんじゃないかという私の言葉でございますが、その中で、じゃあ町長はこの目標達成のために住宅政策等ですね、今後、地優賃住宅並みのものをですね800人、まあ全体で1,700人の増を狙っているわけなんです、そのうち半分ぐらいは住宅施策で達成しますよというような具体的な計画等もおありなんですか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

町 長 今度の基本構想、1つの基本的な目標として人口を10,500人という想定を目指して、その実現に向けて様々な施策を盛り込んで取り組んでいくということに掲げてあるわけでございます。現状の人口動態、住民基本調査あるいはまた過日行われました国勢調査等々の今の感触から見ますと、なかなかあの厳しい状況も当然のことながらまあ予想をされるわけですが、だからこ何としてもこの町の1つのあり方として人口10,000以上を目指したいということの議論の中で10,500人を設定をさせていただいたわけでございます。そのためにも定住人口の増加、それから雇用、職場を確保してそれに対するこの人口増も図っていくと、それからまた子育て支援等も含めての自然人口増とい

うものも総合的にまあ組合せの中で目指していくということで、なかなか至難の達成に向けてのことは至難の部分もございませけれども、町民一人ひとりがそうしたあの目標に向かってそれに取り組んでいくというところに大きなまあ意義とそれから努力目標があるということを是非ご理解いただきたいというふうに思います。で、具体的にはいろいろ人口増に対しての施策も盛り込んでございますけれども、今お話の住宅施策の問題につきましては2つのこの住宅によりまして、今満杯になっておりまして、それぞれまあ効果も上がってきているということでございますが、これはあの大変有利な国の交付金等の活用の中で、比較的財源投入が少なくて出来た施設でございますので、今後あの国のそうした施策が出てくればまた時点でいろいろと取り組んで考えていきたいとは思っておりますが、今はやはりあの民間アパートとのこの問題もございまして、是非あのそこの辺は十分まあ今後見通しを立てる中で考えていきたいということでございますので、今この次に策定する実施計画等の範囲の中では町が直接手掛けるこの公営住宅の建設というものは考えておりません。民間アパートの方へ是非シフトしていただきたいということと、今度の今あの極端にここ1・2年人口が減ったのはあの1・2の企業の中で外国人登録の従業員の方が一気に400名前後落ちたということが最大の減少原因でございますので、今少しづつ回復しておるようでございますけれども、その辺のこともまたあの次の企業の活動、それから企業誘致もからめてですね人口増に結び付けていくような努力もお願いしていかなくやならんということでございますので、当面の考え方はそんなことでございます。ご理解をいただきたいと思います。

議 長 はい、他に。  
4番 浜田議員

このたび提案されております飯島町の基本構想は、まちづくりの基本理念として町民憲章をそのベースに置いているというふうに私は理解しております。まあそのようにも書かれているわけです。で、当然あのその背景にはですね、この構想を定義すべく義務付けられている地方自治法、更には日本国憲法の地方自治条項が当然含まれているというふうに思うわけですが、あのそういう意味で言葉の揚げ足取りをするつもりはないのですけれども、若干ご説明をいただきたい部分がございます。言葉の定義というところで、自助、共助、公助、という定義がございます。3ページ目ですね。でそれはあの個人あるいは様々な組織が自分のできることを行って、それでもできないことを行政が補うと、まあこれはあの定義というのは非常に難しいもんだと思いますけれども、それでもできないことしか行わないという意味ではないということをお私としては確認していただきたいなど、と言いますのは戦前の明治憲法には地方自治という概念がなかったわけですね。それでそれを条項上引き継いだ戦後の現在の憲法の中には地方自治の条項が新たに付け加えられていて、それは団体自治、住民自治ということをお基本にしておりますので、行政というのは決して町民とは別の組織、つまり国からの下部組織ではないというふうに私は理解しておりますので、その役割を限定的に捉えることは非常によろしくないというふうに思うので、そういう細かい質問をするわけでありまして基本的なお考えをお聞かせいただければと思います。

町 長

あの、町の進むべき姿というものは今お話の町民憲章というところにまあ前文と、それからそれぞれの分野にわたっての考え方というものが集約された大変素晴らしい町民憲章

であるというふうに私も思っております。で、全てはあのそこから発想をしておることになるわけでありますが、一方でこれに取り組んでいくひとつの関わり、主体性というものはやはりこれはあの基本的には住民であるという、そのところが一番根拠になって当然であるというふうに思っております。で、行政だけがこの町民憲章や今度いま、ご審議をいただいております長期構想、土地利用計画等をいくらこれを対して進んでいっても、やはりその主権である町民の皆さん方の理解と協力、協力というよりもむしろ自分たちで取り組んで実践をしていくんだというぐらいの気概がないと、やはりこれはうまく回って将来に進んでいかないということではないかというふうに思いますので、であの当然のことながら文章の中にはいろんな面で自助、共助、公助、というようなことも出てまいりますし、そしてそれぞれの役割分担もあるということですが、やはりあの基本は住民が考えて自ら皆で作って汗していくというところだろうと思います。その上に立ってそれぞれの役割分担で個人でできることは自分の責任も含めて自分でやると、そしてそれを支えながら地域で取り上げていただく、進めていくことは地域の問題としてやっていくと、そして最後にまあ公助、行政の役割というものがあるわけですが、今お話のようにあの個人がやり、また地域がやり、それで残ったものをまあ町が部分的にやるということでは決してないと思います。これはあの自らこの想定された原点に返っての役割分担の責務というものがあるわけですから、それをたまたまこう3つに分けますとそういう考え方になるということですが、全くこれはあの自助、共助、公助は対等な一つの活動の仕分けであるというふうに思っております。

議長  
8番  
北沢議員

はい、他に。

この飯島町第5次総合計画、基本構想、前期基本計画についての答申文の中にございます町民の皆さんの想いが込められているという計画、なおかつ最後の6番目には「住民自治の推進や行政のスリム化などの面から協働のまちづくりは欠かせない手法ですが、協働に対する町民理解が進んでいません。行政は十分情報公開を進めるとともに、町民意見を十分聞きながら真の協働を作り上げていくように努めて下さい」というこういった意見が付されてこの答申がなされたというふうに報告されております。ここで私が申し上げたいのは、こういった構想が住民の皆さんの熱意、それから真の方向を盛って作り上げられたと、そういう中でまあ今までの答弁の中にも端々に出ておりますけれども、改めて総括的に町長がこの基本構想を基にこれから行政を進めていくんだと、そういった意思をですね示していただくよう答弁をお願いしたいと思いますが。

町長

あの確かに答申をいただいた文章の中には、まだまだあの協働のまちづくりということに対しての概念というものが町民に浸透してないというのがまあ事実だろうというふうに思います。ここ4・5年前までは協働という言葉すらまあこのまちづくりに対してはあまり論じられなかった時代であったわけですが、その後まあ飯島町はもとより全国的にこうした考え方がまあ進んできたというふうに理解をいたしております。であの、1つの一番のスタートの時点でこの地域づくり委員会、いわゆる協働のまちづくりの一番まあ第一線での取り組みであり、町の象徴的な1つの取り組みでもあるわけですが、1年目、2年目、3年目、現在4年目ぐらいになっておるとも思いますけれども、あの当初よりも格段のこの協働のまちづくりを通して、様々な事業やイベントを通してこ

の協働、自らが立ち上がっているいろいろ取り組んでいくという考え方はかなり進んできておることというふうに思いますけれども、やはりあの総体的にはまだまだ道半ばであるということが、こうしたあの答申の文章にも表れているのではないかと思います。従って今回のこの第5次総は全般的にみて、やはり更にその協働のまちづくり、先程の役割分担もそうでございますけれども、強力にまあ進めていく、それには行政と地域の皆さんとのキャッチボールをしながら、その理解を深めていくことが大切なんだというふうにも結ばれておるわけでございますので、私といたしましては町民憲章から派生したこの次の5年、10年のこの大変厳しい状況も予想されるわけでありまして、気持ちを一つにして一体として取り組んでいくことが一番大切なことではないかと、同時にまた町長の立場としてこれはあの自ら率先してこのことを取り組みながら、また町民の理解をいただくような理解を求めていきたいと、こういう不退転の決意でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長  
2番  
中村議員

他にありませんか。

町の将来像が「人と緑輝く ふれあいのまち」勇気・挑戦・感動、とあるのですけれども、あの中を見ていってもですね、あの感謝という言葉が無いことに私はちょっと考えたのですけれども、いま社会は自然に感謝とか、いろいろ感謝ということを重んじている時代に入っています。あの飯島町が感謝ということをどこの部分で表現しているのか教えてください。

町長

まあこれはあの、審議の過程ではいろいろそうしたことも含めて検討をされたとは思いますが。ちょっと具体的に感謝という言葉はどういうふうにどの部分でっていうことはちょっと承知しておりませんが、私なりに考えてこの最後の感動という言葉の中にはやはり一つのことを皆で取り組んで、そしてその自然の恵みであり、それからみんなで協働としてやった汗かいたその一つの満足感というものを感謝しながら感動を覚えるという言葉に繋がっていているのではないかなというふうに思いますけれども、具体的には議論の現場でちょっとまた補足させていただきたいと思っております。

議長  
宮沢室長

宮沢室長。

ただいま感謝という言葉がどういう経過であったかというご質問ですが、いずれにしても人が輝くまち、あるいは緑が輝くまちの前提には当然これまで培ってきた自然への感謝、あるいは人が輝く以上にはそれぞれの人を皆で応援していく、そういったところのまあ感謝という気持ちがこの中に含まれていると、で、最終的には「人と緑輝く ふれあいのまち」これはそれぞれ並列の考え方ですが、いずれにしてもふれあいのまちの中には感謝という気持ちが前提の中ないと、こういったふれあいのまちは実現できないということで、あえて感謝という言葉は出てまいりませんが、それぞれのこの将来像の中に含まれているというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

他に。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論採決を行います。

初めに第12号議案飯島町基本構想について討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番  
三浦議員

賛成討論はありませんか。

それでは賛成の立場で討論をしたいと思います。提出されました第5次総合計画、飯島町基本構想は総体的には行政の実施すべき事業が網羅されていて問題を指摘する内容ではないというふうに認識をいたしました。今まで私が強調してきました高齢者福祉、障がい者福祉、社会的弱者に対する施策の福祉環境の整備が盛り込まれておりまして、そのことについてこれらの文言が現場の実情を踏まえて取り組まれるものと理解をいたしました。更なる福祉への充実を期待をいたしまして賛成討論といたします。

議 長

反対討論はありませんか。  
賛成討論はありませんか。

4番  
浜田議員

私もあのこの基本構想を拝見しておりまして、あのあらゆる分野に対して非常に網羅的に記述されていると、まあたいへん率無くパブリックコメントも出てこないぐらい、率の無いものだという点で賛成するものであります。ただあの当然のことですけれども、今回の採決事項の中には前期基本構想並びに行財政改革は含まれておりませんので、この条項についても同意するものだという意味は含んでいないということを念のために付け加えて賛成討論といたします。

議 長

他にございませんか。  
(なしの声)

議 長

それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第12号議案飯島町基本構想について採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
[賛成者起立]

議 長

お座り下さい。  
起立全員です。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第13号議案国土利用計画(第3次飯島町計画)について討論を行います。  
討論はありませんか。

4番  
浜田議員

私はこの国土利用計画に反対の立場から討論を行います。この国土利用計画は非常に抽象度の高い基本構想とは違って、町の具体的な姿を決める計画だというふうに理解しております。で、これは物理的な形を決めるものですから直接住民の生活あるいは産業の形に影響を与えるものであります。で、この計画に対してはですね、この計画が引き起こすであろう、あるいはこのような町の形が引き起こすであろう懸念については、これまでも議会の中で再三議論されてきたと思います。例えば具体的にはバイパス沿線の市街地とそれから現在の中心市街地これとの関係、あるいはですね私が何回か指摘しましたけれども、第4次総の検証の中で例えば企業誘致に当たってですね、企業の意向のみに従うのはよろしくないという総括がありながら、今回の中でそれがどのように扱われたということについては全く明記されていないということで、まあそれ以外にもあのこの構想が引き起こすであろう様々な問題に対して具体的な方向付けがなされないままに図面が先行していると

議 長

8番  
北沢議員

非常に懸念を覚えるものであります。で、一方で説明の中でですね、この構想図は参考資料であって、しかも土地利用のイメージ図であって、しかもそれは誘導するものであって、具体的な確定事項ではないというふうに書かれておりますけれども、その一方で原文の中にはですね、新しい工業団地を造成するという方向が明示されているわけです。非常にあの率直な言い方をしますとですね、現実に行進する意図が明示されていないながら、それが積極的に説明され、それと同時にその解決に対する考え方も示されていないということで、この国土利用計画はですね決して住民に十分に説明し尽くされたものではないというふうに考えます。このような形で事実だけが先行することを私は決して同意することはできません。以上をもちまして反対討論といたします。

議 長

賛成討論はありませんか。

私は賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。先ずこの国土利用計画が今回提案されるに至る経過でございますけれども、まあこれはあの基本構想も通じてでございますけれども、素案の策定から審議会まで100回に余る審議を経て、しかもその答申の中には町をもっと良くしたいという町民の熱い想いが反映されていると、こういった経過を踏まえてこの計画が提案されたものでございます。また飯島町においては長年の懸案でございました国道153伊南バイパスをはじめとする、まあ飯島町が発展してきた一つの経過の中で、まあ町が発展する一番基となる幹線道路網がこれで姿が見えて具体的にようになってきたと、こういった時期にそれを踏まえて町民の意見を集めて策定されたものというふうに感じております。また先程、構想の中で町長の構想に対する今後の想いが意見として答弁されたわけでございますけれども、やはりこの町民の意見を反映して作られたものが、今度は具体的に推進する立場である町長がそれを尊重すると、こういったことが今後のこの計画のまちづくりの一番大切な部分であると、そういった意思が先程も確認できましたのでこの構想に基づいて、またこの国土利用計画に基づいてしっかりしたまちづくりができるものと確信をいたしまして賛成するものであります。

議 長

反対討論はありませんか。  
賛成討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第13号議案国土利用計画(第3次飯島町計画)について採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
[賛成者起立]

議 長

お座りください。  
起立多数です。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[説明員退場]

議 長

会議を再開します。



議長 日程第4 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

去る10日の本会議において総務産業常任委員会、社会文教常任委員会へ審査を付託した陳情等について、お手元に配布のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りいたします。各陳情等の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

初めに総務産業委員長の報告を求めます。竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審議するため12月15日、本委員会を開催いたしました。去る12月10日本会議において本委員会に付託されました、先ず22陳情第7号T P Pの参加に反対する陳情書についてであります。参考人として提出者であります上伊那農民組合代表の竹上一彦氏の出席を求め、説明をいただきまして、そのうえで内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告します。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、参加に反対するのではなく条件を整えていくべきであり全面的に反対には賛成できない。一方の意見としてT P Pについて条件闘争は誤りである。関税撤廃の協定で一部分での農業を守るだけではなく地域を守り負の面を除くためにもT P P参加に反対すべきである。などであります。

順不同ですが関連で、次に22議第62号T P P交渉参加に反対する要請書についても22陳情第7号と同様な内容であり、内容を慎重に審査審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

次に22議第61号米の需給・価格安定と万全な所得補償の実現、平成23年度農林水産予算概算要求内容に関する要請書について、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告します。なお審査の過程で出された主な意見といたしましては、農家の再生産コストを賄う万全の所得補償確立には問題があり反対である。一方の意見としては、需給調整と所得補償のセットの要請であり賛成。また農業は継続することに成り立つものであり食糧自給率も維持できる。若者が農業を嫌うのは経済的にも労働的にも厳しいからであり、夢を持って取り組んでいただくためにも所得補償は必要である。などがございます。

それからお手元には資料ございませんが、文書配布ということで22議第64号本郷第2耕地、J R本郷駅前道路拡張についての要望書がございまして、本委員会といたしまして15日担当課の案内により現場踏査し現地を確認し委員全員でその必要性を確認し、町において要望に則し予算計上し早期に実施するようお願いするものであります。以上報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長の報告を求めます。宮下社会文教委員長。

議長 社会文教委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。12月10日の本会議において本委員会に付託されました22陳情第6号I L O看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情書について、12月15日午後1時半より委員会を開き、参考人に出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元に配布したとおり22陳情第6号は採択すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査の過程に出された内容について以下申し上げます。質疑では、看護職員実態調査の結果は、との質問に対し、連合会独自で昨年末から今年1月にかけて実施した調査のうち、特に長野県下の結果を見る中で、慢性疲労が7割を超え、健康に不安も6割を超えました。全身がだるい、腰痛はほぼ半数に上り、4人に1人が鎮痛剤、睡眠剤、安定剤などを常用しているとのことでした。また他の産業よりも健康不調が多いということがございます。全国の調査でもそうだが切迫流産が3人に1人ということでも心配されているなどの説明を受けました。労働時間週32時間以内というのは他の一般的な労働者の勤務実態との乖離ができるのではないかという質問では、日勤労働者は40時間で差が生じるが夜勤労働自体が健康を害するという裏付けがある中で、諸外国は夜勤労働を短縮し規制もしている。日本も一歩進めて規制などしてほしい。また介護労働者に関してはどのような要求をされるのかという質問では、医療とは若干労働の中身が違うが、特養や老健施設で働く人のほとんどが16時間で2交代、日勤・深夜連続勤務といった状況が続いている。健康的な問題では同様であると考えているので看護職員と同じように要求したいとの答弁でした。討論では今、医療・介護の現場で雇用環境の改善が求められている。夜間労働を含む長時間の過密労働が現場を支えているが、その労働環境が辞めていく大きな原因の一つとなっている。ゆとりのある労働時間を生み出すためには人員の大幅な増員が必要であり、条約を批准し労働条件を改善することが最善の方法であり賛成である。とのことでした。以上主な内容を申し上げまして報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 社会文教委員長自席へお戻り下さい。

議長 以上で陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

議長 初めに、22陳情第7号T P Pの参加に反対する陳情について討論を行います。討論はありますか。

1番 久保島議員

私は本陳情に対し不採択の意見で討論をいたします。T P P協議はグローバルな世界の流れの中で中国やアメリカも参加を表明しております。日本だけカヤの外に追いやられるということは防がなければならないと思っております。関税の自由化というのは世界の流れでございまして、既にF T Aで出遅れたわが国は韓国に弱電気部門、家電部門で追い

つかれた上に大きく水を離されてしまったということは皆さん周知の事実でございます。このことから資源の無いがわが国において輸出振興ということは重要な国家戦略であり、唯一の生き残りの道だというふうに考えております。と申し上げましても農業をないがしろにしていいということではございません。少なからず影響はあるかというふうに思います。しかし日本は世界第5位の農業生産高があり、まあいわゆる農業大国といっても過言ではないと思います。また農産物の品質、味覚等では世界一でございますけれどもが認めるところです。既にヨーロッパや中国では高いと言われている日本のお米でさえ爆発的に売れているという状況もございます。今やお腹を満たせばよいという時代から美味しいもの安心安全なものにシフトしてきているというふうに考えられます。世界で日本の農産物が待たれている、求められているというふうに考えられます。輸出に向けて積極的に取り組む姿勢や体制、また能力を開発していくことが不可欠だというふうに思います。そこを政府は支援バックアップをしていくということが早急に求められるというふうに思います。安い農産物が輸入されて日本の農業がだめになるという議論がございますが、アメリカ産のリンゴの件を思い出していただきたいと思います。大変心配いたしました但现在どうでしょうか。アメリカ産リンゴは売れておりません。誰も買わないわけですね。日本の方々は安ければよいという時代ではなかったということでございます。われわれ消費者はですね賢く選択をしているということでございます。私でさえ魚沼産コシヒカリは買いませんけれども、美味しいお米を求めて、まあ安ければよいということではございません。安全安心な少し高くてもというものを求めております。また現在の食糧自給率41.1%というのは農水省の作為も感じる計算手法に問題もあってですね、あまり意味がある数字ではございません。これを根拠に食糧難が訪れるような議論は説得力も妥当性も見いだせないというふうに思っております。まあ以上縷々申し上げました点から、先ず参加に完全に否定して今後の展開の糸口も見えないというような陳情にはですね賛同はできません。先ず協議に参加して、どのようなものであるのかその辺を見極めて農業政策等を打っていくということが賢明な選択ではないかというように思いまして不採択の意見でございます。以上。

議長 賛成の方おりませんか。

3番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。TPPというものは即刻すべての費目に関して関税を撤廃するということでありまして、消費者の立場から言いますとこれは食品だけに留まらず、例えば金融、保険など、あと検疫、通信、医療などの各種サービスにおいても撤廃するということでありまして、第1次産業のみならずこれらは第2次、第3次産業にも影響を及ぼすと考えられております。ましてや当町は農産物の生産地であり大きな影響があると思われれます。また検疫についての緩和によりまして現在アメリカからの輸入を行っていません牛肉の20カ月未満の牛肉は輸入されておりますけれども、それも規制緩和によって輸入される恐れがあると思われておりますので、よってやはり危険性をもう一度考え直し、また国民に対して丁寧な情報公開をして議論を高めた後に考えるようなことで、即時に加入することには私は反対するものであります。

議長 他にありませんか。

4番

浜田議員

この陳情採択すべきものとの立場から討論を行います。先ず第1にこのTPPの交渉はですね条件的な参加を認めないという点では他の交渉に比べても非常に特殊なものであるということは再三報道されているとおりであります。で、その目指すところは非常に単純化すれば新自由主義そのものといえますか、それこそ、ありとあらゆる規制を取り払ってですねグローバルな競争を巻き起こせばいいと、その結果それぞれの国には比較優位の産業だけが残ると、まあこれが関税を含む国境措置を撤廃した最後の姿ではないかというふうに思います。この数十年来日本も含めていわゆるグローバル競争、メガコンペティションというものを繰り広げておりますけれども、その結果日本がどうなったのか、結局最適地を求めてですね国内が空洞化し、その象徴的なところが我が飯島町ではないかというふうに私は思うわけでありまして。で、この問題をめぐってある与党議員がテレビで討論している場面を聞いておりましたら大変驚くべき発言をしておりました。それは例えば日本の非常に高度医療に中国のお金持ちを呼べばいい、そうすればですねその病院は非常に多くの収入を得ることができると、まあ先程のリンゴの話もそうですねですけども、比較優位の技術をですね商売にすればいいんだと、だけでも例えばその結果起こることは想像するまでもないと思います。つまり高額な医療報酬を求めて医療機関は全てこういったビジネスの方に参入してくるだろうと、逆にお金のない人たちはですね医療も受けられない、もともと日本の医師の人口が限られている中でですね。まあそういったことが引き起こされるのは火を見るよりも明らかだというふうに思います。何が申し上げたいかといいますとですね、例えば医療、例えば食料、こういったことはですね単純な競争にさらしてはいけない、国民の生活・命に直接かかわる産業であるという、そしてそれを守るためにそれぞれの国が適切な国境措置を設けているわけです。で、逆に言えばですねこの国境措置の撤廃というのは、ある意味では国家主権の放棄に他ならないということですね。それは結局は国民経済を守れないというその道につながるものではないかというふうに思います。このTPPは農業問題を最大の問題点にしておりますけれども、既に経済同友会の会長が記者会見でもお話していたようにですね、サービス分野を含めて非常に大きな打撃を受けるだろうということですね、今私が申し上げたこととちょうど同じことを別の立場から認識しているなというふうに私は考えます。そういう意味でですね、先ず農業、地域も含め、先ず政府が責任を持つべきは国民経済であって、その上で健全な国際競争があってしかるべきだというふうに私は考えます。こういった立場からこのTPP参加に反対するという意見書に賛成するものであります。以上です。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより22陳情第7号TPPの参加に反対する陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。

起立多数です。よって22陳情第7号は採択とすることに決定しました。

議長 次に、22議第61号米の需給・価格安定と万全な所得補償の実現に関する要請書、平成23年度農林水産予算概算要求内容に関する要請書について討論を行います。  
討論はありませんか。

1番 久保島議員 私は23年度農水省予算概算要求に対する要請書、これに関してはですね全面的に賛成でございます。ただですね、米の需給・価格安定と万全な所得補償の実現に関する要請書、これにはですね賛成できません。というのは3番のところでございます農家の再生産コストを賄う万全な所得補償を確立することとこれがですね要請されているということでございます。これはですね農業そのものを破壊していく可能性が十分あると、また万全な所得補償ということになりますとですね多額な資金も必要になってくるということで、これには賛成いたしかねません。そこでこの陳情に対して要請に対して採択すべきではないと考えます。

議長 8番 北沢議員 賛成討論ありませんか。  
私は賛成するものという形で意見を述べさせていただきたいと思えます。この農業の現状を見た時にですね、農業というのはどういうことなのか、日本においてはですねこれは国家戦略であるというふうに考えるところであります。従ってその農業の振興というのが国の衰退に大きく関わってくると、そういった中で現在の農業の置かれた立場は非常に脆弱であり、まあ今の現実、若者が農業離れを起こしているとまあこういった現実もあるわけございまして、これを守っていくことが国家を守るとこういったことに通じるものと確信をいたしております。従って若者が安心して農業に従事できる、そういった環境をつくるためにもこの陳情を是非国へ持ち上げていただいて、国家の戦略として継続していただくこういったことが必要であるというふうに考えますので、賛成するものであります。他に討論はありませんか。

議長 4番 浜田議員 私もこの要請書を採択すべきものとの立場から討論いたします。私自身もですね米の所得補償のみで米の生産を補うという考え方には必ずしも賛成できません。それはあのみ各方面から指摘されているとおりですね、必ずしも健全な産業ではないと考えるからであります。しかしながらこの要請文を正確に読みますと、まず最初に需給環境を調整してですね価格の安定を図ることが最初に書かれています。つまり価格政策を前提とした上で所得補償を組み合わせると、まあこういうふうにこの要請文は読めるわけでありまして、そういう意味でですね一方的な所得補償のみではないと、で、米の生産というのは当然嗜好品ではありませんので、日本の国民の食糧そのものを賄う極めて大事な産業でありますから、これが継続できる環境を補償するということは極めて大事なことでありうふうに考えまして、採択すべきものと考えます。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより22議第61号米の需給・価格安定と万全な所得補償の実現に関する要請書、平成23年度農林水産予算概算要求内容に関する要請書について採決します。この採決は

起立によって行います。本要請に対する委員長の報告は採択です。  
本要請を採択することに賛成の方はご起立を願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
起立多数です。よって22議第61号は採択することに決定いたしました。

議長

議長 次に、22議第62号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対に関する要請書について討論を行います。  
反対討論はありませんか。

1番 久保島議員 先程も申し上げましたTPP参加に反対する陳情書と同じ理由をもちましてこれは採択すべきではないというふうに考えます。

議長 8番 北沢議員 賛成討論ありませんか。

この陳情の採択に賛成の立場から意見を申し上げます。TPPいろんな情報が現在流れております。まあ国内の学者の中にも反対意見賛成意見いろいろあるわけでございますけれども、まあその中で私ひとつ考えたのは、TPPこれの効力が果たして参加した場合に完全に得られるかどうかという点について去る学者が、まあこれは円高誘導をすれば実質TPPの効果はなくなるよと、日本の経済においてもTPPが必ず効果を上げるとは限らないと、こういったことも言われておりました。いわゆるそのこのTPPだけでは国際社会のルールの中でですね、この効果が出るとは限らないというようなことがあります。従ってまあそういった状況の中でこのTPPに参加するためにはまあ相当の農業支援が必要であるというふうに考えるときに、農業支援に対する財源というものが現在国家においてほとんど無いと、また現在まあ関税を中心として掛けられているそういったものの財源もなくなってしまうということでありますので、このTPPに参加するという点についてはその負の部分非常大きいと、特に農業においてはそういったことが考えられるということでありまして、この参加することに反対する陳情書については賛成するものであります。

議長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
22議第62号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対に関する要請書について採決します。この採決は起立によって行います。本要請に対する委員長の報告は採択です。本要請を採択することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]  
お座りください。  
起立多数です。よって22議第62号は採択することに決定しました。

議長

議長 次に、22陳情第6号ILO看護条約・夜業条約に基づき医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情書について討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

22陳情第6号ILO看護条約・夜業条約に基づき医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情書についてを採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって22陳情第6号は採択することに決定しました。

議長

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会、社会文教委員会、議会運営委員会、議会報編集特別委員会、議会ホームページ運営特別委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。

ここで休憩いたします。再開時刻を10時20分といたします。休憩。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元にお配りいたしましたとおり、坂本議員、三浦議員、から議案が提出されております。お諮りします。本案2件を日程に追加し議題にしたいと思いますが異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって議案2件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議長

追加日程第1 発議第11号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番

坂本紀子 議員。

坂本議員

それではTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加の反対を求める意見書についての趣旨説明をいたします。このTPPはいつ頃から出来上がったのかと申しますと、2006年に先ずシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国の間で自由貿

易協定、略してFTAという形で始まりました。その内容は全貿易品目の即時または段階的関税の撤廃や、各種サービス、人の移動などに関する貿易の障害を削減・撤廃するものでした。ところが今年3月にアジア太平洋自由貿易、略してFTAAP、Fカップを掲げたアメリカが主導する形でオーストラリア、ペルー、ベトナムが参加し、10月にマレーシアが加わり9カ国となり現在カナダも検討中ということであります。日本政府は今年11月に横浜で開かれたAPEC首脳会議において将来的なアジア太平洋自由貿易圏構想実現への道筋を示した横浜ビジョンを採択し、TPPに参加するのではないかと騒がれております。アメリカは来年の11月のAPEC首脳会議までにこれらの国々との間で全ての貿易品目の関税撤廃を目指しています。FTA自由貿易協定とTPP環太平洋パートナーシップ協定の違いはどこにあるのかと申しますと、FTAは2国間または多国間での関税などの貿易の障害の削減や撤廃を10年以内に目指すという協定です。これは貿易量においてか品目数において9割以上ということで、全品目の撤廃ではありません。一方、TPP環太平洋戦略的経済連携協定においては一切の例外品目を認めない完全な貿易自由化ということで、例えば牛肉においては狂牛病の疑いのある月齢20ヶ月未満の牛肉はアメリカからは輸入されていません。これが規制緩和される恐れがあります。これらは食品に留まらず輸入品における検疫措置の緩和や、金融、保険、通信、医療などの各種サービス、公共事業への海外からの資本投資、知的財産権の緩和、労働力などの移動の規制緩和など国際基準への調和を求められます。これを見ますと1次産業のみならず2次・3次産業にも影響を及ぼすと考えられます。とりわけ当町は農産物の生産地であり大きな影響があると思われれます。日本で輸入している農産物の平均関税率は12%で、EUが19.5%、マレーシアが13.6%で現在、より低い数値となっており、ジャーナリストの方々が言う鎖国には当たらないと思います。また食糧自給率は40%を切っており、TPPに加入すれば14%まで落ち込むと言われております。それでは政府の目指す自給率50%はどうやって進めたらよいのでしょうか。世界には自然環境、文化の発展の違い、人口規模の大小など様々な国があり、国を守る中で関税や検疫というシステムがあり、それによって国民の生活が守られつつそれぞれの国が共存して経済をなしています。政府は国民に対してTPPの正確な情報を伝えるとともに、完全自由化の前に国の政策としてやるべきことが数多くあると思います。よって政府においてはTPP参加に道を開くような対応は直ちにやめるべきです。この意見書に多くの方々のご賛同を求めるものです。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 浜田 稔 議員。

4番

浜田議員

私はこの意見書に賛成の立場から討論を行います。このTPP参加問題は様々な角度から議論をされてきましたが、まあ端的に言ってやはり農業、それから農業が担う多面的な機能、これが先ず直撃を受けるということが第1に心配される所であります。自然環境というのは農業も含めて一旦壊したら戻すのには非常に大変、あるいは不可能になりかねない産業だというふうに考えます。私自身IT産業の先端から農業へ職業を替えましたが、自然と生き物を相手にする農業というのは単なる効率主義や、あるいはその時その時の最先端の技術で容易に変えてはいけないものである、ましてやそれを自由競争にさらしてですね、効率第一でやってはいけないものであるというふうに考えます。

ましてやそれが国民の食糧であれば尚更のことです。従いましてこれに対してはやはり政府が慎重に国境措置を發動しながら守るべきでありますし、国連もそれぞれの国家の権利としての食糧主権というものを大切な主権として認めています。ですのでそういった立場からこの意見書を採択すべきだということで賛成討論といたします。

議長 他にありませんか。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第11号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書の提出について採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

議長 お座りください。  
起立多数です。よって発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第12号ILO看護条約・夜業条約に基づき医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書の提出についてを議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
7番 三浦寿美子 議員。

7番 三浦議員 それではILO看護条約・夜業条約に基づき医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書の提出について提案をいたします。私たちの医療・介護は看護職員や介護労働者の献身的な努力で支えられております。しかし今、医療現場は長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療の安全への期待の高まりなどで看護職員などの労働環境は厳しさを増しています。このことは私たちの身近なところでも起きています。厚生労働省の平成19年10月の労働者健康状況調査の報告からでは、身近な長野県の実態と全国の全産業との実態を比べてみましたが、全国の全産業と長野県の看護職の状況の比較では「非常に健康である」、「まあ健康である」は全産業が8割に対し看護職は6割で、「やや不調である」、「非常に不調である」は全産業では17%に対して看護職では36%と、他の産業と比べて2倍となっており、看護職の健康状況が悪いことが表れています。同じ厚生労働省の調査では、「強いストレスを感じるか」、「その要因は」という設問では、看護職の「強いストレスを感じる」は約70%で、全産業よりも10ポイントも高くなっております。その要因として全産業を上回っているのが「仕事の量の問題」が42%と、それから「事故の不安」が13%となっております。他産業とは性質の違う労働環境にあることが

わかります。この調査から看護職員の人手不足と医療事故への不安が大きいことがわかります。こうした状況は全国に共通しています。同じように昼夜を介して介護の仕事にあたる介護労働者の労働環境にも共通するものがあります。長野県医労連の看護職員の労働実態調査では精神的な症状の「なんとなくイライラする」、「憂鬱な気分」が4割、「根気が続かない」が3割と高いことと、若い女性の多い看護職に切迫流産の経験者が3人に1人がいるという衝撃的な調査報告があります。労働環境に問題を感じるものです。私たちの暮らしと切っても切り離せないのが医療・介護です。少子高齢化社会が進むほど更なる充実が必要です。医療・介護の現場で働く労働者の働く環境を改善することは医療・介護を受ける側の住民の立場からも、安心安全を担保するために重要です。そのため医療・社会保障予算を先進国並みに増やすとともに、国民が安心して暮らしていける制度が求められており、国に看護職員増員などの労働環境を改善することと夜勤の労働負担の軽減のための対策として、1つ、日本政府にILO看護条約149号条約、及びILO夜業条約171号条約を批准すること。2に、ILO看護職員条約に基づき看護室など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔を12時間以上とすることを求めるために提案をいたします。以上です。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます  
5番 堀内克美 議員。

5番 堀内議員 それでは意見書提出に賛成の立場で賛成の意見を申し上げます。今、提案者からお話がありましたが、医療・介護の現場では非常に厳しい労働環境の下で働いております。医療・介護の現場の労働者が安心して働ける職場環境づくりのための条件整備が急務になっております。従って本意見書の提出について賛成の意見といたします。以上です。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第12号ILO看護条約・夜業条約に基づき医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 それでは12月議会定例会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る10日から本日まで8日間の会期をもって開催をされました12月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議

決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。また今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見ご提案等を十分に胸に留めおきながら今後町政運営に全力で努めてまいりたいと思いますので、議会ははじめ町民各位のご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

さて、今議会におきましては第5次基本構想等をご決定いただきました。向10年間はこの基本構想に基づいてまちづくりを進めてまいります。これからの10年間は人口減少、少子高齢化、農業問題、商工業の活性化等々様々な課題を抱えてのスタートとなりますが、下水道事業の完了や伊南バイパスの供用開始などを社会資本の整備も進んでまいります。今後も魅力ある町づくりを目指して町民の皆様方とともに気持を新たにしてみちづくりに邁進してまいりたいと考えております。まちづくりは行政だけの問題ではございません。「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指して、町民皆が勇気を持って様々な課題に挑戦をし、その成果による感動を町民皆で分かち合うことのできるよう、それぞれの立場で積極的な取り組みや活躍をお願いを申し上げる次第であります。また飯島町には素晴らしい自然環境と様々な観光資源がございます。今後は「信州飯島2つのアルプスが見える町」これはキャッチフレーズに、飯島町のPRとイメージアップを一層図ってまいりたいと考えております。来町される皆様をおもてなしの心を持ってお迎えし、交流から飯島ファンづくりへ進め、定住促進や町の活性化へとつなげて、元気な飯島町になるよう町民の皆様もまちづくりのスタッフの一員としてそれぞれの立場でご活躍を期待をするところでございます。

さて、当町では現在平成23年度に向けた予算編成作業を進めているところでございます。国においては新政権による2度目の予算編成作業が行われております。景気低迷による税の減少、膨張し続ける社会保障経費、そしてTPP環太平洋戦略的経済連携協定による農業経営不安への問題、拡大する都市と地方との格差など、地方自治体は様々な課題に直面をいたしております。引き続き国の動向に注目しながら予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても国と地方の行政経費を税金だけで賄いではできず、毎年多額の赤字国債や赤字地方債を発行しての財政運営となっている今日、飯島町におきましても基本構想に基づくまちづくりを見据えながらも、行財政改革を進め限られた財源を大切に、最少の経費で最大の効果を上げ、町民の皆様の負託に応えるべく努力をしまいる所存でございます。なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて今年も余すところ2週間となりました。今年の世相を象徴する漢字として、先日「暑」この暑いという字が選ばれました。今年は記録的な猛暑で熱中症に罹る人が続出したり、農産物の収量や品質にも影響が出ており、更に熊や鹿が人里に出没するなど、長引く酷暑に地球温暖化の警鐘を感じたこの1年でございました。この漢字を揮毫された京都清水寺の森清範館主は体調を崩す人もおり暑さに苦慮した1年であったと述べておられます。一方、わが国の経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続くこの年の暮れとなりますけれども、それぞれの苦境を乗り越えて来年こそ明るい年であってほしいと切に願っているところでございます。最後になりましたが、議員各位には今年1年間のご苦労ご協力に対し心からお礼を申し上げます。同時にいよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお願いを申し上げまして12月議会定例会の閉

議 長

会のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上をもって平成22年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前10時48分 閉会

上記の議事録は、事務局長 米田章一郎の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員